証券取引等監視委員会の活動状況

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵　　送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会事務局　総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見　情報公開・個人情報保護係　内線 3021
ＦＡＸ：03-5251-2151

○情報提供窓口　情報処理係　内線 3091、3093
直　通：0570-00-3581（ナビダイヤル）
（※一部のＩＰ電話等からは 03-3581-9909 におかけください。）
ＦＡＸ：03-5251-2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

○証券取引等監視委員会ウェブサイト
http://www.fsa.go.jp/sesc/

○メールマガジン配信サービス
http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成27年６月

証券取引等監視委員会

委　員　長　　佐　渡　賢　一

目　　次

【本　文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて） …… 1
第１章　組織 …… 4
　第１　証券監視委 …… 4
　　１　委員会 …… 4
　　２　事務局 …… 4
　第２　地方の事務処理組織 …… 4

第２章　市場分析審査 …… 6
　第１　概説 …… 6
　　１　市場分析審査の目的 …… 6
　　２　平成 26 年度における活動状況 …… 6
　第２　一般投資家等からの情報の受付 …… 6
　　１　概要 …… 6
　　２　情報の受付状況 …… 7
　　３　寄せられた情報の活用 …… 8
　　４　証券監視委の職員を装った悪質な電話について …… 8
　第３　市場動向分析 …… 9
　　１　概要 …… 9
　　２　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視 …… 9
　　３　市場構造の変化と市場動向分析 …… 11
　第４　取引審査 …… 12
　　１　概要 …… 12
　　２　法令上の根拠 …… 12
　　３　取引審査の実績 …… 13
　　４　自主規制機関との緊密な連携 …… 14
　第５　今後の課題 …… 16

第３章　証券検査 …… 17
　第１　概説 …… 17
　　１　証券検査の目的 …… 17
　　２　証券検査の権限 …… 17
　　３　平成 26 年度における活動状況 …… 19
　第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画 …… 20
　第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正 …… 30
　　１　経緯 …… 30
　　２　改正のポイント …… 30
　第４　検査実績 …… 30

第５　検査結果の概要 ····· **33**
１　第一種金融商品取引業者等に対する検査 ····· 33
２　第二種金融商品取引業者に対する検査 ····· 33
３　投資助言・代理業者に対する検査 ····· 34
４　投資運用業者等に対する検査 ····· 34
５　金融商品仲介業者に対する検査 ····· 35
６　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査 ····· 35
第６　証券検査の結果に基づく勧告等 ····· **35**
１　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告 ····· 35
２　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告 ····· 36
３　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告 ·· 38
４　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告 ····· 40
５　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告 ···· 40
６　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表 ····· 40
第７　証券検査の結果認められたその他の主な問題点 ····· **44**
１　第一種金融商品取引業者における問題点 ····· 44
２　第二種金融商品取引業者における問題点 ····· 46
３　投資助言・代理業者における問題点 ····· 46
４　投資運用業者における問題点 ····· 47
第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等 · **47**
第９　今後の課題 ····· **51**

第４章　取引調査 ····· **59**
第１　概説 ····· **59**
１　取引調査の目的 ····· 59
２　取引調査の権限 ····· 59
３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額 ····· 59
４　平成 26 年度における活動状況 ····· 60
第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ····· **61**
１　勧告の状況 ····· 61
２　勧告事案の概要 ····· 62
３　平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ··· 76
第３　今後の課題 ····· **77**

第５章　国際取引等調査 ····· **78**
第１　概説 ····· **78**
１　国際取引等調査の目的・権限等 ····· 78
２　平成 26 年度における活動状況 ····· 78

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ····· 79
1　勧告の状況 ····· 79
2　勧告事案の概要 ····· 79
3　平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ··· 81
第３　今後の課題 ····· 83

第６章　開示検査 ····· 84
第１　概説 ····· 84
1　開示検査の目的 ····· 84
2　開示検査の権限 ····· 84
3　開示検査結果に基づく勧告 ····· 85
4　平成 26 年度における活動状況 ····· 87
第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等 ····· 87
1　勧告の状況 ····· 87
2　勧告事案の概要 ····· 88
3　平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ·· 100
第３　開示検査の結果行なわれた自発的訂正等 ····· 102
第４　今後の課題 ····· 103

第７章　犯則事件の調査・告発 ····· 104
第１　概説 ····· 104
1　犯則事件の調査の目的 ····· 104
2　犯則事件の調査権限及び範囲等 ····· 104
3　平成 26 年度における活動状況 ····· 104
第２　犯則事件の調査・告発実績 ····· 104
1　告発の状況 ····· 104
2　告発事案の概要 ····· 105
第３　平成 25 年度以前の告発事案に係る判決の概要 ····· 110
第４　今後の課題 ····· 113

第８章　建議 ····· 116
第１　概説 ····· 116
1　建議の目的及び権限 ····· 116
2　平成 26 年度における建議の状況 ····· 116
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 ····· 116
1　建議の実施状況 ····· 116
2　建議に基づいて執られた措置 ····· 117
3　その他の措置 ····· 117
第３　今後の課題 ····· 117

第９章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み ····· 118

第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視 ···· 118
１　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）における活動 ··· 118
２　情報交換枠組みの活用 ····· 119
３　意見交換 ····· 120
第２　体制整備及び人材育成 ····· 120
１　市場のグローバル化に対応した体制整備 ····· 120
２　海外当局への職員派遣及び短期研修への参加 ····· 121
第３　今後の課題 ····· 121

第１０章　監視活動の機能強化への取組み等 ····· 122
第１　市場監視体制の充実・強化 ····· 122
１　組織の充実 ····· 122
２　情報収集・分析能力の向上 ····· 122
３　監視を支えるシステムインフラの強化 ····· 123
第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み ·· 123
１　概要 ····· 123
２　報道機関等を通じた情報発信 ····· 123
３　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況 ····· 123
４　ウェブサイトの充実 ····· 123
第３　関係当局等との連携 ····· 124
１　金融庁の関係部局との連携 ····· 124
２　自主規制機関との緊密な連携 ····· 124
第４　今後の課題 ····· 125

おわりに ····· 127

【附属資料】

1　証券監視委の組織・事務概要 …… 133
　１－１　組織及び事務概要 …… 133
　１－２　証券取引等の監視体制の概念図 …… 136
　１－３　証券監視委の機能強化 …… 137
　１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 …… 138
　１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 139
　１－６　機構図 …… 140
　１－７　組織・事務に係る法令の概要 …… 142
　１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 …… 156

２－１　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～ …… 157

２－２　証券検査に関する基本指針 …… 160

２－３　取引調査に関する基本指針 …… 187

２－４　開示検査に関する基本指針 …… 191

3　証券監視委の活動実績等 …… 198
　３－１　証券監視委の活動状況 …… 198
　３－２　市場分析審査実施状況 …… 199
　３－３　証券検査実施状況 …… 202
　３－４　勧告等実施状況 …… 213
　３－５　申立て実施状況 …… 287
　３－６　告発実施状況 …… 298
　３－７　建議実施状況等 …… 338
　３－８　市場のグローバル化への対応状況 …… 346
　３－９　平成 26 年度　主な講演会等の開催状況 …… 349
　３－10　平成 26 年度　各種広報媒体への寄稿 …… 351

４－１　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ …… 354

４－２　年金運用ホットラインでの情報受付について～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ … 355

４－３　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 …… 357

４－４　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ …… 359

凡　　例

設　置　法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金　商　法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
証　取　法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）
犯　収　法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投　信　法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保証金府令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第８期体制は、平成 25 年 12 月に発足し、平成 26 年１月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料２－１参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の３つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の８つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

１　今年度の取組み

本公表の対象期間である平成 26 年度（平成 26 年４月１日～平成 27 年３月 31 日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢を適切に整備せず、相場操縦行為を看過していた問題や、利益の相反するファンド間で価値が下落した私募債を簿価で取引し、顧客に損失を生じさせていた問題等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、登録申請書に添付する貸借対照表に虚偽の金額を記載して登録を受けていた問題や、出資金の流用を知りながら、無登録業者に名義貸しを行い、根拠のない配当利回り等を記載したパンフレットを利用してファンドの取得勧誘を行っていた問題等が認められました。また、投資助言・代理業については、第一種又は第二種金融商品取引業者の登録を受けずに、店頭デリバティブ取引の媒介や海外ファンド等の募集の取扱いを行っていた問題等が認められ、投資運用業者については、年金基金との投資一任契約がありながら、ファンドに不利な取引に何ら対応せず年金基金に損失を与えたという忠実義務違反の問題等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた金融商品取引業者に対して行政処分を求める勧告を行いました。

さらに、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行ったり、無登録でファンドの販売等を行うなど金商法違反行為が認められた者に対して、金商法第 192 条に基づく違法行為の禁止・停止命令の裁判所への申立てを行いました。また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、適格機関投資家からの出資という適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないままの取得勧誘行為や、取得勧誘に関して顧客に虚偽のことを告げる行為といった法令違反行為のほか、出資金の流用、出資・運用状況の杜撰な管理、虚偽の運用報告書の交付、運用益が生じていない中での出資金を原資とした配当の実施など投資者保護上問

題のある状況が認められたことから、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、公開買付者の役員が、その職務に関し知った公開買付けの実施に関する情報を基に内部者取引を行うとともに、この役員から同情報の伝達を受けた複数の者により内部者取引が行われた事案のほか、株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させるなどして相場操縦を行っていた事案等について、課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文・買い注文を発注するなどして相場操縦を行った事案、株価指数の銘柄入替に際して大量の買い注文を発注するなどの方法により大引け前 30 秒間に相場操縦を行った事案、過去に課徴金納付命令勧告の対象となった法人が再度の相場操縦を行った事案について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、実際は売買取引がないにもかかわらず販売契約の締結等により架空の売上を計上したり、実際は開発していないソフトウエアを開発したとして架空の資産（ソフトウエア仮勘定）を計上するなどして、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書や有価証券報告書等を提出した上場会社に対して、課徴金納付命令勧告を行いました。また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しています。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、公開買付けの実施に関する情報を受領した者が、知人と共謀し、内部者取引を行っていた事件、デイトレーダー同士が共謀の上、４銘柄の上場株式について、見せ玉手法等により相場操縦を行っていた事件、架空売上計上や貸倒引当処理済み債権の回収偽装等による虚偽有価証券報告書提出事件等について告発し、また、１銘柄の上場株式について、仮装売買、買い上がり買付け、終値関与などで相場操縦を行っていた事件と架空売上計上等による虚偽有価証券報告書提出事件では、警察と連携しつつ調査を進め、告発を行うなど、市場全体に目を向け、幅広く、悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行いました。具体的には、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿のほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信を行いました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集」（不公正取引編及び開示規制違反編）を平成 26 年８月に公表しました。

２　今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正やＩＴの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、わが国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による

不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り組んでいきます。

第１章　組　　織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成４年７月に第１期が始まり、平成 25 年 12 月 13 日から第８期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

２　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の６課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成 26 年度 13 人、平成 27 年度４人）が認められ、平成 27 年度末で合計 410 人の体制となっている。

(1)　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
(2)　市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
(3)　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
(4)　取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
(5)　開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
(6)　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注１）平成 19 年７月１日に、従前の１名から２名に増員された。
（注２）平成 18 年７月１日に、総務検査課及び特別調査課の２課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課体制に拡充され、さらに平成 23 年７月１日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の６課体制に拡充された。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が

設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 26 年度 22 人、平成 27 年度 11 人）が認められ、この結果、平成 27 年度末の定員は、合計で 354 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任(注)を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　市場分析審査

第１　概説

１　市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融･資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

２　平成 26 年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面しており、市場分析審査課では、平成 26 年度においても、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めている。

具体的には、一般投資家等から 5,688 件の情報提供を受けたほか、一般投資家からの情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国の自治体や警察等に配布を行うとともに、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供いただきたい情報の例」をよりわかりやすいものとするなど、有用性の高い情報の収集に努めた。また、高頻度取引（High Frequency Trading。以下「ＨＦＴ」という。）に関する海外の規制状況や第三者割当増資等に際して実施されている反社チェック状況など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成 26 年度には、計 1,084 件（価格形成 94 件、内部者取引 978 件、その他 12 件）の取引審査を行った。

第２　一般投資家等からの情報の受付

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている（附属資料４－１参照）。

こうした情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料３－２－２参照）。有用な情報を多数寄せていただく取組みとして、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。また、電話での受付けにおいては、平成 26 年 10 月より、遠方からの情報提供者の負担を考慮し、ナビダイヤル（全国一律料金）を導入し、利便性の向上を

図っている。さらには、金融商品取引業者に対して、各ウェブサイト上に、証券監視委の情報提供窓口へのリンクを貼るよう、随時依頼している。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別の紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成 26 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 5,688 件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は９件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 3,733 件、電話 1,375 件、文書 458 件、来訪 54 件、財務局等から回付を受けたものが 68 件となっており、全受付件数の７割弱をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 3,904 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 410 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 652 件、その他の意見等が 722 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,400 件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 544 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 364 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが 161 件、ファイナンスに関するものが 49 件、適時開示に関するものが 38 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 31 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 10 件など、多様な情報が寄せられている（附属資料３－２－３参照)。

《情報の連絡先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　情報提供窓口
直通電話：0570－00－3581（ナビダイヤル）　※一部の IP 電話等は 03－3581－9909
ＦＡＸ　：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

また、年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料４－２参照)。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

直通電話：03－3506－6627
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

〔提供いただきたい情報の例〕
①投資一任業者における疑わしい運用等の情報
②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
④契約や説明を遵守しない運用に関する情報
〔情報提供に当たっての留意事項〕
・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料４－３参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成 18 年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　公益通報窓口
直通電話：03－3581－9854（注）
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
ＦＡＸ　：03－5251－2198
（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、ＦＡＸ）により受け付けており、電話は相談用である。

３　寄せられた情報の活用

証券監視委には、上記のとおり、年間約５～６千件の情報が寄せられている。これらの情報は、内容を精査したうえで速やかに関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

証券監視委では、限られた人的資源において、効率的かつ効果的な検査・調査等を実施する観点から、金融庁その他の関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析しているところであり、情報提供窓口に寄せられた情報は、これらの情報と並んで問題点の把握のために活用されている。

なお、情報提供窓口へ寄せられる情報の内容は様々となっているが、寄せられた情報を一層活用できるよう、平成 26 年３月に、証券監視委の情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するとともに、情報提供者が利用しやすいよう入力様式の変更を行ったところである。

４　証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、平成 25 年 10 月にウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。（27 年３月に一

部追記)。

○　証券取引等監視委員会の○○さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。
○　証券取引等監視委員会の○○さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Ａという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。
○　未公開株の購入に当たり、Ｂ社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。
○　未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅捜索する」といった内容の電話を受けた。
○　Ｃ社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「Ｃ社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

（注）未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなどの連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

また、上記の未公開株などの勧誘等に関係した電話のほか、証券取引等監視委員会の職員を名乗る者から、上場会社の子会社の社員名簿を郵送で提出してほしいといった内容の電話を受けた（直接訪問して証票の提示や調査の根拠法令等の説明等は行っていない)、といった情報が寄せられています（平成 27 年 3 月 23 日追記)。

また、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について平成 21 年６月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料４－４参照)、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第３　市場動向分析

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

２　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

⑴　不公正ファイナンスへの対応

近年、金融・資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における

不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資、あるいは債務の株式化（Debt Equity Swap）の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不公正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第 158 条の偽計を適用して対応してきており、これまで７事案の刑事告発及び１事案の課徴金納付命令勧告を行っている。

⑵　市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。平成 26 年度における主な取組みは以下のとおりである。

①　第三者割当増資の動向

イ　第三者割当増資の件数

証券監視委では、市場監視の一環として、適時開示情報をもとに、平成 21 年以降、「第三者割当増資の件数及びそのうちの現物出資の件数」を独自に集計している。

（注）なお、集計にあたっては、第三者割当増資の形態ではあるものの、不公正ファイナンスの可能性が乏しいと考えられるもの（第三者割当による自己株処分、公募増資と同時に実施される主幹事証券会社に対するオーバーアロットメントの第三者割当増資、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行等）は除外している。

上記集計に基づく第三者割当増資の件数は、平成 21 年の 253 件（発行決議ベース、以下同様）から減少傾向にあり、平成 24 年には 104 件となったが、平成 25 年は 130 件（対前年比 25.0％増加）、平成 26 年は 161 件（同 23.8％増加）となり、２年連続で

大幅な増加となった。

これは、前年に続いて、平成 26 年においても、株式市場の活況を背景に、証券会社の投資銀行部門による積極的な発行提案が継続しており、その中で、証券会社の自己勘定による新株予約権の引受事案が堅調に推移したこと（前年比＋５件）が増加要因として考えられる。

また、経営不振企業を対象とした、投資会社やファンドによる新株予約権等への投資事案も増加している（前年比＋４件）。

ロ　現物出資を用いた第三者割当増資の状況

上記集計に基づく第三者割当増資のうち、現物出資を用いた第三者割当増資の件数は、平成 22 年の 26 件をピークに減少傾向にあり、平成 26 年は６件となった。当該現物出資の対象財産は、５件が金銭債権（ＤＥＳ）であり、１件が上場株式となっている。証券監視委では、これまで現物出資の対象となる不動産を過大評価した不公正ファイナンス事案の告発を行ってきたが、平成 23 年以降は、対象財産を不動産とする現物出資の事例が見られなくなっている。

② 第三者割当増資等に際して実施されている反社チェックの状況分析

上場会社は、第三者割当増資を実施する際に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、管轄財務局へ提出する有価証券届出書に「割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下この項において「特定団体等」という）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること」が義務付けられている。また、金融商品取引所においても、上場会社が同様の確認を行い、その結果について適時開示することを規定している。当該確認行為は、一般的に反社チェックと呼ばれている。

反社チェックの手法に関する特段の規定はないが、第三者割当増資を予定している発行会社は、割当先が上場会社、上場会社の親会社又は子会社、証券会社、銀行、発行会社の役員等以外の場合は、殆どの事例で調査会社に調査を委託していた。割当先及びその関係者に関する調査報告書を委託先の調査会社から入手し、当該調査報告書に基づく検討結果を、有価証券届出書及び適時開示資料に記載している。調査会社に依頼する調査項目や調査報告書の様式についても特段の取り決めがないため、発行会社に提出される調査報告書を分析すると、調査会社によって質量ともに大きな差異が生じていた。特に、結論に至るまでの判断材料が明示されずに調査結果のみが報告書に記載されている場合、財務局や金融商品取引所は、発行会社に対して、当該報告書をもとに結論を導き出した理由や経緯について説明を求め、反社チェックの有効性に関する確認を行っていた。

３　市場構造の変化と市場動向分析

証券監視委では、国内外の市場構造の変化を的確に把握し、その市場構造の変化に対応した不公正取引に係る審査・調査が求められると考えている。こうした観点から、国内外の市場において、重要性が増している、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性がある金融商品又は取引形態等に注目し、平成 26 年度において以下の実態把握を行った。

⑴　スワップ取引を利用した不公正取引の事例研究

近年、有価証券を原資産とするスワップ取引が拡大している。スワップ取引に関しては、顧客の取引相手方となる証券会社によるヘッジ取引を伴って行われることもあり、顧客の匿名性が問題となりうることなどから、スワップ取引を用いた日米両国の不公正取引の事例研

究を行った。

⑵　日米欧におけるＨＦＴ規制の実態把握

近年、世界各国の取引所において、ＨＦＴを利用した取引が増加し、発注・訂正・取消が高速度、かつ、頻繁に行われていることから、市場関係者の間で関心が高まっている。

こうした中、平成 22 年５月のいわゆるフラッシュ・クラッシュの発生等を契機に措置された米国の規制や平成 26 年５月に欧州で成立した第２次金融商品市場指令（ＭｉＦＩＤⅡ）、及び、大阪取引所が実施している先物市場における自主規制などを調査して実態把握を行った。

⑶　米国におけるＨＦＴを用いた不公正取引の摘発事例の研究

ＨＦＴ業者に対する初の相場操縦摘発事例として、米国ＳＥＣは、平成 26 年 10 月、ＨＦＴ業者であるアテナキャピタルリサーチに対して、制裁金 100 万ドル（約 1.2 億円）及び違法行為の排除命令を課したことから、前記⑵の調査と別に、当該事例研究を行った。

⑷　サイバー攻撃に関する企業の開示動向

今日の企業活動にとって重要な課題の一つであるサイバー・セキュリティー対策については、上場企業がサイバー攻撃を受けた場合、その対応にかかる開示内容によっては更なる攻撃を招くリスクがあることなどから、どのような立場をとるべきか課題となっている中、米国の動向について調査して実態把握を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委内で共有し、新たな金融商品等への対応を含め、包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第４　取引審査

１　概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
⑶　新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
⑷　一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

２　法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定

されている（附属資料１－７－２参照）。

３　取引審査の実績

⑴　実績

平成 26 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数		平成 26 年度	（参考）平成 25 年度
合　　計		1,084	1,043
	証券監視委	447	410
	財務局等	637	633
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		94	86
内 部 者 取 引		978	943
そ　　の　　他		12	14

証券監視委及び財務局等においては、市場における取引状況について日常的な市場監視を行い、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

⑵　審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

①　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ａ社が、Ｂ社株式をＴＯＢ（株式公開買付け）する旨を公表したところ、Ｂ社の株価が大きく上昇したことから、Ｂ社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ　Ｃ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｄ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　証券会社から、Ｅ社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。

ホ　Ｆ社の株式について、Ｆ社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

②　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ｇ社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ　金融商品取引所から、Ｈ社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ　証券会社から、Ｉ社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

ニ　Ｊ社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを

多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③　その他の観点から審査を行った事例

イ　K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。

ロ　L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。

ハ　M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ニ　インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

⑶　クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の６割程度（平成 26 年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第９章参照）。

４　自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

⑴　金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文･取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成 20 年 10 月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成 21 年４月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成 21 年４月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてＪ－ＩＲＩＳＳ（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの参加上場会社の拡大等に向け、金融商品取引所及び金融庁・証券監視委と連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の金融商品取引所は、平成 23 年１月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を平成 23 年６月に「内部者取引の未然防止

のためのＪ－ＩＲＩＳＳの活用に関する検討報告」として公表した。

こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

なお、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの上場会社の登録率は、平成 27 年３月末時点で、80.8%となっている。

⑵　「コンプライアンスＷＡＮ」の利用

「コンプライアンスＷＡＮ」は、全国の証券会社と全国の金融商品取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

①　売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、

②　売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、

③　証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、

などといったメリットがもたらされている。

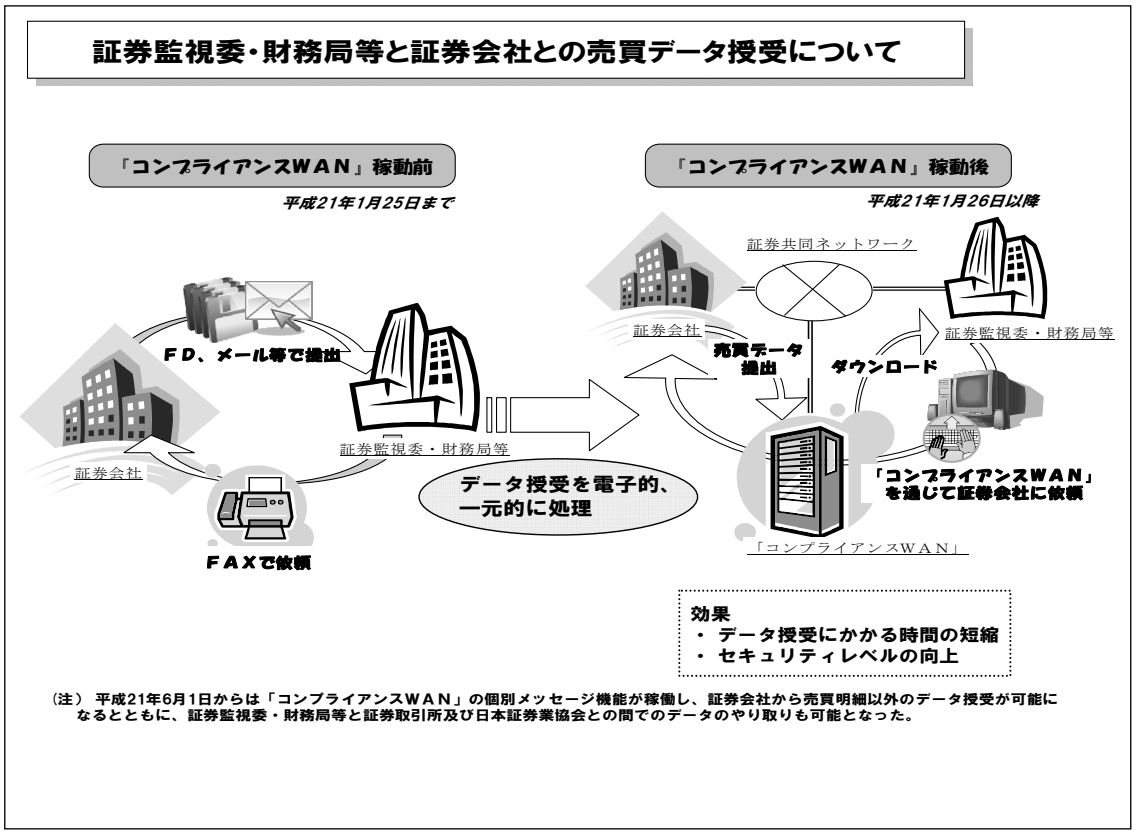

第５　今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、ＨＦＴにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それを分析･活用していく必要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

⑴　機動的な市場監視への取組み

様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

⑵　より効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に引き続き努めるとともに、収集した情報の分析を強化し、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等においてより効果的に活用する態勢を確立する。

⑶　クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

⑷　取引の高速化への対応の強化

ＨＦＴやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に留意し、市場における取引状況について注視する。

また、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような相場操縦行為の把握に努める。

第３章　証券検査

第１　概説

１　証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

２　証券検査の権限

(1)　証券監視委は、平成４年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成 17 年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（ＦＸ）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成 19 年９月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成 22 年４月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成 24 年 11 月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成 19 年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第 51 条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者等（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
② 金融商品取引業者の主要株主等（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
③ 特別金融商品取引業者の子会社等（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
④ 指定親会社（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）
⑤ 指定親会社の主要株主（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
⑥ 取引所取引許可業者（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
⑦ 特例業務届出者（金商法第 63 条第８項、第 194 条の７第３項）
⑧ 金融商品仲介業者（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及

び第３項）

⑨　信用格付業者　（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）

⑩　認可金融商品取引業協会　（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）

⑪　認定金融商品取引業協会　（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）

⑫　投資者保護基金　（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）

⑬　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）

⑭　株式会社金融商品取引所の主要株主　（金商法第 106 条の６、第 194 条の７第３項）

⑮　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）

⑯　金融商品取引所持株会社の主要株主　（金商法第 106 条の 20、第 194 条の７第３項）

⑰　金融商品取引所持株会社　（金商法第 106 条の 27、第 194 条の７第３項）

⑱　金融商品取引所　（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）

⑲　自主規制法人　（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）

⑳　外国金融商品取引所　（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）

㉑　金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項）

㉒　金融商品取引清算機関の主要株主（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）

㉓　金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）

㉔　外国金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項）

㉕　証券金融会社　（金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項）

㉖　指定紛争解決機関　（金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項）

㉗　取引情報蓄積機関　（金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項）

㉘　投資信託委託会社等　（投信法第 22 条第１項、第 225 条第３項）

㉙　設立中の投資法人の設立企画人等（投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項）

㉚　投資法人　（投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項）

㉛　投資法人の資産保管会社等　（投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項）

㉜　投資法人の執行役員等　（投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項）

㉝　特定譲渡人　（ＳＰＣ法第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項）

㉞　特定目的会社　（ＳＰＣ法第 217 条第１項、第 290 条第３項）

㉟　特定目的信託の原委託者　（ＳＰＣ法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項）

㊱　振替機関　（社債等振替法第 20 条第１項、第 286 条第２項）

㊲　その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(注)　(　)書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

(2)　証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　金融商品取引業者、特例業務届出者　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第６項第１号）
②　登録金融機関　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第６項第２号）
③　証券金融会社、振替機関、口座管理機関　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第７項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

(3)　証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

３　平成 26 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加（全体で延べ約 8,000 社)、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ全体の状況を把握する取組みの進展、④取引インフラをなすＩＴシステムの信頼性確保の重要性増大等、大きく変化している。また、昨今のＡＩＪ問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題やＭＲＩ問題等、公益又は投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反等が相次いで明らかとなったことに加え、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。

このような状況を踏まえ、平成 26 年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

大規模証券会社グループ等については、監督部局との連携のもと、オフサイトでのヒアリング等により業務実態を把握し、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで、年間を通じてより効率的・効果的な検査を実施した。

また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査（金商法第 187 条）の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁

止命令等の申立て（金商法第 192 条）、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行った。

こうした取組みの結果、平成 26 年度においては、266 件（着手ベース）（延べ 381 件）の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 105 業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者が無登録業者に名義貸しを行っていた事案や投資助言・代理業者が無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた 16 件について、行政処分を求める勧告を行った。

裁判所への禁止命令等の申立てについては、それに係る調査を実施し、金商法違反行為が認められた無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者のうち、違法行為を今後も行う蓋然性の高い６件について申立てを行った。

また、適格機関投資家等特例業務届出者等による重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果等の公表を行った。（検査結果の公表が 16 件、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表が１件。）

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる１年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 26 年３月 25 日に公表した。

平成 26 年 3 月 25 日
証券取引等監視委員会

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

（２）検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなすＩＴシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

（３）証券検査を巡る現下の課題

最近においては、ＡＩＪ問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。また、第二種金融商品取引業者については、ＭＲＩ問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっている。

こうした金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していかなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

（4）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、平成 24 年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、継続的に検査を実施していく。

また、特に中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとならないよう、検査を実施する業者数を増加させる。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

２．検査実施方針

（1）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

①　業態その他の特性に着目した検証

イ．金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力との

関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題やこれを受けた金商法改正を踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやＤＭＡを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販

売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難である。また、多くの投資運用業者において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

特に、投資一任業者に対する検査においては、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、引き続き年金運用ホットラインを活用するなどして情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を検証する。

ヘ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則を始めとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証に注力する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪質な事例が引き続き認められている。これを踏まえ、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護

上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ．投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。

リ．自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、ＩＯＳＣＯなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ．無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで業界共通の課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施する。加えて、その結果を翌年以降の検査等に有効活用していくサイクルを確立していく。

ロ．システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるＩＴシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やＦＸ取引への参加が定着するなど、金融取引においてＩＴシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ＩＴシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ＩＴシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

ハ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

（２）効率的・効果的で実効性ある検査の実施

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ．継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。第二種金融商品取引業者については、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものを、継続的な検査の対象とする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃

淡をつける等の対応を行うこととする。
なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ．随時検査を行う対象

上記イ．以外の検査対象の登録業者（投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。
また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ．登録事項検査

上記イ．及びロ．によるもののほか、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（以下「登録事項検査」という。）を実施する。

ニ．無登録業者

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、上記ロ．と同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

②　実効性のある検査の実施

イ．予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ．双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ．検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③　金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するほか、検証項目の設定やオンサイトの検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化する。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 26 年３月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

１　経緯

(1)　反社会的勢力への対応に係る改正

金融庁において、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正が行われた。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等についても、パブリックコメントに付した上で、平成 26 年６月４日付で改正し、同日以降、検査に活用することとした。

(2)　流動性カバレッジ比率規制に係る改正

最終指定親会社に対し、平成 27 年３月 31 日から流動性カバレッジ比率に係る告示が適用されることを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正案を公表し、パブリックコメント（同年２月６日～同年３月９日）に付した上、同月 26 日付で「金融商品取引業者等検査マニュアル」を改正し、同月 31 日以降、検査に活用することとした。

※　流動性カバレッジ比率とは、ストレス下において 30 日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す指標。

(3)　システムリスク管理態勢に係る改正

金融庁において、システムリスク管理態勢に関する着眼点・検証項目の拡充を図るため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正が行われた。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント（平成 27 年２月 13 日～同年３月 16 日）に付した上、同年４月 22 日付で「金融商品取引業者等検査マニュアル」等を改正し、同日以降、検査に活用することとした。

２　改正のポイント

(1)　反社会的勢力への対応に係る改正

監督指針に①反社会勢力との取引の未然防止（入口）、②事後チェックと内部管理（中間管理）、③反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備等についての着眼点が追加されたことを踏まえ、反社会的勢力への対応に係る検証項目を追加した。

(2)　流動性カバレッジ比率規制に係る改正

流動性カバレッジ比率規制に係る検証項目の追加等を行った。

(3)　システムリスク管理態勢に係る改正

監督指針に①情報セキュリティ管理、②サイバーセキュリティ管理等に係る態勢整備についての着眼点が追加されることを踏まえ、システムリスク管理態勢に係る検証項目の追加等を行った。

第４　検査実績

⑴　平成 26 年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（32 頁別表参照）。

①　第一種金融商品取引業者等（継続的に検証を行う対象）

平成 26 年度においては、第一種金融商品取引業者等 150 業者に対する検査を計画し、実績としては、169 業者（第一種金融商品取引業者 77 業者、登録金融機関１業者、第二種金融商品取引業者 72 業者（うち、26 業者については登録事項検査）、投資運用業者等 17

業者（投資運用業者 15 業者、投資法人２法人）、信用格付業者２業者）に対し検査に着手した。

平成 26 年度に検査着手したもののうち、133 業者（第一種金融商品取引業者 58 業者、登録金融機関１業者、第二種金融商品取引業者 62 業者（うち、23 業者については登録事項検査）、投資運用業者等 12 業者（投資運用業者 11 業者、投資法人１法人））については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 24 年度及び同 25 年度において検査に着手し、同 25 年度末までに検査が終了していなかった 63 業者（第一種金融商品取引業者 28 業者、第二種金融商品取引業者 32 業者（うち、６業者については登録事項検査）、投資運用業者３業者）については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

② 投資助言・代理業者等（随時検査を行う対象）

平成 26 年度においては、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、投資助言・代理業者 42 業者（うち、15 業者については登録事項検査）、適格機関投資家等特例業務届出者 31 業者、金融商品仲介業者 18 業者の計 91 業者に対し検査に着手した。

平成 26 年度に検査着手したもののうち、60 業者（投資助言・代理業者 31 業者（うち、12 業者については登録事項検査）、適格機関投資家等特例業務届出者 14 業者、金融商品仲介業者 15 業者）については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 24 年度及び同 25 年度において検査に着手し、同 25 年度末までに検査が終了していなかった投資助言・代理業者７業者、適格機関投資家等特例業務届出者 10 業者、金融商品仲介業者１業者の計 18 業者については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 26 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、金融商品取引所１社、金融商品取引所持株会社１社及び自主規制法人１法人に対し検査に着手している。

④ その他

平成 26 年度においては、持株会社１社及び指定親会社２社に対し検査に着手し、持株会社については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 25 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社２社については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

（注） 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査終了通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 26 年度に検査が終了した 277 件のうち、223 件について、臨店検査終了後、３月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

また、上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、上記のうち、第一種金融商品取引業者３業者及び指定親会社２社については、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むこと

で検査をより効率的・効果的に実施した。

また、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。

平成 26 年度に検査が終了した金融商品取引業者等 277 業者（同 24 年度及び同 25 年度に検査着手したものを含む。）のうち４業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。

⑵ 平成 26 年度に検査が終了した金融商品取引業者等（同 24 年度及び同 25 年度に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた 16 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表　平成 26 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 ［検査先数］（注１）	実績 ［検査先数］（注１）（着手ベース）	実績 ［延べ数］（注２）（着手ベース）	検査対象業者数（注３）［延べ数］（注２）	実績 ［検査先数］（注１）（検査終了ベース）	（うち 24 年度、25 年度着手分）
第一種金融商品取引業者	150 業者	77	78	277	86	28
登録金融機関		1	1	1,087	1	0
第二種金融商品取引業者		72	120	1,234	94	32
投資運用業者		15	23	328	14	3
投資法人		2	2	69	1	0
信用格付業者		2	2	7	0	0
投資助言・代理業者	随時実施	42	89	989	38	7
適格機関投資家等特例業務届出者		31	40	3,123	24	10
金融商品仲介業者		18	20	818	16	1
自主規制機関等	必要に応じて実施	3	3	13	0	0
その他	－	3	3	―	3	2
合計		266	381	7,945	277	83

（注１） 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

（注２） 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

（注３） 検査対象業者数は、平成 27 年３月末時点のものである。

⑶　平成 26 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 112 人日、第二種金融商品取引業者 39 人日、投資助言・代理業者 29 人日、投資運用業者 144 人日、登録金融機関 38 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 58 人日、金融商品仲介業者 15 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 32 人日、最多検査投入人員は 415 人日となっている。

第５　検査結果の概要

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。）は計 87 業者であり、このうち 36 業者において問題点が認められた。これら 36 業者の問題点は、不公正取引に関するものが７業者、投資者保護に関するものが 16 業者、財産・経理等に関するものが５業者、その他業務運営に関するものが 18 業者となっている。このうち３業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢を適切に整備せず、相場操縦行為を看過していた問題や、利益の相反するファンド間で価格が下落した私募債を簿価で取引し、顧客に損失を生じさせていた問題が認められた。

また、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引などに着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備がある事例が認められた。

このほか、顧客からの苦情が増加しているにもかかわらず、発生原因を分析し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない等の事例が認められた。

２　第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 94 業者であり、このうち 28 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 28 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 23 業者、財産・経理等に関するものが８業者、その他業務運営に関するものが 17 業者となっている。このうち５業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

○　ＭＲＩ事案を踏まえた検証

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンドのうち、いわゆる「事業型ファンド」については、株式のように公衆縦覧型の開示書類を提出するなどの開示規制の対象となっていないことから、業者の顧客に対する相対の説明が極めて重要である。

こうした中、平成 25 年４月に行政処分勧告を行ったＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ．（第二種金融商品取引業者）は、一般の個人投資家に対し虚偽の説明・告知を行って多額の出資金を集め、その出資金を本来の事業に投資することなく、他の顧客に対する配当金・償還金の支払いに流用していたという極めて重大な問題が認められた。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度以降、第二種金融商品取引業者の顧客に対する説明の適切性、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について重点的に検証を行ってきた。

その結果、顧客に対する虚偽の説明・告知（合理的根拠のない配当利回り等）、誤解させる

ような表示、分別管理が確保されていない状況や出資金の管理・運用が不適切な状況（流用、使途不明等）での勧誘行為、無登録業者に対する名義貸しなどの問題が認められた。

3　投資助言・代理業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 38 業者であり、このうち 15 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 15 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 11 業者、その他業務運営に関するものが９業者となっている。このうち６業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、無登録で店頭デリバティブ取引の媒介及び外国株式等の募集又は私募の取扱いを行う問題が認められた。

4　投資運用業者等に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。）は計 15 業者であり、このうち５業者において問題点が認められた。これら５業者の問題点は、投資者保護に関するものが１業者、その他業務運営に関するものが５業者となっている。このうち１業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、年金基金との間で投資一任契約を締結しながら、ファンドに不利な取引に何ら対応せず年金基金に損失を与えたという忠実義務違反等の問題が認められた。

○　投資一任業者に対する集中的な検査

投資一任業者については、ＡＩＪ事案を受けて、特に年金基金を顧客とする業務運営の実態把握や法令等遵守状況の検証を優先して行う必要性が認められた。このため、証券監視委及び財務局等は、監督部局による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、平成 24 年度から投資一任業者に対する集中検査を実施しており、平成 24 年度から同 26 年度にかけて 47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

集中的な検査においては、ＡＩＪ事案を踏まえ、

- 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか。
- 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査（デュー・ディリジェンス）に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか。
- 投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか。

等について、幅広い検証を行った。

その結果、６業者について法令違反行為が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

具体的には、

- 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）
- 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等（虚偽・誤解表示）
- 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況（誤解表示）
- みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為（特別の利益の提供）

・　受託した投資一任契約に関し、過大に報酬を受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせずに純資産価額を報告する行為（忠実義務違反）
・　投資一任契約の運用につき、価値の下落を認識していた有価証券について、価値の下落を反映させない価格で取得する運用指図をする行為（忠実義務違反）

の法令違反行為が認められた。

このほか、運用資産に海外を含む外部のファンドを組み入れている状況で、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングを行っていない事例等、20 業者において問題点が認められた。

５　金融商品仲介業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 16 業者であり、このうち３業者において問題点が認められた。これら３業者の問題点は、投資者保護に関するものが２業者、その他業務運営に関するものが２業者となっている。このうち１業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為等の問題が認められた。

６　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 24 業者であり、このうち 22 業者において問題点が認められた。なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしており、16 業者について検査結果の公表を行った。（このほか、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表を１件行った。）

具体的には、適格機関投資家からの出資を受けずに適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行いファンドを勧誘する行為等の金商法違反行為や、出資・運用の杜撰な管理、金融商品取引業者の合意の下、当該業者の名義を用いてファンドを勧誘する行為、ファンド出資金の会社経費や配当・償還金への流用等の投資者保護上問題のある行為が認められた。

第６　証券検査の結果に基づく勧告等

平成 26 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

１　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　むさし証券株式会社

（勧告日：平成 26 年６月 13 日）【附属資料３－４－３⑴②（番号１）参照】

○　株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

〔金商法第 51 条〕

当社は、市場デリバティブ取引の自己売買による相場操縦行為を看過し、取引所から当該自己売買につき２度の注意を受けていたにもかかわらず、売買審査態勢を適切に整備していなかった。

※　当社については、上記の証券検査の結果及び国際取引等調査の結果（第５章第２－２(1)参照）に基づく行政処分等を求める勧告を行った。

⑵　ばんせい証券株式会社

（勧告日：平成 26 年６月 13 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号５）参照】

○　船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況〔金商法第 51 条〕

当社は、自らが実質的に運営する商品ファンドについて、自らが投資する商品ファンドと当社の顧客及びばんせい投信投資顧問株式会社の顧客（甲年金基金）が投資する商品ファンドとの間で、利益相反の関係があるにもかかわらず、価格が下落していた船舶関連私募債を簿価で売買し、経営陣も当該売買を看過しており、利益相反管理態勢の不備という公益又は投資者保護上の重大な問題が認められた（参考：本章第６－４）。

⑶　ＦＸコーポレーション株式会社

（勧告日：平成 26 年８月 29 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 11）参照】

○　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等〔金商法第 46 条の６第１項及び第２項、第 50 条第１項並びに第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）〕

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、法令で必要とされる届出を行わず、その事実を隠蔽するために虚偽の純財産額等をもとに自己資本規制比率を算出し、当局に届けていた。

２　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント

（勧告日：平成 26 年４月 15 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号１）参照】

①　ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況〔金商法第 52 条第１項第９号〕

当社は、私募の取扱いを行うファンド（アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスＣＸ及び株式会社ジー・クエストをそれぞれ営業者とするファンド）において、顧客の出資金の一部流用や虚偽の運用報告書の提出、運用利益の分配基準未達での配当といった投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた（参考：本章第６－６－(3)）。

②　無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 29 条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸが新たに発行する社債の私募の取扱いを行っていた。

⑵　おひさまエネルギーファンド株式会社

（勧告日：平成 26 年５月 16 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号２）参照】

①　分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの取得勧誘を行っている状況〔金商法第 40 条の３〕

当社は、取得勧誘を行ったファンドの資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理

態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していた。

② 当局への虚偽報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの分別管理に係る事項について、虚偽の報告を行っていた。

⑶ ジースリー株式会社

（勧告日：平成 26 年７月３日）【附属資料３－４－３(1)①（番号９）参照】

① 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

〔金商法第 38 条第１号及び第 52 条第１項第９号〕

当社には、ア．株式会社Ｇｒａｎｔによる同社自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、イ．出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、ウ．合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況が認められた（参考：本章第８－⑴②）。

② 無登録業者に名義貸しを行っている状況

〔金商法第 36 条の３〕

当社は、無登録業者の社員及びその傘下の無登録代理店に対し、当社の商号等が記載された名刺を使用させるなど、当社の名義において海外ファンド等の取得勧誘を行わせていた。

③ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ニに該当することとなったとき）〕

当社の代表取締役は、株式会社Ｇｒａｎｔや無登録代理店による海外ファンドの取得勧誘が違法であることを認識しながら、その違法行為に加担し、また、自らも違法行為（無登録での社債等の取得勧誘）を行うなどしており、当社には当該代表取締役以外に実質的に役職員がいないことから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

⑷ 株式会社リアルキャピタルマネジメント

（勧告日：平成 26 年 10 月 17 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 13）参照】

① 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

当社は、適格機関投資家等特例業務を行おうとする者（特例業務届出希望者）から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家であるＡ証券会社の代理人と称するＢ社に当該ファンドへの出資を依頼することにより、Ａ証券会社から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。しかしながら、実際には、当社及びＢ社は、当該特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、Ｂ社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てており、Ａ証券会社からの出資は行われていなかった（参考：本章第６－６－⑸①）。

② 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第 36 条の３〕

当社は、クリーンコントロールベトナム合同会社に対し、当社の名義を用いて、同社が組成・運用するファンドの取得勧誘を行わせていた（参考：本章第６－６－⑸②）。

③ 法定書面の未交付等

〔金商法第 31 条第１項、第 37 条の３第１項、第 37 条の４第１項、第 47 条及び第 47 条の２〕

当社は、契約締結前交付書面の未交付等の法令違反行為を行っていた。

④　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ニに該当することとなったとき)〕

当社は、その業務の多くが代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当該代表取締役は、法令等遵守意識が著しく欠如し、その法令違反行為等が認められる業務によって当社の営業収益のほとんどを上げている。このため、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

⑸　日本産業復興基金株式会社

（勧告日：平成 27 年３月６日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 15）参照】

①　不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況

〔金商法第 29 条の４第１項柱書き及び第 52 条第１項第５号〕

当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付する貸借対照表において、架空の現金の計上により「現金及び預金」の額が実際より過大な虚偽の金額であることを認識しながら、当該登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けていた。

②　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

〔金商法第 47 条の２及び第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ニに該当することとなったとき)〕

当社において、実質的に一人で業務を行っている役員は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な整備を怠った結果、不正の手段により第二種金融商品取引業の登録を受けたほか、虚偽の金額を記載した事業報告書を関東財務局長宛てに提出しているなど、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

３　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　ヴィエナキャピタル・ジャパン株式会社

（勧告日：平成 26 年５月 20 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号３）参照】

①　無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、外国で発行された集団投資スキーム持分（以下「海外ファンド」という。）の私募の取扱いを行っていた。

②　報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

当社は、２度にわたる報告徴取命令により資料の提出を求められたが、正当な理由がないにもかかわらず、これを提出していなかった。

③　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ニに該当することとなったとき)〕

当社は、投資助言・代理業務に十分な知識・経験を有する役職員を配置していないなど必要な法令等遵守態勢の整備を怠った結果、無登録での海外ファンドの私募の取扱いや、契約締結前交付書面などの記載不備など、多くの法令違反が認められる状況となっており、

唯一の常勤役職員である代表取締役の法令等遵守意識も著しく欠如していることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

⑵　株式会社チャートマスター

（勧告日：平成 26 年５月 30 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号４）参照】

①　無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況

〔金商法第 29 条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の媒介を行っていた。

②　無登録業者に名義貸しを行っている状況

〔金商法第 36 条の３〕

当社は、無登録業者に当社の名義を使用させて、顧客との投資顧問契約を締結させ、投資助言行為を行わせていた。

⑶　株式会社トラフィック

（勧告日：平成 26 年６月 17 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号７）参照】

①　ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況

〔金商法第 51 条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）について、その運用するファンドの出資金の一部を投資対象事業以外の使途に充当していた。

②　無登録でファンドの私募を行っている状況

〔金商法第 29 条〕

当社は、特例業務について、甲投資事業有限責任組合をファンドに出資する唯一の適格機関投資家としているが、当社は、当該ファンドの営業者であるとともに、同組合の業務執行者でもあることから、同組合からのファンド出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘とは認められず、当社が行った当該ファンドの出資持分の私募は特例業務の要件を満たしているとは認められなかった。

⑷　株式会社ライフスタイルインベストメント

（勧告日：平成 26 年６月 17 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号８）参照】

○　無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為

〔金商法第 29 条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、外国法人が発行する株式の募集の取扱いを行い、また、当該株式の取得資金の預託を受けていた。

⑸　株式会社コンサルティング・アルファ

（勧告日：平成 26 年８月１日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 10）参照】

○　無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

投資助言・代理業の登録を受けている当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、投資助言の範囲にとどまらず、有価証券（外国の者の発行する証券又は証書で株券又は社債券の性質を有するものに表示されるべき権利）の募集又は私募の取扱いを行っていた。

⑹ 株式会社ＮＥＸＴ　ＴＲＵＳＴ

（勧告日：平成 26 年 12 月９日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 14）参照】

○　名義貸し

〔金商法第 36 条の３〕

当社は、株式会社グランターが、その関連会社と顧客との間の投資一任契約の締結を媒介するに際し、当社の名義を使用することを許諾し、株式会社グランターは、当社名義で投資助言・代理業を行っていた。（参考：本章第８－⑴③）

４　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告

○　ばんせい投信投資顧問株式会社

（勧告日：平成 26 年６月 13 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号６）参照】

○　年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について

〔金商法第 42 条第１項〕

当社は、甲年金基金との間の投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金を商品ファンドへ投資していたところ、商品ファンドを実質的に運営するばんせい証券株式会社が、価格の下落した船舶関連私募債を簿価でファンドに組み入れる取引を行っていることを知りながら、投資運用業者として何ら対応を行わず、その結果、同年金基金に損失を与えた（参考：本章第６－１－⑵）。

５　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

○　株式会社財コンサルティング

（勧告日：平成 26 年９月 26 日）【附属資料３－４－３(1)①（番号 12）参照】

○　外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為

〔金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第２項〕

当社は、外務員の登録を受けた者でなければ投資信託の取得勧誘等を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人に、当該取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

６　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表

⑴ 株式会社アール・オー・イー

（公表日：平成 26 年４月 11 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号１）参照】

①　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

当社は、当社が取得勧誘及び運用を行うファンドに係る説明として、勧誘資料において、外国為替証拠金取引等に係る売買システムが 24 時間完全自動運転する旨を記載しているが、実際には、当社に当該売買システムなるものは存在せず、一部期間を除き、外国為替証拠金取引等による運用を行っていないなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行っていた。

②　投資者保護上問題が認められる状況

当社は、ファンドに係る出資金を当社の経費として流用していた。

⑵　アジア投資株式会社

（公表日：平成 26 年４月 11 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号２）参照】

①　運用実態の把握が極めて杜撰な状況

当社は、自らを営業者とする４つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の勧誘資料に複数の運用委託先を記載している。当社は、そのうちの外国法人１社が破綻したことを理由に解散し、清算手続に入ったとしているが、運用委託先における資金運用状況について一切把握していなかった。

また、当社は、出資金の運用委託先への受渡しの実態が一切不明となっているほか、清算業務を行うに当たって確認すべき本件ファンドの運用の状況も把握していなかった。

②　出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況

当社は、本件ファンドに対する出資者の一部しか匿名組合契約書等を保管していないなど、出資者の出資状況を把握できる客観的資料を欠いている状況にあった。

③　不適切な勧誘行為

当社は、本件ファンドのうちの２つのファンドの契約締結前交付書面において、各出資者からの出資金の振込先として記載している個人名義の預金口座が実際には銀行により強制解約されていたにもかかわらず、強制解約以降も一定期間、出資金の振込先と記載したまま取得勧誘を行い、匿名組合契約を締結していた。

⑶　アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスＣＸ及び株式会社ジー・クエスト

（公表日：平成 26 年４月 15 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号３）参照】

①　投資者保護上問題が認められる状況

アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスＣＸ及び株式会社ジー・クエストは、それぞれが自身を営業者とするファンドの出資金を流用していたほか、顧客に対し、虚偽の運用報告書を交付していた。また、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸは、運用利益を分配することができる基準に達していないにもかかわらず、顧客に対して配当を実施していた（参考：本章第６－２－⑴①）。

②　報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第 63 条第７項〕

株式会社ジー・クエストは、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの出資対象及び出資先の状況等について、虚偽の報告を行っていた。

⑷　渡邉　和彦

（公表日：平成 26 年９月 26 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号４）参照】

①　無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う行為

〔金商法第 29 条〕

当該者は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく出資持分の取得勧誘を行い、また、投資運用業の登録を受けることなく出資金を運用していた。さらに、当該者は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務において、自らを営業者として２つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）を組成・運用していたところ、その後適格機関投資家との間の本件ファンドに係る契約をそれぞれ解消したにもかかわらず、同契約を解消した日の翌日以降、適格機関投資家からの出資を受けることなく、また、投資運用業の登録を受けることなく運用を継続していた。

②　虚偽の変更届出書の提出

〔金商法第 63 条第３項〕

当該者は、本件ファンドについて、適格機関投資家からの出資がなく特例業務の要件を

満たさなくなった事態の発覚を避けるため、本件ファンドを解散したとする虚偽の内容の特例業務に係る届出事項の変更届出書を近畿財務局長宛てに提出していた。

⑸　クリーンコントロールベトナム合同会社

（公表日：平成 26 年 10 月 17 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号５）参照】

①　第二種金融商品取引業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、ファンドに適格機関投資家として出資しているのは海外のＡ証券会社としていたが、実際にはＡ証券会社を含むいずれの適格機関投資家からの出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っており、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していなかった（参考：本章第６－２－⑷①）。

②　金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘

当社は、株式会社リアルキャピタルマネジメント（第二種金融商品取引業者）との合意の下、同社の名義を用いて、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた（参考：本章第６－２-⑷②）。

③　出資金の流用

当社は、出資金を本件ファンドの契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。

⑹　株式会社ウィンヴォル外３社

（公表日：平成 26 年 12 月 17 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号６）参照】

①　出資金の流用等

当社外３社は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合型ファンド（以下単に「ファンド」という。）において、出資金の元本を取り崩して分配金の支払いを行い、満期を迎えたファンドに係る出資金全額を、元本を取り崩して支払った分配金相当額を控除することなく償還しており、当社に集約された未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金の一部に流用していたほか、出資金を当社の経費等に流用していた。

②　不適切な勧誘行為

当社外３社は、上記①の状況下にありながらも、ファンドの出資持分の取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めていた。

⑺　ＫＳＧ　ＲＥＳＯＵＲＣＥ株式会社

（公表日：平成 27 年１月 16 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号７）参照】

①　第二種金融商品取引業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

②　投資者保護上問題が認められる状況

当社は、顧客に対して契約前に交付した書面において、ファンド資金を当社の固有の財産と分別して管理するとしているが、実際には、ファンド資金の管理口座は、当社グループ会社が借り入れた金銭等が混在し、ファンド資金を判別できない状態となっていた。また、当社はファンド資金の運用状況を把握していなかった。

⑻　株式会社エークシト

（公表日：平成 27 年１月 23 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号８）参照】

① 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、出資金の一部を、匿名組合契約で定められた投資等の用途に充てることなく、当社の経費等に流用していた。

⑼ 株式会社ドアウェイブ

（公表日：平成 27 年２月 24 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号 10）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

当社は、Ａファンドの出資金を運用していないか、又は運用しても継続的に運用利益を計上できていないにもかかわらず、Ａファンドの出資持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、Ａファンドの運用実績や運用方法について実態と異なる説明を行っていた。

② 第二種金融商品取引業に係る無登録営業等

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、Ｂファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。また、Ｂファンド出資持分の取得勧誘に当たり、運用利益の分配率や出資金の償還等に関し、実態と異なる説明を行っていた。

③ 運用資産の杜撰な管理等

当社は、顧客との間で、運用利益が生じない限り配当金の分配は行わない旨を合意しているにもかかわらず、Ａ・Ｂ両ファンドの運用を行っていない時期において、両ファンドの出資金を原資として顧客に対し配当金の分配を実施していたほか、Ｂファンドの出資金を目的外に使用していた。

⑽ クエストキャピタルマネージメント有限会社

（公表日：平成 27 年３月３日）【附属資料３－４－３－(1)③（番号 11）参照】

① 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、自らを営業者とするファンドの取得勧誘を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、金融商品取引業の登録を受けていない有限責任事業組合の一部の組合員等に当該組合の出資持分の取得勧誘を行わせ、金銭を支払っていた。

また、当該組合の出資金の運用において収益が発生しておらず、契約上は分配を行わないものとされているにもかかわらず、出資金を原資として組合員に対して定期的に配当金を支払うなどの流用を行っていた。

さらに、当社は、当該組合の一部の組合員に対し、虚偽の運用報告書を交付するなどしていた。

⑾　株式会社日本ヴェリタス
（公表日：平成 27 年３月 20 日）【附属資料３－４－３(1)③（番号 12）参照】

○　出資金の杜撰な管理等

当社及び当社の業務の実質的管理者であるＡ（以下「Ａ社長」という。）は、当社自らを営業者とする３つのファンドの出資持分の取得勧誘を行っているが、Ａ社長は、当社で一般投資家から集めた出資金を、Ａ社長が代表取締役を務める別会社に集約した上で、各ファンドでは顧客の配当を賄えるだけの運用益が出ていないにもかかわらず、出資金を原資として、分配上限額相当額を長期間顧客に支払い、また、残りの大部分を当社の役職員の給与等の経費の支払い等に充てるなど、出資金を極めて杜撰に管理していた。また、当社は、顧客に対し、実際の運用率を上回る虚偽の運用率を記載した分配金支払通知書を交付していた。

第７　証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告を行った事案のほかに、平成 26 年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

１　第一種金融商品取引業者における問題点

⑴　不公正取引に関するもの

①　法人関係情報の管理態勢に係る不備

当社においては、法人関係情報の該当性について、重要性に応じて課長等の判断を仰ぐ旨の手続きとされていたにもかかわらず、実際は、大部分が担当者の判断のみで処理されていたことなどから、深度ある確認が行われておらず、登録遅延等の不適切な処理が認められた。

また、当社は、追加の法人関係情報の取扱いについて、新たな法人関係情報として登録するのではなく、既に登録済みの法人関係情報の備考欄に追記することとしていたため、追加情報に係る関与者を正確に管理できていなかった。

②　公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の不備

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。

⑵　投資者保護に関するもの

①　社債販売態勢が不十分な状況

当社は、社債の販売勧誘に当たり、営業員に対して、当該社債の直近のリスクレベルを具体的に認識し得る情報（償還リスクの発生、ＣＤＳスプレッドの急拡大、流動性の低下など）や、勧誘の適正性を確保するための留意事項等を十分に伝達していなかったことから、営業員は当該社債のリスク等を十分に認識しないまま販売勧誘を行っていた。

②　スリッページの取扱いについて投資者保護上問題が認められる状況

当社は、証券ＣＦＤ取引（店頭有価証券関連デリバティブ取引）について、顧客にとって不利なスリッページが発生した場合（顧客の注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合（当社にとって有利な場合））にはスリッページが発生したとして約定価

格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生した場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合（当社にとって不利な場合））には、スリッページを発生させずに注文時の価格で取引を成立させるという非対称な取扱いを行っていた。

⑶ 財産・経理等に関するもの

○ 自己資本規制比率算出に係る内部管理態勢の不備

当社は、自己資本規制比率の算出について、自主規制機関等の外部機関による監査で算出誤りの指摘を受けていたにもかかわらず、原因究明や検証態勢の見直しなど再発防止策を講じておらず、自己資本規制比率の算出誤りを繰り返し発生させており、当社の自己資本規制比率に係る算出態勢には不備があるものと認められた。

⑷ その他業務運営に関するもの

① 投資信託等の解約意向に係る苦情管理態勢が不十分な状況

当社のコンプライアンス部門は、「営業部店が投資信託等の解約を受け付けない」との顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、その分析結果を経営陣に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。

② 金融商品仲介業務における仕組債の販売勧誘管理に係る不適切な状況

当社は、X銀行と金融商品仲介契約を締結し、社内規程において、X銀行が勧誘する金融商品は当社が個別に委託したものに限定していたにもかかわらず、金融商品仲介業務に係るモニタリングや内部監査を実施していないなど内部管理態勢が不十分であったことから、当社営業員等が、X銀行に仲介を委託していない仕組債について、その組成条件等をX銀行に伝達し、X銀行が当該仕組債を顧客に説明・勧誘していた。

③ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 14 号〕

当社は、システム開発プロセスにおいて、ア．要件定義を追加するときのテストケースの洗出しに漏れがあること、イ．一部の業務フローでユーザー受入テストが未実施であること、ウ．システムリスクの自己評価が形式的に（担当者のテストへの出席などで）判断されていることが認められた。

また、システム障害が発生したとき、その発生原因を分析し、再発防止策等を策定しているものの、当該再発防止策等を適切に実施していないため、重ねてシステム障害が発生していた。

さらに、顧客の利用等に影響が生じ又は生じるおそれがあるシステム障害が発生しているにもかかわらず、当局に報告されていないシステム障害が認められた。

④ 既存顧客に係る反社会的勢力との関係遮断のための態勢が不十分な状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する規則を定め、１年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。

⑤　疑わしい取引の届出が行われていない状況

〔犯収法第８条第１項〕

当社は、疑わしい取引の届出にかかる社内の研修・周知等を約２年間にわたり行っておらず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。

２　第二種金融商品取引業者における問題点

⑴　投資者保護に関するもの

①　誤解を生ぜしめるべき表示

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

当社は、Ａファンドへの出資者が負担する申込手数料について、実質的に手数料に相当する金銭を出資者から受領しているにもかかわらず、契約締結前交付書面では不要と記載しており、手数料という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

また、Ｂファンドでは、事業者が事業を行うための権利等を営業者の立替払いにより既に取得しており、私募の取扱いによる出資金は営業者の立替金の返済に充当されることとなっていたにもかかわらず、当社は、契約締結前交付書面において、出資金により当該権利等を取得するかのような記載をしており、出資金の使途という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

②　虚偽表示

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

当社は、ファンドの追加募集に当たり、当初募集にはない新たな出資対象事業を追加したにもかかわらず、当該追加事業の実態を十分に検討することなく、当初の出資対象事業の付随業務に該当するとして、当該追加事業が記載されていない当初の勧誘資料を用いて顧客に対し説明を行っていた。

⑵　財産・経理等に関するもの

○　ファンド財産の不十分な確認等

当社は、社内規程において、私募の取扱いを行うファンドについては、分別管理などの運用状況を厳しく確認することとしているが、Ａ社が運用するファンドについては、入出金が行われる２口座のうちファンド専用口座のみを確認し、Ａ社銀行口座の入出金状況を確認していなかったことから、ファンドの入出金が実態と相違していることを把握できなかった。

また、当社は、ファンド営業者への営業者報酬の前払いについて、ファンドの匿名組合契約に反するにもかかわらず、十分に検討しないまま、これを容認していた。

３　投資助言・代理業者における問題点

○　その他業務運営に関するもの

○　投資助言業を適正に遂行することができない状況

当社代表取締役社長は、当社の業務実態が登録申請時の当局への説明内容等と大きく乖離していることを認識していたにもかかわらず、適切な措置を講じることなくそのまま放置しており、当社の業務執行態勢が十分に整備されていない状況にあると認められた。この結果、当社において、法定書面の記載不備等の法令違反行為等が発生するなど、業務運営に問題が生じていた。

４　投資運用業者における問題点

○　その他業務運営に関するもの

①　投資信託の販売会社が顧客の勧誘に使用するための販売用資料に関する審査態勢の不備

当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料（販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料）の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性･適切性を検証するようにしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。

②　商品開発態勢に係る不備

当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。

第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料３－５－３参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証取法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し３億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成 23 年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（１年以下の懲役、100 万円以下の罰金）
・無登録業者に対する罰則の引上げ
　３年以下の懲役、300 万円以下の罰金　⇒　５年以下の懲役、500 万円以下の罰金に改正

・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒　無登録で金融商品取引業を行う法人については、５億円以下の罰金
・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192 条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192 条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成 22 年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成 24 年度からは、192 条申立てを行わない場合においても、187 条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成26年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

⑴ 裁判所への禁止命令等の申立て

① 株式会社ＵＡＧ

（申立日：平成 26 年６月６日）【附属資料３－５－２（番号９）参照】

株式会社ＵＡＧ（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「U社」という。）、U社の代表取締役Ａ及びU社従業員Ｂ（以下「U社ら」という。）は、金商法の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人が営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させていた。また、U社らは、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っていた。

このため、平成 26 年６月６日、証券監視委は大阪地方裁判所に対し、U社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、大阪地方裁判所は、同月 23 日、U社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

② 株式会社Ｇｒａｎｔ

（申立日：平成 26 年７月３日）【附属資料３－５－２（番号 10）参照】

株式会社Ｇｒａｎｔ（以下「G社」という。）、G社の代表取締役Ａ、G社関係者Ｂ及び同Ｃ（以下「G社ら」という。）は、Ｂが「会長」を務めるG社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っていた。また、Ａ、Ｂ及びＣは、無登録代理店を増やす方法を企画していたほか、以前にも金融商品取引業者を含む複数の法人において海外ファンド等の取得勧誘を行っていた。

このため、平成 26 年７月３日、証券監視委は大阪地方裁判所に対し、G社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、大阪地方裁判所は、同月 28 日、G社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

③　株式会社グランター

（申立日：平成 26 年８月６日）【附属資料３－５－２（番号 11）参照】

株式会社グランター（以下「G社」という。）、G社の代表取締役A及びG社職員B（以下「G社ら」という。）は、多数の一般投資家に対し、G社の関連会社である外国法人が運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家と同社との間で、投資一任契約を締結させたほか、関連合同会社の社員権及び海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品に係る取得勧誘を行っていた。また、G社らは、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画していたほか、以前にもG社又はG社の関連会社が組成するファンドの持分の取得勧誘等を行っていた。

このため、平成 26 年８月６日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、G社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、投資一任契約の締結の媒介及び金商法第２条第２項第３号又は５号若しくは６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年９月５日、G社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

④　株式会社ＥＳＰＬＵＳ

（申立日：平成 26 年９月 12 日）【附属資料３－５－２（番号 12）参照】

株式会社ＥＳＰＬＵＳ（以下「E社」という。）及びE社代表清算人A（以下「E社ら」という。）は、多数の一般投資家に対し、E社の関連会社である外国法人において出資金を集め、Aが役員会会長を務める別の外国法人の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとするファンドに係る権利の取得勧誘を行っていたほか、有限責任事業組合契約に基づく権利の取得勧誘を行っていた。また、E社は解散決議を行った旨登記しているものの、E社らは、上記のとおり勧誘行為を継続していることに加え、以前にもAが設立した別法人が組成するファンドに係る権利の取得勧誘を行っていた。

このため、平成 26 年９月 12 日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、E社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、名古屋地方裁判所は、同年 10 月 22 日、E社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑤　ＭＡＳＴＥＲＳ　ＤＰＢ　ＬＩＭＩＴＥＤ

（申立日：平成 27 年１月 14 日）【附属資料３－５－２（番号 13）参照】

ＭＡＳＴＥＲＳ　ＤＰＢ　ＬＩＭＩＴＥＤ（以下「M社」という。）及びM社の代表取締役兼日本における代表者A（以下「M社ら」という。）は、多数の日本の一般投資家から、投資判断の委任及び預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、M社が運用を行う口座において預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該投資家との間で投資一任契約を締結していた。また、M社らは、新たな名称のサービスの取扱いを開始し、運用の委任を受けた上で運用資金を受け入れていたほか、運用資金について極めて杜撰な管理を行っていた。

このため、平成 27 年１月 14 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、M社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券等に対する投資として、金銭等の運用を業として行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年２月 23 日、M社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑥　株式会社日本ヴェリータ及び株式会社ギフタージャパン
（申立日：平成 27 年３月 20 日）【附属資料３－５－２（番号 14）参照】

株式会社日本ヴェリータ(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「Ｖ社」という。)及びＶ社の代表取締役Ａ（以下「Ｖ社ら」という。）は、出資対象事業が同一である３つの名称の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行い、多数の投資家から出資を受けたが、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていなかった。株式会社ギフタージャパン(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「Ｇ社」という。)及びＧ社の業務の実質的管理者であるＡ（以下「Ｇ社ら」という。）は、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした配当を継続していたが、これらの意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して２つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行っていた。また、Ｖ社、Ｇ社及びＡは、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図していたほか、出資金を既存顧客への分配金支払いや経費支払いに充てていた。

このため、平成 27 年３月 20 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、Ｖ社らを被申立人として、金商法違反行為（Ｖ社らにつき、無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと、Ｇ社らにつき、金商法第 63 条第１項第１号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年５月 22 日、Ｖ社ら及びＧ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑵　調査結果の公表

○　株式会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒｅｎｇｔｈ
（公表日：平成 27 年１月 30 日）【附属資料３－４－３⑴③（番号９）参照】

①　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

株式会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒｅｎｇｔｈ(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「M社」という。）は、ファンドに係る匿名組合契約の締結又は勧誘に際し、出資金は出資対象事業のためにのみ使うなどと説明しているほか、配当金は出資対象事業者から当社へ支払われる手数料報酬を原資としているなどと説明し、その旨をファンドの契約書に記載しているが、実際には、出資金は出資対象事業に充てられず、また、配当金の支払原資には、ファンド口座に送金された出資金が充てられていた。

②　第二種金融商品取引業に係る無登録営業
〔金商法第 29 条〕

M社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるところ、適格機関投資家としてＸ投資事業有限責任組合から出資を受けているとしていたにもかかわらず、Ｘ投資事業有限責任組合を含む適格機関投資家からの出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

上記①及び②の行為は金商法違反行為であり、行為の重大性・悪質性に鑑み、広く周知することが適当であることから、公表を行った。

第９　今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況である。

こうした状況の下、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、第８期 証券取引等監視委員会の活動方針及び平成 27 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）を踏まえ、以下のような施策に取り組んでいく考えである。

⑴　検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行うなど、メリハリの利いた証券検査を実施していく。

⑵　市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。また、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

⑶　金融庁との間で、オンサイト検査とオフサイト・モニタリングの一体化などの連携を図り、「金融モニタリング基本方針」の重点施策及び監督上の着眼点として掲げられている項目にも着目した検査を実施していく。

⑷　大規模証券会社グループ等については、引き続きフォワードルッキングな観点からオンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じた十分な実態把握により、課題やリスクを明らかにし、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していくとともに、検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施していく。

⑸　詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努め、検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していく。また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による重大な金商法違反行為等に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て権限の積極的な活用や、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

平成 27 年 4 月 3 日
証券取引等監視委員会

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

（２）証券検査を巡る環境と課題

証券検査については、その対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした環境の下、現下の証券検査においては、主に以下の課題に対応していくことが求められている。

① 大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、常日頃からグループ全体の状況を把握すること。

② 昨今のＡＩＪ問題、ＭＲＩ問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題などを踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していくこと。

③ インターネット取引やＨＦＴ（高頻度取引）、ＤＭＡ（ダイレクト・マーケット・アクセス）等が拡大し、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保はその重要性を増しており、顧客の取引や市場に大きな影響を与えないよう、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力すること。

④ ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対し、投資者保護の観点から、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用するとともに、必要に応じて検査結果を公表するなど、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対

応を行うこと。

（3）効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

こうした状況の下、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行い、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく。

このため、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③多様化・複雑化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

（4）金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施

金融庁との間で、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化などの連携を図る。その際には平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（平成 26 年９月）において、資産運用市場の中長期的な発展とともに、金融商品取引業者等の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指すという観点から、金融商品取引業者等に関する主な重点施策及び監督上の着眼点として、

・顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）
・成長資金の供給に向けた機能の発揮
・顧客の信頼・安心感の確保等
・大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理及びグローバルな視点からの監督
・中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

といった項目が掲げられていることを踏まえ、証券検査では、こうした重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目して検査を実施していく。

例えば、投資運用業者について、顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）という観点からは、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティー（注１）を踏まえた商品開発・運用が行われているか、また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、といった点についても監督部局と連携の上、実態の把握、より優れた業務運営に向けた検査対象先との双方向の対話を通じた認識の共有に努める。

（注１）他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

（注２）本基本方針については、金融庁が策定する金融モニタリング基本方針等を受けて、機動的に見直すことがあり得る。

２．証券検査における検証事項

（１）業態等に応じた重点検証事項

①　大規模証券会社グループ等

大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえて、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、②に示す第一種金融商品取引業者に係る重点検証事項に加え、グローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢・リスク管理態勢を構築しているか、市場動向の変化に対する財務面の耐性を含めて、損益や自己資本への影響を適切に管理しているか、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性について検証する。また、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか検証する。

検査に際しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施する。

②　第一種金融商品取引業者

イ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて引き続き重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ロ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等について引き続き重点的に検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

ハ．ＤＭＡ等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況の検証

インターネットやＤＭＡを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き重点的に検証する。

ニ．有価証券の引受業務の適切性に係る検証

第一種金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を

行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について引き続き重点的に検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ホ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係る検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について引き続き重点的に検証する。

ヘ．資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る検証

改正犯罪収益移転防止法の施行を踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて引き続き重点的に検証する。

ト．外国為替証拠金取引業者（ＦＸ業者）に係る検証

第一種金融商品取引業者等のうち外国為替証拠金取引業者（ＦＸ業者）については、特に自動売買ソフトを利用した取引について適切な対応が行われているか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか等について重点的に検証する。また、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、為替変動に対するリスク管理の状況についても重点的に検証する。

③　第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う。

④　投資運用業者等

多くの投資運用業者等において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

こうした中、特に、投資一任業者に対する検査において、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を引き続き重点的に検証する。

⑤　信用格付業者

信用格付業者については、各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保、信用格付行為に関する事務処理の誤りの防止といった観点から業務管理態勢が整備されているか、付与した信用格付や自社の格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

⑥　投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする等の法令違反行為等が認められ、中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等について引き続き重点的に検証する。

⑦　自主規制機関等

自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、ＩＯＳＣＯなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

⑧　適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、③で掲げた虚偽の告知・説明、出資金の流用の有無といった点に加えて、特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか、顧客に運用内容等に関する情報を適切に提供しているか、当局への虚偽報告その他の問題のある業務運営等を行っていないか、といった点についても検証を行い、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。また、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、必要に応じ、禁止命令等の申立てを行う。

⑨　無登録業者に対する対応

無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

（２）業態横断的な重点検証事項

① 金融商品の勧誘・販売の状況に係る重点検証事項

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応が行われているかについて、引き続き重点的に検証する。

金融商品の勧誘・販売状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

② システムリスク管理態勢に係る検証

近年の金融取引において、ＩＴシステムは必要不可欠なインフラとなっており、投資者の保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点からも、ＩＴシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について引き続き重点的に検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ＩＴシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

③ 反社会的勢力との関係の遮断に係る検証

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて引き続き重点的に検証する。

（３）一般検証事項

上記の重点検証事項のほか、金融商品取引業者等検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢、監査態勢、危機管理態勢等（以下「内部管理態勢等」という。）に係る検証を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

第２　証券検査基本計画

（１）平成 27 年度においては、計 270 社（うち財務局等が行うもの 220 社）を目途として証券検査を実施する。

（２）第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者については、引き続き継続的な検査の対象とする。

投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、業態、規模その他の特性及び証券監視委・財務局等の人的資源に比し検査対象業者が多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断し、引き続き、随時に検査を実施する。

自主規制機関については、必要に応じて実施する。

（３）第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を、引き続き実施する。

（４）登録金融機関に対する検査については、平成 27 年度は、検査局・監督部局からの情報、外部から寄せられる情報、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた対象先に対して実施する。

（５）適格機関投資家等特例業務届出者については、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、引き続き、適切に検査を実施する。また、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行う。

（６）平成 26 年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。

（７）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等の間で、検査官の相互派遣等により、引き続き、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

なお、証券監視委及び財務局等の間での、主に第一種金融商品取引業者の本店・支店等に対する合同検査については、平成 27 年度は、検査対象先に対する負担も勘案しつつ、オフサイト・モニタリング等の結果を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた場合に実施する。

（８）無登録業者に対する調査については、外部から寄せられる情報等を活用し、引き続き、適切に実施する。

（９）検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られた場合には、証券監視委の使命を十分果たしていくため、厳正に対処していく。

（注）市場環境の変化や個別業者に関する要因等に応じて、上記の証券検査基本計画によらない機動的な対応が必要となることがあり得る。

第４章　取引調査

第１　概説

１　取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成 16 年の証取法の改正により平成 17 年４月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料３－４－４参照）。

２　取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

(1)　事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

(2)　事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

(3)　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

(4)　公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること

ができることとされている。

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1)　風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を３倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬そ

の他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）

(2)　仮装・馴合売買（金商法第 174 条）
課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

(3)　現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の２、旧金商法 174 条）
課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

(4)　違法な安定操作取引（金商法第 174 条の３）
課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5)　内部者取引（金商法第 175 条）
課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

(6)　情報伝達・取引推奨行為（金商法第 175 条の２）
課徴金額：違反行為（情報伝達・取引推奨行為）により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に２分の１を乗じて得た額等
（注）金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）により新たに課徴金の対象となったもので、平成 26 年４月１日以降の違反行為について適用。

（注１）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。
（注２）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

４　平成 26 年度における活動状況

平成 26 年度においては、不公正取引に対し、38 件（納付命令対象者数）、金額で１億 471 万円の課徴金納付命令勧告を行った（第５章に係るものを除く。以下本章第２において同じ。）。

第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

(1)　平成 26 年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告は 38 件であるが、その内訳は、内部者取引に係る事案が 31 件、相場操縦に係る事案が７件であり、平成 25 年度に引き続き内部者取引に係る事案が大半を占めている。また、課徴金額について見ると、内部者取引が合計 3,882 万円、相場操縦が合計 6,589 万円となっている（最高額：相場操縦事案：4,367 万円、最低額：内部者取引事案：９万円）。この結果、課徴金制度が導入された平成 17 年４月以降、内部者取引 192 件（個人 183 件、法人９件）について合計３億 6,805 万円、相場操縦 41 件（いずれも個人）について合計１億 7,092 万円の勧告を行ったこととなる。

平成 26 年度における内部者取引に係る事案の特徴としては、公開買付けに係る事案の勧告件数が 31 件中 22 件（70%強）となっていることが挙げられる。公開買付けに関しては、プレミアムを上乗せして買付価格が決定されるため公表前に取引を行えば確実に儲かること、公開買付け実務に極めて多くの関係者が関与すること、性質上最終的な合意・公表に至るまでかなりの時間を要すること等から、他の重要事実に比べても内部者取引が行われ易いと言われており、証券監視委としても、従来より、内部者取引未然防止の観点から上場会社や公開買付けに関わる関係者に対して注意喚起を行ってきたところである。

今年度勧告を行った公開買付け事案について見ると、1 つの事案で複数の納付命令対象者に係る勧告を行ったものが、

・大陽日酸株式に関する事案：９者
・ダイエー株式に関する事案：４者
・トーメンエレクトロニクス株式に関する事案：４者
・アイ・エム・アイ株式に関する事案：２者

と４事案あり、改めて、公開買付けに関して内部者取引が行われ易い状況にあることが確認された。

相場操縦に係る事案の特徴としては、７事案中６事案で直前の約定値より高指値の買い注文による買い上がり買付けが認められている。なお、うち４事案において対当売買を用いた買い上がり買付けが認められている。

(2)　平成 26 年度の内部者取引による課徴金納付命令対象となった者の属性を見ると、公開買付け事実を知った第一次情報受領者が 31 件中 20 件（64.5%）を占めている。公開買付け事案の情報伝達者について見ると、買付企業及び買付対象企業の役職員による伝達行為が 20 件中 14 件（70%）であった。また、買付企業と公開買付けに関する契約を締結した企業の役職員が伝達を行ったものも 20 件中２件認められた。

対象者属性別の勧告件数の推移

		25年度	26年度
会社関係者		10	5
	発行体役員等	4	3
	契約締結者等	6	2
公開買付者等関係者		0	2
	買付者役員等	0	1
	買付者との契約締結者等	0	1
第一次情報受領者		18	24
	会社の重要事実	13	4
	公開買付け事実	5	20
年度別勧告件数		28	31

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

		25年度	26年度
会社関係者		13	4
	発行体役員等	4	3
	契約締結者等	9	1
公開買付者等関係者		5	20
	買付者役員等	2	3
	買付者との契約締結者等	3	17
	うち　買付対象者役員等	3	10（※1）

（※１）うち9件は、平成26年４月の改正金商法施行により公開買付けに係る株式の発行者として公開買付者等関係者に該当することとなった事案であるが、便宜上、買付者との契約締結者等として掲載した。

重要事実別の勧告件数の推移

	25年度	26年度
新株等発行	6	1
自己株式取得	1	0
株式分割	1	1
合併	3	0
新製品または新技術の企業化	0	1
業務提携・解消	5	0
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	2
新たな事業の開始	0	0
業績予想等の修正	6	4
バスケット条項	0	0
子会社に関する事実	2	0
公開買付け	5	22
	28	31

（※１）「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。
（※２）件数は、納付命令対象者数を計上。
（※３）重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

2　勧告事案の概要

平成 26 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1)　内部者取引に対する勧告

①　株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年４月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ノジマ（以下「ノジマ」という。）と法律顧問契約を締結していた者であるが、その契約の履行に関し、ノジマの業務執行を決定する機関がノジマの発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと（以下「本件公募増資」という。）についての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 19 日より前の同月 15 日、自己の計算において、ノジマ株式合計 2,000 株を売付価額合計 194 万 6,900 円で売り付けた。

【課徴金額】　39 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年４月 22 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年８月 21 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件公募増資の実施が決定されたのは平成 25 年 11 月 19 日の取締役会においてであり、それ以前に被審人が重要事実を知ったということはありえないなどとして否認する旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、本件公募増資の実施が決定されたのは、平成 25 年９月２日であり、被審人は重要事実を知りながら、この事実が公表される前に、ノジマ株式を売り付けたとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、同人は、平成 26 年９月 19 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

②　株式会社フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年５月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」という。）の社員であるが、株式会社フライトシステムコンサルティング（以下「フライトシステムコンサルティング」という。）とソフトバンクモバイルとの売買契約の締結の交渉に関し、フライトシステムコンサルティングの業務執行を決定する機関

が、新たに決済装置を発売することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成25年４月11日より前の同月10日、自己の計算において、フライトシステムコンサルティング株式合計100株を買付価額合計179万9,000円で買い付けた。

【課徴金額】　137万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成26年５月20日
課徴金納付命令決定日　　平成26年６月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　株式会社ジャムコ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年５月20日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャムコ（以下「ジャムコ」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の属する企業集団の平成25年３月期の経常利益について、平成24年５月11日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が経常利益22億円として公表がされた平成25年２月８日より前の同月７日、自己の計算において、ジャムコ株式合計4,200株を買付価額合計196万8,900円で買い付けた。

【課徴金額】　40万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成26年５月20日
課徴金納付命令決定日　　平成26年６月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　公開買付者の役員及び同人からの情報受領者によるダイエー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年５月30日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者①は、イオン株式会社（以下「イオン」という。）の役員であったが、その職務に関し、イオンの業務執行を決定する機関が株式会社ダイエー（以

下「ダイエー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成25年３月28日より前に、下記のとおり、ダイエー株式を買い付けた。

課徴金納付命令対象者②ないし④は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年３月28日より前に、下記のとおり、ダイエー株式を買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者①

平成25年２月14日から３月５日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計１万4,000株を買付価額合計314万4,100円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者②

平成25年２月14日から３月５日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計１万4,000株を買付価額合計315万4,100円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者③

平成25年３月13日及び14日、自己の計算において、ダイエー株式合計１万株を買付価額合計229万5,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者④

平成25年３月13日及び15日、自己の計算において、ダイエー株式合計5,000株を買付価額合計114万5,000円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　197万円
課徴金納付命令対象者②　196万円
課徴金納付命令対象者③　136万円
課徴金納付命令対象者④　 68万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①ないし④全て同日）
審判手続開始決定日　　平成26年５月30日
課徴金納付命令決定日　平成26年６月26日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者によるローヤル電機株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年６月20日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、みらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」という。）の役員から、みらいコンサルティングと株式会社小田原エンジニ

アリング（以下「小田原エンジニアリング」という。）との間で締結していたアドバイザリー契約の履行に関し知った、小田原エンジニアリングの業務執行を決定する機関が、ローヤル電機株式会社（以下「ローヤル電機」という。）の株式等の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年８月13日より前の同月１日から９日までの間、自己の計算において、ローヤル電機株式合計１万7,000株を買付価額合計633万700円で買い付けた。

【課徴金額】　242万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成26年６月20日
課徴金納付命令決定日　平成26年７月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　公開買付者との契約締結者の職員及び同人からの情報受領者によるアイ・エム・アイ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年６月20日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者①は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員であったが、その職務に関し、新日本アーンストアンドヤングの別の職員がＫＴＣ株式会社（以下「ＫＴＣ」という。）と新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知った、ＫＴＣの業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ株式会社（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成25年７月６日より前に、下記のとおり、アイ・エム・アイ株式を買い付けた。
課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年７月６日より前に、下記のとおり、アイ・エム・アイ株式を買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者①
平成25年６月13日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計200株を買付価額合計31万2,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者②
平成25年６月13日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計400株を買付価額合計62万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　21万円

課徴金納付命令対象者②　42 万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②共に同日）
審判手続開始決定日　　平成 26 年６月 20 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年７月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦　技研興業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年９月９日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、技研興業株式会社（以下「技研興業」という。）の役員であったが、その職務に関し、同社の平成 26 年３月期の売上高について、平成 25 年５月 14 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高 137 億円として公表がされた平成 25 年８月１日より前の同年７月 29 日、自己の計算において、技研興業株式合計 3,000 株を買付価額合計 48 万 6,000 円で買い付けた。

【課徴金額】　22 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 26 年９月９日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 10 月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧　夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 10 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、夢の街創造委員会株式会社（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年５月 17 日より前の同年４月 19 日から同年５月 16 日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計 8,600 株を買付価額合計 471 万 9,500 円で買い付けた。

【課徴金額】　256 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 26 年 10 月 14 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 11 月６日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑨　公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるチムニー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

【勧告年月日】　平成 26 年 11 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社やまや（以下「やまや」という。）と公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉をしていた者から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、やまやの業務執行を決定する機関が、チムニー株式会社（以下「チムニー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月７日より前の同年 10 月 22 日から同月 24 日までの間、自己の計算において、チムニー株式合計 1,500 株を買付価額合計 162 万 1,500 円で買い付けた。

【課徴金額】　44 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 26 年 11 月 12 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 12 月４日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑩　公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者による日立メディコ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 12 月５日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社日立メディコ（以下「日立メディコ」という。）の社員から、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）の業務執行を決定する機関が日立メディコ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 13 日より前の同月 12 日、自己の計算において、日立メディコ株式合計 1,000 株を買付価額合計 135 万 3,000 円で買い付けた。
上記公開買付けの実施に関する事実は、日立メディコの役員が、同社と日立製作所と

の公開買付けの条件に関する契約の締結交渉に関し知り、その後、日立メディコの社員が、その職務に関しこの事実を知ったものである。

【課徴金額】　44 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 26 年 12 月８日
課徴金納付命令決定日　平成 27 年１月 15 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑪　株式会社ワイヤレスゲート役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 12 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ワイヤレスゲートの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年７月 19 日午後３時頃より前の同日午前 10 時 12 分頃、自己の計算において、ワイヤレスゲート株式合計 1,000 株を買付価額合計 548 万円で買い付けた。

【課徴金額】　52 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 26 年 12 月 12 日
課徴金納付命令決定日　平成 27 年１月 15 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑫　日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 12 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、日神不動産株式会社（以下「日神不動産」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成 26 年３月期の剰余金の配当について、平成 25 年５月 10 日に公表がされた直近の予想値（10 円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異

が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した剰余金の配当予想値が実質12円と公表された平成25年10月21日午後３時頃より前の同日午前10時34分頃、自己の同族会社の計算において、日神不動産株式合計 9,700 株を買付価額合計 686 万3,300円で買い付けた。

【課徴金額】　104万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成26年12月19日
審判手続中（平成27年４月30日現在）

⑬　株式会社加地テック社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成27年２月20日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社加地テック（以下「加地テック」という。）の社員であるが、その職務に関し、加地テックの平成26年３月期の業績予想における売上高について、平成25年４月30日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が、売上高50億円として公表がされた平成25年10月24日午後４時30分頃より前の同日午後０時30分頃、自己の計算において、加地テック株式合計１万株を売付価額合計382万円で売り付けた。

【課徴金額】　71万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成27年３月２日
課徴金納付命令決定日　平成27年３月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑭　公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者によるトーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成27年３月24日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者①ないし④は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成26年１月28日より前に、下記のとおり、トーメンエレクトロニクス株

式を買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者①
平成 26 年１月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 1,100 円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者②
平成 26 年１月９日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 4,000 円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者③
平成 26 年１月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 1,000 株を買付価額合計 126 万 6,900 円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者④
平成 26 年１月８日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 200 株を買付価額合計 23 万 9,200 円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　76 万円
課徴金納付命令対象者②　76 万円
課徴金納付命令対象者③　38 万円
課徴金納付命令対象者④　 9 万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①ないし④全て同日）
審判手続開始決定日　　平成 27 年３月 27 日
課徴金納付命令決定日　平成 27 年４月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑮　大陽日酸株式会社の役員等からの情報受領者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 27 年３月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者①ないし⑧は、大陽日酸株式会社（以下「大陽日酸」という。）の役員または社員から、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日午後３時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。
課徴金納付命令対象者⑨は、勤務先の役員が大陽日酸の社員から職務上伝達を受け

た、三菱ケミカルホールディングスの業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成26年５月13日午後３時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。

上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の役員及び社員がその職務に関し知ったものである。

○　課徴金納付命令対象者①

平成26年５月９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計４万株を買付価額合計3,164万4,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者②

平成26年５月９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計3,000株を買付価額合計236万円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者③

平成26年５月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計２万5,000株を買付価額合計1,979万1,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者④（法人）

平成26年５月13日午後２時７分頃及び８分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計２万株を買付価額合計1,780万円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者⑤

平成26年５月13日午前10時13分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万株を買付価額合計897万円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者⑥

平成26年５月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万3,000株を買付価額合計1,029万6,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者⑦（法人）

平成26年５月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計５万株を買付価額合計3,960万円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者⑧

平成26年５月８日及び９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万4,000株を買付価額合計1,105万4,000円で買い付けた。

○　課徴金納付命令対象者⑨

平成26年５月９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計4,000株を買付価額合計312万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　503万円

課徴金納付命令対象者②　 39 万円
課徴金納付命令対象者③　313 万円
課徴金納付命令対象者④　 54 万円
課徴金納付命令対象者⑤　 20 万円
課徴金納付命令対象者⑥　162 万円
課徴金納付命令対象者⑦　625 万円
課徴金納付命令対象者⑧　178 万円
課徴金納付命令対象者⑨　 54 万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①ないし⑨全て同日）
審判手続開始決定日　　平成 27 年３月 27 日
課徴金納付命令決定日　平成 27 年４月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし⑨から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑯　株式会社三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 27 年３月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者（法人）は、同社役員において、大陽日酸株式会社（以下「大陽日酸」という。）の役員から、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が、大陽日酸の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日午後３時より前の同日午後２時 26 分頃、自己の計算において、三菱ケミカルホールディングス株式合計２万株を買付価額合計 830 万円で買い付けた。
上記重要事実は、三菱ケミカルホールディングスと公開買付けの基本的内容に関する契約の締結交渉をしていた大陽日酸の役員が同契約の交渉に関し知り、その後、上記の大陽日酸の役員がその職務に関し知ったものである。

【課徴金額】　24 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 27 年３月 27 日
課徴金納付命令決定日　平成 27 年４月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(2)　相場操縦に対する勧告

① 三洋貿易株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年４月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、三洋貿易株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年６月 17 日午前９時 11 分頃から同月 18 日午後２時 58 分頃までの間、２取引日にわたり、直前の約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計８万 3,600 株を買い付ける一方、同株式合計５万 8,900 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　1,042 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年４月 22 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年５月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② メディアクリエイト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年７月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メディアクリエイトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年４月 10 日午前８時５分頃から同日午前９時 22 分頃までの間、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計 31 万 3,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計１万 8,000 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　71 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年７月 29 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年８月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　ＴＡＳＡＫＩ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年７月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ＴＡＳＡＫＩの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 12 月 13 日午後１時 46 分頃から同月 14 日午後３時頃までの間、２取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 8,400 株を買い付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　172 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年７月 29 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 11 月６日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　ホクシン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年９月９日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ホクシン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年９月 28 日午前９時頃から同年 10 月３日午後１時 44 分頃までの間、４取引日にわたり、直前の約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 32 万 4,100 株を買い付ける一方、同株式合計 92 万 2,500 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　4,367 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年９月９日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 10 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　川口化学工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 10 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、川口化学工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年７月 11 日午後１時 42 分頃から同月 12 日午前９時 17 分頃までの間、２取引日にわたり、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計２万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計４万 6,000 株を売り付けるとともに、同株式合計９万 4,000 株の買付けの委託を行うなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　93 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年 10 月 14 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 10 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　伊勢化学工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 11 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、伊勢化学工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 10 月 25 日午後１時 28 分頃から同月 26 日午後２時 54 分頃までの間、２取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計９万 1,000 株を買い付ける一方、同株式合計４万 6,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　105 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年 11 月 12 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年 12 月４日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦　高田工業所株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について

【勧告年月日】　平成 27 年２月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社高田工業所の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 12 月 18 日午前９時 35 分頃から平成 26 年１月 15 日午後０時 55 分頃までの間、15 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 10 万株を買い付ける一方、同株式合計８万 3,500 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　739 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 27 年３月２日

審判手続中（平成 27 年４月 30 日現在）

３　平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　審判手続

平成 25 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

①　株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人①、②が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、被審人①は重要事実を知らなかった旨、被審人②は被審人①から重要事実の伝達を受けていない旨、それぞれ主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人①は重要事実を知りながら、また被審人②は被審人①から重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表される前に、田中化学研究所株式を買い付けたとして、平成 26 年 12 月４日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、同人らは、平成 26 年 12 月 24 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

②　フィンテックグローバル株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、他の投資者の売買を誘引する目的を有していたと認められるとして、平成 26 年８月 21 日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

(2)　課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成25年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

①　岐阜銀行株式に係る相場操縦事案

【平成24年11月16日課徴金納付命令勧告、平成25年４月16日課徴金納付命令決定、平成25年５月15日取消訴訟提起、平成27年１月16日判決（東京地裁）、同月27日控訴（東京高裁）】

平成27年４月30日現在、取消訴訟係属中。

②　ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦事案

【平成25年２月５日課徴金納付命令勧告、平成25年12月10日課徴金納付命令決定、同月26日取消訴訟提起（東京地裁）、平成27年５月28日判決（東京地裁）】

平成27年５月28日、東京地方裁判所は、原告（被審人）は、本件当時、誘引目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

第３　今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

(1)　不公正取引事案がより一層多様化、複雑化、巧妙化していることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化を図る。

(2)　内部者取引については、広範囲に重要事実が伝達されている事案も認められることから、調査対象者の選定・抽出を幅広い視点で行い、迅速かつ機動的に調査を行う。

(3)　ＩＴ化が進展する中で、違反行為者等の保有する証拠についても電磁的記録として保管されている物が中心となっていることを踏まえ、当該電磁的記録の保全・復元・解析等（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。

(4)　不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。

(5)　平成26年４月以降、新たに情報伝達・取引推奨行為が内部者取引規制の対象となったことを踏まえ、情報伝達等の行われた経緯や状況等について十分に調査を行うよう努める。

第５章　国際取引等調査

第１　概説

１　国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第４章第１「１　取引調査の目的」、「２　取引調査の権限」、「３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

２　平成 26 年度における活動状況

(1)　証券監視委では、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「ＭＭＯＵ」という。第９章第１参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成 23 年１月に策定した第７期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方は、平成 26 年１月に策定した第８期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられている。）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成 23 年８月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

(2)　国際取引等調査室が調査した結果、平成 26 年度においては、不公正取引に対し、４件、４億 5,863 万 2,935 円の課徴金納付命令勧告を行った（本章第２－２参照）。これら４件については、平成 26 年６月 13 日に勧告したむさし証券株式会社によるＴＯＰＩＸ先物に係る相場操縦事案、平成 26 年９月５日に勧告した海外居住者による長期国債先物に係る相場操縦事案、平成 26 年 12 月５日に勧告したＡｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄによる相場操縦事案、平成 27 年３月６日に勧告したＳｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ．による相場操縦事案となっている。

上記４件のうち３件についてはクロスボーダー取引を利用した不公正事案であり、長期国債先物に係る相場操縦事案についてはシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）と、Ａｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄによる相場操縦事案については香港証券先物取引委員会（Securities and Futures Commission）と、Ｓｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ．による相場操縦事案については英国金融規制機構（Financial Conduct Authority）と、それぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告に至ったものである。

なお、ＴＯＰＩＸ先物に係る相場操縦事案については、市場デリバティブ取引に関する初めての勧告事案であるほか、Ｓｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ．による相場操縦事案については、取引所の昼休み（場間）に取引所とＰＴＳをまたいで行われた相場操縦に対する初めての勧告事案であるとともに、同一の法人に対して２回目の勧告を行った初めての事案である。また、Ａｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄによる相場操縦事案については、大引け前 30 秒という短時間に大

量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げているという点に特徴がある。

また、上記勧告事案については、短時間で発注等を繰り返し行うような手口で相場操縦が行われており、これらの発注の一部にはアルゴリズムによる自動発注が見受けられたものもあり、こうした高速取引による相場操縦に対しても日本取引所自主規制法人の協力を得て調査を進め、実態把握を行ったものである。

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

平成 26 年度における不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告（４件）は、いずれも相場操縦に係る事案であり、対象者別の課徴金額の最高額は４億 3,074 万円、最低額は 33 万円である。

２　勧告事案の概要

平成 26 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1)　むさし証券株式会社による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年６月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

むさし証券株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「むさし証券」という。）は、第一種金融商品取引業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けている株式会社である。

むさし証券は、同社ディーラーにおいて、同社の業務に関し、ＴＯＰＩＸ先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年７月 29 日から同月 31 日まで及び同年９月９日から同月 11 日までの間、合計６取引日にわたり、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 2,016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2,016 単位を売り付けるとともに、同先物合計４万 3,554 単位の買い注文及び合計４万 4,889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。

【課徴金額】　543 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年６月 13 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年６月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

※　当社については、上記の調査の結果に基づく課徴金納付命令勧告とは別に上記の調査の結果及び証券検査の結果に基づく行政処分等に関する勧告を行った。（附属資料

３－４－３(1)②参照）。

(2) 長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年９月５日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、長期国債先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年６月 26 日午前９時 33 分頃から同日午後２時 58 分頃までの間、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 39 単位を買い付ける一方、同先物合計 39 単位を売り付けるとともに、同先物合計 1,672 単位の買い注文及び合計 757 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。

【課徴金額】　33 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年９月５日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年 11 月６日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(3) Ａｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄ による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 12 月５日

【勧告の対象となった違反事実】

Ａｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄ（課徴金納付命令対象者。以下「アレイオン」という。）は、香港法に基づき設立されたリミテッド・カンパニーであり、ケイマン籍ユニット・トラストのハレイオン・ファンド（Ｈａｒｅｉｏｎ　Ｆｕｎｄ）の受託者であるオジエ・トラスティーズ（ケイマン）・リミテッド及びインベストメント・マネージャーであるジリオン・キャピタル・リミテッドとの間で締結したインベストメント・アドバイザリー契約に基づき、同ファンドに出資された資産の運用権限を有していた。

アレイオンは、その代表者らにおいて、アレイオンの業務に関し、日東電工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年９月 25 日午後２時 59 分 30 秒から同日午後３時までの間、成行又は直前約定値より高指値で大量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、下値に大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 788 万 6,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 131 万 1,200 株の買付けの委託を行い、もって、アレイオンの役員等の同年９月度における同ファンドへの出資割合である 7.25 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である同ファンドへの出資者の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解さ

せ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　４億3,074万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成27年１月16日
審判手続中（平成27年４月30日現在）

(4)　Ｓｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ.による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成27年３月６日

【勧告の対象となった違反事実】
Ｓｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ.（課徴金納付命令対象者。以下「セレクト・バンテイジ」という。）は、英領アンギラに登記住所を置き、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社である。
セレクト･バンテイジは、同社の株式売買業務に従事していたトレーダーらにおいて、同社の業務に関し、日本海洋掘削株式会社の株式等、いずれも金融商品取引所が上場する合計45銘柄の株式につき、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「ＰＴＳ」という。）を利用した上記各株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年４月９日から同年５月23日までの間、合計28取引日にわたり、金融商品取引所の午前立会時間終了後から午後立会時間開始前までの注文受付時間に、取引所金融商品市場で成行又は直前の寄前気配値段よりも上値の価格帯に約定させる意思のない大量の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、ＰＴＳで売り注文を発注し、その売り注文の一部に自己の買い注文を対当させて株価を引き上げて残りの売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、上記各株式合計25万2,600株を買い付け、及び合計27万6,800株を売り付けるとともに、上記各株式合計153万8,200株の買い注文及び合計17万1,200株の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　2,213万2,935円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成27年４月７日
審判手続中（平成27年４月30日現在）

３　平成25年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　審判手続

平成25年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

①　ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年７月31日に課徴金納付命令勧告を行った、ジャガーノート・キャピタル・

マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦事案については、金融庁長官は、平成26年８月１日に、被審人に対して４億3,118万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年11月１日に課徴金納付命令勧告を行った、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案については、現在、審判手続中となっている（平成27年４月30日現在）。

③ 株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年12月２日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引事案については、金融庁長官は、平成26年10月30日に、被審人に対して54万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対し、被審人は、平成26年11月28日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起し、現在、係属中である（平成27年４月30日現在）。

④ ＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年12月２日に課徴金納付命令勧告を行った、ＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．による内部者取引事案については、金融庁長官は、平成26年12月26日に、被審人に対して804万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対し、被審人は、平成27年２月３日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起し、現在、係属中である（平成27年４月30日現在）。

なお、被審人は、審判手続の進行に不服があるなどとして、平成26年９月17日及び同年10月14日に、それぞれ東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しているほか、同年11月28日、東京地方裁判所に、課徴金納付命令決定の仮の差止めを申し立てるとともに同決定の差止訴訟及び課徴金納付命令勧告の取消訴訟を提起している（仮の差止めの申立てについては、同年12月24日に申立て却下決定がなされ（東京地方裁判所）、同月25日に申立てた即時抗告に対して平成27年１月19日に抗告棄却決定がなされている（東京高等裁判所）。また、課徴金納付命令決定の差止訴訟及び課徴金納付命令勧告の取消訴訟については、同年４月13日に訴えが取り下げられている。）。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成25年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

・ 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案
【平成24年６月８日課徴金納付命令勧告、平成25年６月27日課徴金納付命令決定、平成25年７月26日取消訴訟提起（東京地裁）】
平成27年４月30日現在、取消訴訟係属中。

第３　今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、世界の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

(1)　海外証券規制当局との一層の連携強化

平成 26 年度に課徴金納付命令勧告を行った長期国債先物に係る相場操縦、Ａｒｅｉｏｎ Ａｓｓｅｔ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ Ｃｏｍｐａｎｙ Ｌｉｍｉｔｅｄによる相場操縦、Ｓｅｌｅｃｔ Ｖａｎｔａｇｅ Ｉｎｃ.による相場操縦（附属資料３－４－３(2)②参照）は、違反行為者等が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。

証券監視委においては、これまでもグローバル化する不公正取引に対応するため、証券規制当局間のMMOU（多国間情報交換枠組み）などを活用した海外当局との連携のほか、海外当局を訪問しての協議、海外当局が行う調査への協力を行ってきたが、今後とも一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

(2)　国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

(3)　複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあるほか、取引形態を見ても、ＨＦＴ等の高速取引が増加している。

証券監視委としては、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

第６章　開示検査

第１　概説

１　開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告するほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告を行っている。また、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

２　開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,500 社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

(1)　有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））

(2)　公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第１項（同法第 27 条の 22 の２第２項において準用する場合を含む。））

(3)　意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第２項）

(4)　大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳

簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第１項）

(5)　大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第２項）

(6)　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）

(7)　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条第１項）

(8)　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の２第６項）

（注１）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第１号）

・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第３号）

（注２）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

・上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の２第１項ただし書）

・上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の７第２項ただし書）

３　開示検査結果に基づく勧告

(1)　課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料３－４－４参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）

② 虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の２、旧金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）

③ 有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第 172 条の３）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）
（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）

④ 虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第 172 条の４、旧金商法第 172 条の２）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額
（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）

⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の５）
課徴金額：買付総額の 100 分の 25

⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の６）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の７）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１

⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の８）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１

⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の９）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）

⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）
課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑪　虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑫　特定関与行為（金商法第 172 条の 12）

課徴金額：特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

（注）平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年９月６日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第 185 条の７第 14 項）。他方、違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる（金商法第 185 条の７第 15 項）。

(2)　訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。

４　平成 26 年度における活動状況

平成 26 年度においては、開示会社 18 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項について虚偽記載等の開示義務違反に対し、８件（納付命令対象者ベース）、金額で６億 464 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促している。

検査終了件数		18 件
（うち）	課徴金納付命令勧告を行ったもの	８（７）件
	課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	２件

注）「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、事案ベースの件数である。

第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

１　勧告の状況

平成 26 年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載であった。

開示書類に係る虚偽記載の内容としては、売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、架空資産の計上及び仕掛品の過大計上等があったほか、大量保有者の所有株式数や株券等保有割合を適切に記載していなかった事案もあった。

なお、平成 26 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最

高額は、１億 9,426 万円（株式会社ＳＪＩに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

２　勧告事案の概要

平成 26 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

①　株式会社太陽商会に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年４月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社太陽商会（以下①において「当社」という。）は、平成 25 年３月期に、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 25 年６月 28 日	第 11 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 25 年３月期有価証券報告書）	平成 24 年４月１日～平成 25 年３月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が 5 百万円であるところを 43 百万円と記載 連結当期純損益が 11 百万円であるところを 50 百万円と記載	・架空売上の計上 ・純資産額の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲30 百万円であるところを７百万円と記載	
2	平成 25 年８月 14 日	第 12 期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年６月第１四半期四半期報告書）	平成 25 年４月１日～平成 25 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲21 百万円であるところを 24 百万円と記載	過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上
3	平成 25 年 11 月 14 日	第 12 期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年９月第２四半期四半期報告書）	平成 25 年７月１日～平成 25 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲44 百万円であるところを 858 千円と記載	過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上

4	平成 26 年 2 月 14 日	第 12 期事業年度 第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲78 百万円であるところを▲32 百万円と記載	過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は債務超過であることを示す。

【課徴金額】　1,200 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年４月 22 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年５月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

②　株式会社三栄建築設計に係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社株式に係る変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年６月５日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社三栄建築設計（以下②において「当社」という。）は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

開示書類		虚偽記載	
提出日	書類	会計期間	内容
平成 23 年 11 月 25 日	第18期事業年度 会計期間に係る有価証券報告書（平成23年８月期有価証券報告書）	平成 22 年９月１日～平成 23 年８月 31 日の会計期間	・第４【提出会社の状況】１【株式等の状況】（７）【大株主の状況】に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32%であるところを 69.29%と記載 ・第４【提出会社の状況】５【役員の状況】に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり金商法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

(1)　平成 24 年７月 13 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年８月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月３日、2,000,000 株の株式を 1,410,200,000 円で取得させた。

(2)　平成 24 年７月 13 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年８月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）

を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月 28 日、300,000 株の株式を 211,530,000 円で取得させた。

３．当社株式に係る大量保有者は、それぞれ下表の「提出日」欄記載の年月日に、関東財務局長に対し、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり、金商法第 172 条の８に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」変更報告書を提出した。

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
1	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No.3	平成 21 年 11 月 16 日	・保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94％であるところを 75.70％と記載
2	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No.4	平成 22 年 ５月 19 日	・保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04％であるところを 70.83％と記載
3	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No.5	平成 22 年 ８月 13 日	・保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72％であるところを 69.29％と記載
4	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No.6	平成 24 年 ７月 27 日	・保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00％であるところを 68.44％と記載

【課徴金額】

株式会社三栄建築設計　　7,896 万円

株式会社三栄建築設計株式に係る大量保有者　　41 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年６月５日

課徴金納付命令決定日　　平成 26 年７月１日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　株式会社アイレックスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年６月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アイレックス（以下③において「当社」という。）は、システム開発に係る派遣業務について、実際には作業に従事していない人員の勤務表を改ざんして実態を上回る作業時間を計上することにより、これに対応する架空の売上を計上するなどした。また、システムの開発及び制作を受注して行う取引について、顧客の検収後に発生した労務費等を費用として処理すべきであったにもかかわらず、仕掛品として計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成24年6月25日	第70期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年3月期有価証券報告書）	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が211百万円であるところを335百万円と記載 連結当期純損益が124百万円であるところを248百万円と記載	架空売上の計上等
2	平成24年8月14日	第71期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年6月第1四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が596百万円であるところを806百万円と記載	仕掛品の過大計上等
3	平成24年11月14日	第71期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年9月第2四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期経常損益が▲14百万円であるところを190百万円と記載 連結四半期純損益が▲68百万円であるところを135百万円と記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計上等
			平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が545百万円であるところを899百万円と記載	
4	平成25年2月14日	第71期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年12月第3四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期経常損益が▲16百万円であるところを129百万円と記載 連結四半期純損益が▲75百万円であるところを69百万円と記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計上等
			平成24年10月1日～平成24年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が551百万円であるところを846百万円と記載	

5	平成 25 年 6 月 10 日	第71期事業年度 第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成24年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成 24 年４月１日 ～平成 24 年９月 30 日の第２四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常損益が▲14 百万円であるところを68百万円と記載 連結四半期純損益が▲68 百万円であるところを 13 百万円と記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計上 等
			平成 24 年７月１日 ～平成 24 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 545 百万円であるところを 715 百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　1,500 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年６月 19 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年７月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　日本アセットマーケティング株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年６月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．日本アセットマーケティング株式会社（以下④において「当社」という。）は、ソフトウェアの販売に当たり、実体のない販売代理業務に係る契約を締結し、当該契約に基づき仲介手数料を支払うことにより資金を販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウェアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した。

この結果、当社は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 24 年 6 月 28 日	第13期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 24 年３月期有価証券報告書）	平成 23 年４月１日 ～平成 24 年３月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 83 百万円であるところを 103 百万円と記載	売上の過大計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

２．当社は、近畿財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(1)　平成 24 年９月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 24 年３月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年９月 24 日、342 個の新株予約権を 302,642,640 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

(2)　平成 24 年９月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 24 年３月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年９月 24 日、379,746 株の株式を 299,999,340 円で取得させた。

(3)　平成 25 年３月１日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 24 年３月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年４月 22 日、1,300,000 株の株式を 1,690,000,000 円で取得させた。

【課徴金額】　１億 915 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 26 年６月 19 日
課徴金納付命令決定日	平成 26 年７月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　インスパイアー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年９月２日

【勧告の対象となった違反事実】

１．インスパイアー株式会社（以下⑤において「当社」という。）は、実際は、カード事業に係るソフトウエアの開発を行っていなかったにもかかわらず、同事業のためのソフトウエアを開発するなどとして、「ソフトウエア仮勘定」等の架空の資産を計上していた。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年11月16日	第19期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲354百万円であるところを▲194百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上等
			平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が216百万円であるところを376百万円と記載	
2	平成22年２月15日	第19期事業年度第３四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年12月31日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲459百万円であるところを▲301百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上等
			平成21年10月１日～平成21年12月31日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が192百万円であるところを351百万円と記載	
3	平成22年６月28日	第19期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲698百万円であるところを▲535百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上等
				貸借対照表	純資産額が97百万円であるところを259百万円と記載	
4	平成22年８月16日	第20期事業年度第１四半期会計期間に係る四半期報告書（平成22年６月第１四半期四半期報告書）	平成22年４月１日～平成22年６月30日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が17百万円であるところを180百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上
5	平成22年11月15日	第20期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第２四半期四半期報告書）	平成22年７月１日～平成22年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が▲101百万円であるところを44百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上
6	平成23年２月14日	第20期事業年度第３四半期会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第３四半期四半期報告書）	平成22年10月１日～平成22年12月31日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が▲192百万円であるところを▲46百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上

7	平成23年 6月28日	第20期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成23年3月期有価証券報告書）	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲276百万円であるところを▲158百万円と記載	ソフトウエア仮勘定の架空計上
8	平成23年 8月15日	第21期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書（平成23年6月第1四半期四半期報告書）	平成23年4月1日 ～平成23年6月30日の第1四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲343百万円であるところを▲228百万円と記載	ソフトウエアの架空計上
9	平成23年 11月14日	第21期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（平成23年9月第2四半期四半期報告書）	平成23年7月1日 ～平成23年9月30日の第2四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲383百万円であるところを▲275百万円と記載	ソフトウエアの架空計上
10	平成24年 2月14日	第21期事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第3四半期四半期報告書）	平成23年10月1日 ～平成23年12月31日の第3四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲439百万円であるところを▲337百万円と記載	ソフトウエアの架空計上
11	平成24年 6月29日	第21期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成24年3月期有価証券報告書）	平成23年4月1日 ～平成24年3月31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲85百万円であるところを10百万円と記載	ソフトウエアの架空計上
12	平成24年 8月14日	第22期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書（平成24年6月第1四半期四半期報告書）	平成24年4月1日 ～平成24年6月30日の第1四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲99百万円であるところを▲9百万円と記載	ソフトウエアの架空計上
13	平成24年 11月22日	第22期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（平成24年9月第2四半期四半期報告書）	平成24年7月1日 ～平成24年9月30日の第2四半期会計期間	四半期 貸借対照表	連純資産額が▲116百万円であるところを▲31百万円と記載	ソフトウエアの架空計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

(1)　平成24年２月20日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年３月期有価証券報告書（上表番号欄７参照）及び平成23年12月第３四半期四半期報告書（上表番号欄10参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月30日、307,977株の株式を322,759,896円で取得させた。

(2)　平成 24 年２月 20 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年３月期有価証券報告書（上表番号欄７参照）及び平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月 30 日、1,250 個の新株予約権証券を 107,562,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】　4,336 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年９月２日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年 10 月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　ＪＡＬＣＯホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 26 年 11 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．ＪＡＬＣＯホールディングス株式会社（以下⑥において「当社」という。）は、連結子会社において、売買取引の実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 24 年８月 13 日	第２期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年６月第１四半期四半期報告書）	平成 24 年４月１日～平成 24 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲138 百万円であるところを▲108 百万円と記載	売上の過大計上等
2	平成 24 年 11 月 14 日	第２期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年９月第２四半期四半期報告書）	平成 24 年４月１日～平成 24 年９月 30 日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が 537 百万円であるところを 914 百万円と記載	売上の過大計上等
					連結四半期純損益が▲259 百万円であるところを▲178 百万円と記載	
			平成 24 年７月１日～平成 24 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲５百万円であるところを 81 百万円と記載	

3	平成25年 2月12日	第２期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年12月第３四半期四半期報告書）	平成24年４月１日～平成24年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が718百万円であるところを1,860百万円と記載	売上の過大計上等
					連結四半期純損益が▲342百万円であるところを▲219百万円と記載	
			平成24年10月１日～平成24年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲96百万円であるところを33百万円と記載	
4	平成25年 6月26日	第２期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年３月期有価証券報告書）	平成24年４月１日～平成25年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	売上高が904百万円であるところを3,351百万円と記載	売上の過大計上等
					連結当期純損益が▲421百万円であるところを▲219百万円と記載	
5	平成25年 8月7日	第３期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年６月第１四半期四半期報告書）	平成25年４月１日～平成25年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結損益計算書	売上高が266百万円であるところを1,421百万円と記載	売上の過大計上等
					連結四半期純損益が168百万円であるところを229百万円と記載	
6	平成25年 11月6日	第３期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年９月第２四半期四半期報告書）	平成25年４月１日～平成25年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が646百万円であるところを3,111百万円と記載	売上の過大計上等
					連結四半期純損益が131百万円であるところを267百万円と記載	
7	平成26年 2月5日	第３期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年12月第３四半期四半期報告書）	平成25年４月１日～平成25年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が980百万円であるところを4,801百万円と記載	売上の過大計上等
					連結四半期純損益が150百万円であるところを363百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

(1)　平成24年12月26日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成24年９月第２四半期四半期報告書（上表番号欄２参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成25年２月21日、26,000,000株の株式を1,300,000,000円で取得させた。

(2)　平成25年11月１日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成25年３月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）及び平成25年６月第１四半期四半期報告書（上表番

号欄５参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 18 日、8,411,217 株の株式を 1,800,000,438 円で取得させた。

【課徴金額】　１億 5,150 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年 11 月 21 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年 12 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦　株式会社ＳＪＩに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 27 年３月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社ＳＪＩ（以下⑦において「当社」という。）は、売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、同流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、同役員の知人が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成23年2月14日	第22期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第３四半期四半期報告書）	平成22年４月１日～平成22年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲865百万円であるところを▲363百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
2	平成23年6月29日	第22期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成22年４月１日～平成23年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲950百万円であるところを８百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成23年8月15日	第23期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,785百万円であるところを▲266百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
			平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,318百万円であるところを11,796百万円と記載	
4	平成23年11月14日	第23期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲788百万円であるところを930百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
5	平成24年2月22日	第23期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第３四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲998百万円であるところを697百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
6	平成24年6月28日	第23期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年３月期有価証券報告書）	平成23年４月１日～平成24年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲582百万円であるところを795百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
7	平成26年2月14日	第25期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年12月第３四半期四半期報告書）	平成25年４月１日～平成25年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,351百万円であるところを▲526百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
8	平成26年6月27日	第25期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成26年３月期有価証券報告書）	平成25年４月１日～平成26年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲6,714百万円であるところを▲6,149百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等

２．　当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

(1)　平成 23 年９月 22 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年３月期有価証券報告書（上表番号欄２参照）及び平成 23 年６月第１四半期四半期報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 17 日、109,000 株の株式を 1,417,000,000 円で取得させた。

(2)　平成 24 年 11 月 27 日、平成 23 年４月１日から平成 24 年３月 31 日までの連結会計期間につき、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 582 百万円の損失であるところを 795 百万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 14 日、新株予約権付社債を 2,500,000,000 円で取得させた。

【課徴金額】　１億 9,426 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 27 年３月 27 日
課徴金納付命令決定日　　平成 27 年４月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

３　平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　審判手続

平成 25 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において審判手続が係属中で課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 25 年３月 29 日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人から、違反事実を否認する旨の答弁書の提出があり、風力発電機販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態の有無が争点となったものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は、自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められると判断し、また、風力発電機メーカーは被審人に対し実質的には販売斡旋手数料を負担しておらず、販売斡旋手数料は内実を伴っていなかったことから、同契約に基づく役務提供について、対価の実態はなかったと判断して、平成 26 年８月 28 日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行った。

※　本件決定に対し、当社は、平成 26 年９月 26 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起

している。

(2)　課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 22 年６月 21 日課徴金納付命令勧告、平成 22 年 12 月９日課徴金納付命令決定、平成 22 年 12 月 24 日取消訴訟提起、平成 24 年６月 29 日判決（東京地裁）、原告控訴、平成 25 年３月 28 日判決（東京高裁）、控訴人上告、平成 27 年１月 22 年決定（最高裁）】

平成 24 年６月 29 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年３月 28 日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第 172 条の２第１項第１号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告した。

平成 27 年１月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

○　クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 24 年１月 27 日課徴金納付命令勧告、平成 24 年３月２日及び同年 10 月 22 日課徴金納付命令決定、平成 24 年 11 月 20 日取消訴訟提起、平成 26 年２月 14 日判決（東京地裁）、原告控訴、平成 26 年６月 26 日判決（東京高裁）、控訴人上告、平成 27 年１月 22 日決定（最高裁）】

平成 26 年２月 14 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 26 年６月 26 日、東京高等裁判所は、金商法第 172 条の２第１項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、同法同項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告した。

平成 27 年１月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

○　日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 25 年３月 29 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年８月 28 日課徴金納付命令決定、平成 26 年９月 26 日取消訴訟提起】

平成 25 年３月 29 日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において取消訴訟が係属中である（平成 27 年４月 30 日現在）。

(3)　訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【平成 25 年３月 29 日訂正報告書提出命令勧告、平成 25 年４月 12 日訂正報告書提出命令決定、平成 25 年４月 12 日取消訴訟提起】

平成 25 年３月 29 日に訂正報告書の提出命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において取消訴訟が係属中である（平成 27 年４月 30 日現在）。

第３　開示検査の結果行なわれた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。平成 26 年度において、自発的訂正が行われた事案の概要は以下のとおりである。

①　Ａ社（東京証券取引所市場第一部上場、業種：証券・商品先物取引業）

・　Ａ社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄について、マルチプル法（類似企業比較法）を用いた評価に利用する類似企業について、類似の範囲を広く解釈した企業選定を行っていたなど、適切な評価を行っていないものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

・　Ａ社は、子会社のＢ投資事業組合について、連結範囲の例外規定（連結財務諸表に関する会計基準第 14 項(2)）に該当するとして連結範囲から除外していたが、Ｂ投資事業組合はＡ社の連結子会社であるＣ社と多額の取引を行っていたことなどから、Ａ社の連結範囲に含めるべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

②　Ｄ社（東京証券取引所ジャスダック市場上場、業種：小売業）

・　Ｄ社は、医療モール建設や薬局用店舗の賃貸借に係るものとして、複数の取引先に資金を支出し、いずれの取引についても契約が解約されたとして支払代金が当社に返金されていたが、当社から支出された資金は、いずれも取引先に入金された直後、当社役員に送金されていたほか、解約によって当社に返金された資金についても、当社役員が個人で借り入れた資金等を取引先名義で送金するなどしていたものであった。このことか

ら、これら取引の実態は、当社役員に対する仮払金及びその仮払金返金であると認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

・　Ｄ社は、取引先Ｅ社から土地を取得していたが、当該土地の元所有者は、当社の関連当事者に該当する医療法人Ｆであり、取引先Ｅ社は形式的に介在していたに過ぎなかったことから、当該取引は、Ｄ社と医療法人Ｆとの取引であり、関連当事者取引に関する注記が必要と認められたため、有価証券報告書の訂正を行うよう慫慂した。

第４　今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るように努めることとしている。

(1)　正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。

(2)　上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していく。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていく。

(3)　ＩＴ化が進展する中で、虚偽記載の証拠についてもサーバーやパソコン等の電子機器に保存されている電磁的記録が多くなっていることを踏まえ、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。

(4)　上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。

(5)　市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、課徴金事例集の内容を充実させるなど分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第７章　犯則事件の調査・告発

第１　概説

１　犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融･資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性･透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第 210 条）と強制調査権限（金商法第 211 条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第 45 条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料１－７－２(4)参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第 30 条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第 223 条、犯収法第 30 条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第 226 条、犯収法第 30 条）

３　平成 26 年度における活動状況

証券監視委は、平成 26 年度において、計６回の告発を行った。６回のうち５回については東京地方検察庁検察官に告発し、それ以外の１件については神戸地方検察庁検察官に告発しており、平成 26 年度も幅広い視野で犯則調査を行った。

特に、井上工業株式会社株券に係る偽計事件及び株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件については警視庁と、株式会社ｆｏｎｆｕｎ株券に係る相場操縦事件については兵庫県警と、それぞれ連携して調査を進め、告発を行った。

第２　犯則事件の調査・告発実績

１　告発の状況

平成 26 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

１件・２名、相場操縦の嫌疑で２件・３名、偽計の嫌疑で１件・１名、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で２件・６名の合計６件・12 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料３－６－２参照)

事　件　名	告発年月日	告　発　先
株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件	26 年６月 16 日	東京地方検察庁検察官
井上工業株式会社株券に係る偽計事件(2)　※	26 年８月８日	東京地方検察庁検察官
デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた４銘柄の株券に係る相場操縦事件	26 年 10 月７日	東京地方検察庁検察官
株式会社ｆｏｎｆｕｎ株券に係る相場操縦事件	26 年 12 月 19 日	神戸地方検察庁検察官
株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件	27 年２月２日	東京地方検察庁検察官
株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件	27 年３月 24 日	東京地方検察庁検察官

※ 井上工業株式会社株券に係る偽計事件(1)は、平成 23 年 12 月 12 日、東京地方検察庁検察官に告発を行った。

２　告発事案の概要

平成 26 年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1)　不公正取引に対する告発

①　井上工業株式会社株券に係る偽計事件(2)

本件は、既に平成 23 年 12 月 12 日に共犯者について告発した事案であり、当時海外にいた犯則嫌疑者１名が、平成 26 年７月に本邦に移送され、警視庁に逮捕されたことを受け、新たに告発したものであった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 158 条等　偽計の禁止）に違反するとして、警視庁と連携して必要な調査を行い、平成 26 年８月８日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、井上工業株式会社（以下「井上工業」という。）が平成 20 年８月 28 日に公表したアップル有限責任事業組合（以下「アップル組合」という。）を割当先とする第三者割当による新株式発行増資につき、発行価額 18 億円のうち 15 億円の払込みを仮装するとともに虚偽の事実を公表して偽計を用い、井上工業の新株を発行するとともに同社の株価を維持上昇させようと企て、井上工業管理本部社長室長ほか３名と共謀の上、井上工業新株の発行のため、及び、同社株価の維持上昇を図る目的をもって、同年９月 24 日、井上工業名義の預金口座から出金した８億円及び７億円を、他の名義の預金

口座を経由させてアップル組合名義の預金口座に入金し、アップル組合名義で、上記とは別の井上工業名義の預金口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報システムであるＴＤｎｅｔにより、前記新株式発行増資の払込金として 18 億円全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年８月 13 日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。

平成 26 年 10 月 21 日、東京地方裁判所は、被告人は、新株売却等による多額の報酬を得る目的等から、井上工業の社員らに対し、払込みの仮装を持ちかけるなどの重要な役割を果たしたものであり、被告人が関与した当初は払込みの仮装を意図しておらず、その後共犯者らからの指示を受けて払込みの仮装等に従属的に関与したとはいえ、その刑事責任は相応に重いなどとして、懲役２年（執行猶予３年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

② デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた４銘柄の株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者２名が、共謀の上、ただちに約定しない程度の注文を大量に出して顧客の注文を誘引する、いわゆる「見せ玉」手法等を用いて相場操縦を行った事件であった。なお、本件は、こうした「見せ玉」を主たる手法とする相場操縦の告発としては５件目であったが、顧客の買い注文を誘引する行為だけでなく、顧客の売り注文を誘引する行為も認められた初めての事例であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 159 条第２項第１号等　相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 26 年 10 月７日、犯則嫌疑者２名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者２名は、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社の株券につき、売り需要が高い状況を作出することで顧客の売り注文を誘引するなどして同株券を買い付ける一方で、買い需要が高い状況を作出することで顧客の買い注文を誘引するなどして同株券の株価を上昇させ、同株券を高値で売り付けようと考え、財産上の利益を得る目的で、共謀の上

第１　株式会社オリエントコーポレーションの株券について、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年２月 15 日、同市場において、大量の上値売り注文等を連続して入れるなどしてその指値より安値で同株券を買い付けた上、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計約 58 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 95 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計約 58 万株を売り付け

第２　株式会社トクヤマの株券について、前同様の目的をもって、同年３月 11 日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株

券合計 58 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 123 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計 58 万株を売り付け

第３　日本橋梁株式会社の株券について、前同様の目的をもって、同年８月５日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計約38万株を買い付けるとともに、同株券合計約96万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計約 38 万株を売り付け

第４　株式会社神戸製鋼所の株券について、前同様の目的をもって、同年８月 22 日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計 250 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 833 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計 250 万株を売り付け

もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年 10 月８日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成 27 年４月 30 日現在）

③ 株式会社ｆｏｎｆｕｎ株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者が上記株券について、自分の証券口座と借名口座を使い、仮装売買（対当売買）に加え、買い上がり買付けや終値関与を行うなどした相場操縦事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 159 条第１項第１号等　相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、兵庫県警と連携して必要な調査を行い、平成 26 年 12 月 19 日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で、大阪証券取引所が開設していた有価証券市場に上場されていた株式会社ｆｏｎｆｕｎの株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成25年４月16日から同月23日までの間、６取引日にわたり、同市場において、知人名義で、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計約４万株を買い付け、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買をし、さらに、同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる等同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、同市場において、知人及び妻名義で、同株券合計約６千株について、売り付けると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を上昇させた上、その間、同市場において、その上昇させた株価により、知人及び妻名義で、同株券合計約

11 万株を売り付け、もって有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】
平成 26 年 12 月 26 日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。
平成 27 年４月 14 日、神戸地方裁判所は、被告人による行為は、妻や知人の名義の口座を用いた上で、買い上がり買付け、終値関与、仮装売買等の手法により株価を引き上げて売抜けを図ったもので、態様が悪質であり、その株価上昇により市場に与えた影響は少なくないなどとして、懲役２年８月（実刑）、罰金 500 万円、追徴金約 3,291 万円の判決を言い渡した。
なお、被告人は控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。（平成 27 年４月 30 日現在）

④ 株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件

本件は、公開買付者との株式譲渡契約締結の交渉を行っていた会社の役員からの情報受領者である犯則嫌疑者及びその知人である犯則嫌疑者が、共謀の上、公開買付けの実施に関する重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという内部者取引事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件が、金商法（第 167 条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 27 年３月 24 日、犯則嫌疑者２名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者Ａは、平成 25 年 11 月 12 日頃、豊田通商株式会社（以下「豊田通商」という。）との間で、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）の株式譲渡契約締結の交渉を行っていた会社の役員から、同人が当該株式譲渡契約締結の交渉に関して知った、豊田通商の業務執行を決定する機関がトーメンエレクトロニクスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けたもの、犯則嫌疑者Ｂは、その知人であるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記事実の公表前である同月 19 日、犯則嫌疑者Ｂ名義でトーメンエレクトロニクス株券合計３万株を代金合計 3,534 万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】
平成 27 年３月 25 日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成 27 年４月 30 日現在）

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の平成 24 年８月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につ

き、同法人及び役員２名を告発した事件であった。犯則嫌疑者２名は、共謀の上、架空売上の計上及び過年度において貸倒引当処理済みの債権の回収偽装による貸倒引当金繰入額の減額等の方法により、経常利益、税金等調整前当期純利益、純資産に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件が、金商法（第 197 条第１項第１号等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 26 年６月 16 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者Ａは犯則嫌疑法人株式会社インデックスの取締役会長として、犯則嫌疑者Ｂは同社の代表取締役社長として、それぞれ同社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 24 年 11 月 27 日、同社の本店事務所内に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局において、同局長に対し、同社の平成 23 年９月１日から平成 24 年８月 31 日までの連結会計年度につき、経常利益が 8,600 万円（100 万円未満は切り捨て。以下同じ。）、税金等調整前当期純損失が６億 500 万円、純資産が４億 1,100 万円の債務超過であったにもかかわらず、架空売上の計上及び過年度において貸倒引当処理済みの債権の回収偽装による貸倒引当金繰入額の減額等の方法により、経常利益を９億 1,700 万円、税金等調整前当期純利益を２億 400 万円と記載するなどした虚偽の連結損益計算書及び純資産を３億 9,800 万円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】
平成 26 年６月 17 日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成 27 年４月 30 日現在）

② 株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の平成 25 年３月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員２名を告発した事件であった。犯則嫌疑者２名は、共謀の上、架空売上を計上するなどの方法により、売上高、税金等調整前当期純利益、純資産に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件が、金商法（第 197 条第１項第１号等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、警視庁と連携して必要な調査を行い、平成 27 年２月２日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑法人株式会社太陽商会（平成 26 年４月１日、株式会社ＮｏｗＬｏａｄｉｎｇ

から商号を変更）は、その発行する株券を株式会社名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場に上場していたものであるが、犯則嫌疑法人の代表取締役Ａは、同社の取締役である犯則嫌疑者Ｂと共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成25年６月28日、同社の本店事務所内に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局において、同財務局長に対し、同社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度につき、売上高が7,744万8,000円（1,000円未満は切り捨て。以下同じ。）、税金等調整前当期純損失が5,056万1,000円、純資産が9,352万6,000円の債務超過であったにもかかわらず、架空売上を計上するなどの方法により、売上高を２億2,125万8,000円、税金等調整前当期純利益を5,079万8,000円と記載するなどした虚偽の連結損益計算書及び純資産を783万3,000円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成27年２月３日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成27年４月30日現在）

第３　平成25年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成25年度以前の告発事案について、平成26年４月から平成27年４月までに判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

①　セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

【平成25年７月12日告発、平成26年７月４日判決（東京地裁）】

平成26年７月４日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に対し、懲役３年（執行猶予４年）、罰金2,000万円、追徴金約8,286万円の判決を言い渡した。

- 被告人は、長年にわたる株取引の経験を踏まえ、株取引用の運用資産の大半を注ぎ込んで20万株余りを買い集めた後に、９取引日にわたって、仮装売買を伴う買い上がり買付け、下値支え及び終値関与などの手口により、しかも、他人名義の口座を用いたり、効果的なタイミングを見計らいながら１回当たりの取引株数を抑えつつ、証券監視委等による摘発の回避を図っていたのであって、巧妙にして狡猾かつ悪質である。
- その結果、正常かつ自然の需給関係によるべき株式市場の公正を害し、一般投資家に対し、人為的な操作によって恣意的に引き上げられた相場が自然な需給に基づく公正な相場であると誤解させ、本件対象期間の前後で株価は425円から670円にまで高騰しており、本件が株式市場に与えた影響は重大である。
- 被告人は、自らが関与して変動させた相場によって13万8,800株を売り付け、多額の利益を得ている。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。（平成27年４月30日現在）

② 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 21 年４月 28 日告発、平成 26 年９月 17 日決定（最高裁）】

平成 24 年１月 30 日、さいたま地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役３年６月（実刑）の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成 25 年１月 11 日、東京高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成 26 年９月 17 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

③ 株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件

【平成 24 年３月 26 日告発、平成 26 年 10 月 16 日決定（最高裁）】

平成 25 年４月 12 日、東京地方裁判所は、被告会社に罰金 800 万円、被告人Ａ（当該会社取締役兼最高財務責任者）及び被告人Ｂ（当該会社代表取締役）に、それぞれ懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 400 万円の判決を言い渡し、被告人Ａに対する上記判決は確定し、被告会社及び被告人Ｂは控訴した。

平成 26 年１月 17 日、東京高等裁判所は、被告会社と被告人Ｂの控訴を棄却したのに対し、被告会社及び被告人Ｂが上告していた。

平成 26 年 10 月 16 日、最高裁判所は、被告会社及び被告人Ｂの上告を棄却し、上記判決は確定した。

④ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 24 年３月６日及び平成 24 年３月 28 日告発、平成 26 年 12 月８日判決（東京地裁）】

平成 26 年 12 月８日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人（会社役員）に対し、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金 700 万円の判決を言い渡した。

- 被告人は、オリンパスが連結会計年度の連続４期にわたり、連結純資産額を最大 1,178 億円余り過大計上した本件各犯行に幇助犯として加担したもので、東証一部上場企業のオリンパスが、有価証券報告書の記載を偽った影響、程度は大きい。
- 被告人は、証券会社に勤務していた平成３年頃、オリンパスから金融商品の損失について相談されたのがきっかけで、長年にわたり、オリンパス関係者に協力し、国際金融取引の経験や人脈を利用して、簿外損失の公表を回避するスキームを構築するなどした。そして、本件各犯行では、このスキームを維持し続けた上、ＦＡ報酬名目で交付された配当優先株等の処分に加担して、オリンパス関係者の犯行を可能にする重要な役割を果たして、高額の報酬を取得した。
- 本件各犯行は、オリンパス側が、M&Ａ等の機会を利用して架空の「のれん」計上を行うなど自ら主導したもので、被告人から提案したり積極的に働きかけたりしたものではなく、被告人は従属的立場であった。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。（平成 27 年４月 30 日現在）

⑤ 経済産業省審議官による内部者取引事件

【平成 24 年１月 31 日告発、平成 26 年 12 月 15 日判決（東京高裁）】

平成 25 年６月 28 日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金 100 万円、追徴金約 1,031 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成 26 年 12 月 15 日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- 原判決の認定に事実誤認はない。

・　量刑不当の主張については、被告人は、経産省審議官として、我が国経済の発展に寄与すべき要職にありながら、職務上知り得た情報を私利私欲のために用いたのであるから、国民から付託された職務に対する自覚を著しく欠いた行為というほかなく、厳しい非難を免れず、本件株式取引の購入価格は合計795万円余りに及んでおり、その規模も決して小さなものとはいえず、原判決の量刑判断に不合理なところはない。

なお、被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成27年４月30日現在）

⑥　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件

【平成24年７月９日、７月30日、９月19日及び10月５日告発、平成27年３月13日判決（東京高裁）】

平成25年12月18日、東京地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社代表取締役）に懲役15年、被告人Ｂ（当該会社取締役）に懲役７年、被告人Ｃ（証券会社代表取締役）に懲役７年、没収金約５億6,884万円（ＡＩＡ名義の預金債権）、追徴金約156億9,809万円（被告人３名連帯）の判決を言い渡したのに対し、被告人３名は控訴していた。

平成27年３月13日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

・　原判決に論理則、経験則等に反する不合理な点は見当たらず、法令適用の誤りはない。
・　量刑不当の主張については、被害基金が巨額の損失を被り、その損害の下に被告人らの運営する会社等の延命を図るという身勝手な理由で、個人的にも多額の報酬等を得ながら、大規模で社会的影響も大きい犯行を繰り返した行為の責任は重いというほかなく、原判決の量刑が不当に重いとまではいえない。

なお、被告人３名は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成27年４月30日現在）

⑦　株式会社丸美に係る無届社債券募集事件

【平成23年２月９日告発、平成27年４月１日決定（最高裁）】

平成25年７月３日、福岡地方裁判所は、被告人（当該会社代表取締役会長）に対して懲役６年（実刑）、罰金300万円の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成26年２月27日、福岡高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成27年４月１日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑧　ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

【平成22年２月９日及び３月16日告発、平成27年４月８日決定（最高裁）】

平成24年６月６日、大阪地方裁判所は、一括審理となった両事件について、被告人（会社経営者）に懲役３年（執行猶予５年）、罰金400万円、追徴金約３億7,637万円の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成25年10月25日、大阪高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成27年４月８日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

（内部者取引事件について上記被告人と同時に起訴された共犯者１名は、一審において有罪判決確定）

第４　今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。

(1)　重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

証券監視委は、第８期活動方針（平成 26 年１月 21 日公表。附属資料２－１参照）において、重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応を重点施策として掲げ、内部者取引をはじめ、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等のうち重大で悪質な違反行為に対しては、引き続き犯則調査により厳正に対応していく。

また、金商法・犯収法違反以外の犯罪や反社会的勢力の存在が窺われるような場合、クロスボーダー取引が利用された場合等においては、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関とも連携し、実態の解明や責任追及を行っていく。実際に、最近では、井上工業株式会社株券に係る偽計事件、株式会社ｆｏｎｆｕｎ株券に係る相場操縦事件、株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発の際には、警察との連携をしたほか、クロスボーダー取引に関して、ＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ.（以下「ＭＲＩ」という。）（第二種金融商品取引業者）による誇大広告事件においては、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるＭＲＩ及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

(2)　幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記のように内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計、虚偽記載及び虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）等の様々な類型があるが、いずれも複雑化・巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努める。

①　内部者取引事案への取組み

近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在している。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていく。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていく。

②　相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの２つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相

場操縦についても、引き続き監視に万全を期していく。

③　粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていく。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいく。

④　風説の流布事案への取組み

近年、インターネット取引の普及と相まって、ネット掲示板等を通じて株式に関する情報が広く取り交わされるようになり、多くの投資家の情報源として利用されている。その一方で、証券監視委に対しては、多くの風説の流布に関する情報が寄せられ、その多くがネット上での風説にかかるものとなっている。証券監視委ではそのような行為を常に監視し、法令に違反する行為があると認められる場合には、厳正に対処していく。

⑶　グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

例えば、第二種金融商品取引業者であったＭＲＩによる誇大広告事件は、同社は米国ネヴァダ州に本社を有する会社であり、日本の顧客が米国に所在するＭＲＩの管理口座に出資金を直接送金し、ＭＲＩが米国内で当該資金を管理していた中で行われた詐欺的事件と言える。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事件に厳正に対処していくため、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局と積極的に連携し、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の多国間情報交換枠組み（ＭＭＯＵ）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していく。

⑷　ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局等との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

⑸　デジタルフォレンジックの積極的な活用

ＩＴ化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、デジタルフォレンジックのノウハウの習得、蓄積のため、職員に対し実務的な研修を実施するなど、引き続き、情報解析室の支援の下でデジタルフォレンジックの更なる活用を進め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していく。

(6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組んでいく。

第８章　建　　議

第１　概　説

１　建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第 21 条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

２　平成 26 年度における建議の状況

平成 26 年度においては、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し１件の建議（「適格機関投資家等特例業務に関する特例について」）を行った。なお、証券監視委では、平成４年の発足以来、平成 26 年度までに 24 件の建議を行ったところである（附属資料３－７参照）。

第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

１　建議の実施状況

平成 26 年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

○　適格機関投資家等特例業務に関する特例について

集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（１名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- 顧客に対する虚偽の告知
- 適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- 出資金の流用・使途不明

など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する

等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

２　建議に基づいて執られた措置

平成 26 年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

○ 適格機関投資家等特例業務に関する特例についての建議に基づいて執られた措置

平成 26 年９月、金融担当大臣から、金融審議会に対して、「投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること」について諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会は「投資運用等に関するワーキング・グループ」を設置し、同年 10 月から６回にわたり検討・審議が行われ、平成 27 年１月 28 日に同ワーキング・グループにおいてとりまとめられた「報告書」が公表された。この報告書を踏まえ、金融庁は、平成 27 年３月 24 日、適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直しを含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出し、同法は同年６月３日に公布された。

３　その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないものについても、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第３　今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第９章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成 26 年１月に策定した第８期活動方針において、基本的な考え方の柱の１つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

１　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）における活動

証券監督者国際機構（以下「ＩＯＳＣＯ」という。）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から 203 機関が加盟している（うち普通会員 124、準会員 15、協力会員 64)。証券監視委は、平成５年 10 月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（ＰＣ：Presidents Committee）を中心とした総会が年１回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。なお、平成 27 年３月に、東京においてＡＰＲＣ会合が開催され、吉田委員及び事務局職員が参加した。アジア太平洋地域の証券規制当局等が東京に集うこの機会を捉え、吉田委員は、アジア太平洋地域の主要な証券監視当局と個別に意見交換を行った。

さらに、ＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第４委員会（Ｃ４）に参加している。

Ｃ４では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成 26 年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。）へ署名を申請した当局によりＩＯＳＣＯ事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グルー

プ（ＳＧ：Screening Group）にも参加している。ＳＧにおいては、MMOUが採択されてから10年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成25年５月より、MMOUの機能強化に係る検討も行っている。

２　情報交換枠組みの活用

(1)　金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）並びにニュージーランド証券委員会（ＳＣ）（現・ニュージーランド金融市場機構（ＦＭＡ））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。

(2)　MMOUについては、平成17年４月、ＩＯＳＣＯコロンボ総会において、ＩＯＳＣＯ加盟当局は遅くとも平成22年１月１日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモントリオール総会において、平成25年１月１日までに全てのＩＯＳＣＯ加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、ＩＯＳＣＯが署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成25年９月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成26年３月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年６月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年９月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成27年３月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は105、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局（B署名）数は18となっている。

わが国においても、金融庁が平成18年５月にＩＯＳＣＯに署名を申請し、ＳＧでの審査を受けた後、平成20年２月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通して、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

(3)　平成26年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場におけるクロスボーダーの違反行為及び不公正取引に対し、裁判所の禁止及び停止命令の申立て、調査結果の公表及び課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

①　違反行為に対する裁判所の禁止及び停止命令の申立て等

○　株式会社ＵＡＧ（適格機関投資家等特例業務届出者）を調査した結果、無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、大阪地方裁判所に当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。なお、同社の関連法人である香港の法人が、ファンドの組成及び運用を行っていたことから、MMOUに基づいて同ファンドに係る情報を入手した（第３章第８－(1)①参照）。

○　株式会社ＥＳＰＬＵＳ（金融商品取引業の登録等はない）を調査した結果、同社及びその役員１名が無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、名古屋地方裁判所に対して、当該行為の禁止及び停

止を命ずるよう申立てを行った。なお、同社の関連法人である香港に所在する法人が、ファンドの組成及び運用を行っていたことから、MMOUに基づいて同ファンドに係る情報を入手した（第３章第８－(1)④参照）。

○　株式会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒｅｎｇｔｈ（適格機関投資家等特例業務届出者）を調査した結果、取得勧誘に関し顧客に対し虚偽のことを告げる行為、第二種金融商品取引業に係る無登録営業が認められたことから、証券監視委は、当社に対する調査結果の公表を行った。なお、調査に際し、米国事業会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒａｔｅｇｉｅｓ，ＬＬＣが、当該出資金を用いて行われるとする事業に関与していることが認められたため、MMOUに基づき、関連する情報を入手した（第３章第８－(2)参照）。

○　株式会社Ｇｒａｎｔ及びその役員等３名（金融商品取引業の登録はない）を調査した結果、無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、大阪地方裁判所に対して、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。なお、本件海外ファンドに係る調査のため、MMOUに基づき、関連する情報を入手した（第３章第８－(1)②参照）。

②　課徴金納付命令勧告

○　相場操縦（３件）

海外在住の個人が、長期国債先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引等をした事案並びに香港法に基づき設立されたＡｒｅｉｏｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｏｍｐａｎｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄ及び英領アンギラに登記住所を置くＳｅｌｅｃｔ　Ｖａｎｔａｇｅ　Ｉｎｃ．が、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第５章第２－２－(2)、(3)、(4)参照）

(4)　以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料３－８参照）。

３　意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成 26 年度は、アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行うアジア太平洋市場監視当局者対話を東京で主催した。また、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第２　体制整備及び人材育成

１　市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠

組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年８月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

２　海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）（現：英国金融行為監督機構（ＦＣＡ））、香港ＳＦＣ、タイ証券取引委員会に対して職員を派遣してきた。また、ＩＯＳＣＯや各国当局が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

加えて、平成26年４月には、金融庁にアジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ：Asia Financial PArtnership Center）が設置され、同センターにより招聘されたアジア諸国の金融当局者に対し、証券市場の監視や不公正取引の調査等に係る研修を提供した。

こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、さらには幹部レベル職員の海外当局訪問等を通し、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

第３　今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、適切な対応を取ることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外当局との人的交流を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局との協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

(1)　クロスボーダー取引による不公正取引に関し、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通して、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。

(2)　海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通して、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。

(3)　国際会議等における当局間の意見交換等には積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。

(4)　アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

第 10 章　監視活動の機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

(1)　組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の２課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に６課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成 27 年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、デジタルフォレンジック体制の強化・整備や投資型クラウドファンディングを取扱う業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備について増員要求を行った結果、４人の増員が認められ、証券監視委の平成 27 年度末の定員は 410 人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、金融商品取引業者等に対する検査体制の整備として 11 人の増員が認められ、平成 27 年度末の定員は 354 人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で 764 人となっている。

(2)　民間専門家等の採用を通じた市場監視機能の強化

証券監視委は、平成 26 年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計 24 名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成 12 年から実施しており、平成 26 年度末現在 121 名が在籍している。

２　情報収集・分析能力の向上

(1)　証券総合システムの活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムである。インサイダー取引、相場操縦等審査の基礎資料の作成や証券会社検査に係る資料作成、有価証券報告書等の財務内容の分析、一般から寄せられる各種証券取引情報の迅速な処理など、業務の効率化に寄与している。

なお、証券総合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成 18 年３月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づき、その機能を平成 27 年３月に金融庁業務支援統合システムへ統合したところであるが、今後も引き続き、サブシステムとして有効に活用していく。

(2)　職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについてＯＪＴや研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めている。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引

に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施している。

3　監視を支えるシステムインフラの強化

検査・調査における電磁的記録の保全・証拠化、分析技術の高度化を目的として、平成 20 年度よりデジタルフォレンジック技術の導入についての検討を開始し、平成 22 年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備した。平成 23 年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行うことで分析技術の高度化を図り、平成 25 年度、平成 26 年度には、高度化、大容量化が進むＩＴ機器に対応するために資機材の追加調達を行った。

第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1　概要

証券監視委は、「活動方針」の第三の柱である「市場規律の強化に向けた取組み」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解を深めてもらうよう努めている。

2　報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

3　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委が有する問題意識の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、監査法人等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、各市場参加者による自己規律の強化へ向けた取組みの促進に努めている。

また、大学や法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。（附属資料３－９参照）

4　ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイトに新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分

かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月１回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成 26 年度末時点における登録数は約 4,400 件となっている。
（http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/）

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

更に、26 年２月に引き続き、27 年３月にも、証券監視委ウェブサイト（日本語版、英語版）について、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行った。

第３　関係当局等との連携

１　金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、国際的に活動する大手金融機関を対象に設置されている監督カレッジについても、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンス等に関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、関係部局間での問題意識の共有・浸透に努めている。

２　自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料３－９参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関の担当者を招き、活発な議論及び意見交換を行っている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、連携を強化している。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職

員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

第４　今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1)　組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。また、金商法の改正に伴う監視対象の拡大にも対応していく必要がある。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やＯＪＴの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、市場の公正性確保及び投資者保護といった証券監視委の基本ミッションの達成に貢献できる人材の育成に取り組んでいく。

(2)　情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

また、平成 27 年度に情報解析室が新設されることを踏まえ、デジタルフォレンジックの運用体制を強化し、より迅速・効率的な調査・検査を実施していく。

(3)　情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

(4)　関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況をみると、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改正により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約 8,000 社の規模となっている。また、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や重大・悪質な不公正取引等に対しては、厳正な対処が求められている。さらに、ネット取引の進展により証券

取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を実施していく必要がある。このため、これまでも財務局等とは日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後はより一層緊密に連携してその総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくとともに、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいく必要がある。

また、捜査当局等や海外証券規制当局とはこれまでも緊密に連携を図ってきたが、今後もより一層連携を強化し、実効性のある効率的な市場監視活動を行っていく必要がある。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成 26 年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。「相場操縦」や「インサイダー取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報のほか、「投資に関する詐欺行為」に関する情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

附　属　資　料

附　属　資　料

１　証券監視委の組織・事務概要 …… **133**
１－１　組織及び事務概要 …… 133
１－２　証券取引等の監視体制の概念図 …… 136
１－３　証券監視委の機能強化 …… 137
１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 …… 138
１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 139
１－６　機構図 …… 140
１－７　組織・事務に係る法令の概要 …… 142
１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 …… 156

２－１　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～ …… 157

２－２　証券検査に関する基本指針 …… 160

２－３　取引調査に関する基本指針 …… 187

２－４　開示検査に関する基本指針 …… 191

３　証券監視委の活動実績等 …… **198**
３－１　証券監視委の活動状況 …… 198
３－２　市場分析審査実施状況 …… 199
３－３　証券検査実施状況 …… 202
３－４　勧告等実施状況 …… 213
３－５　申立て実施状況 …… 287
３－６　告発実施状況 …… 298
３－７　建議実施状況等 …… 338
３－８　市場のグローバル化への対応状況 …… 346
３－９　平成 26 年度　主な講演会等の開催状況 …… 349
３－10　平成 26 年度　各種広報媒体への寄稿 …… 351

４－１　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ …… 354

４－２　年金運用ホットラインでの情報受付について～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ …… 355

４－３　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 …… 357

４－４　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ …… 359

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第 123 回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月 29 日に成立し、同年６月５日に法律第 73 号として公布、同年７月 20 日に施行され、同日、国家行政組織法第８条及び大蔵省設置法第７条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年６月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融監督庁設置法第７条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成 12 年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

⑶　事務概要

①　監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ　開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

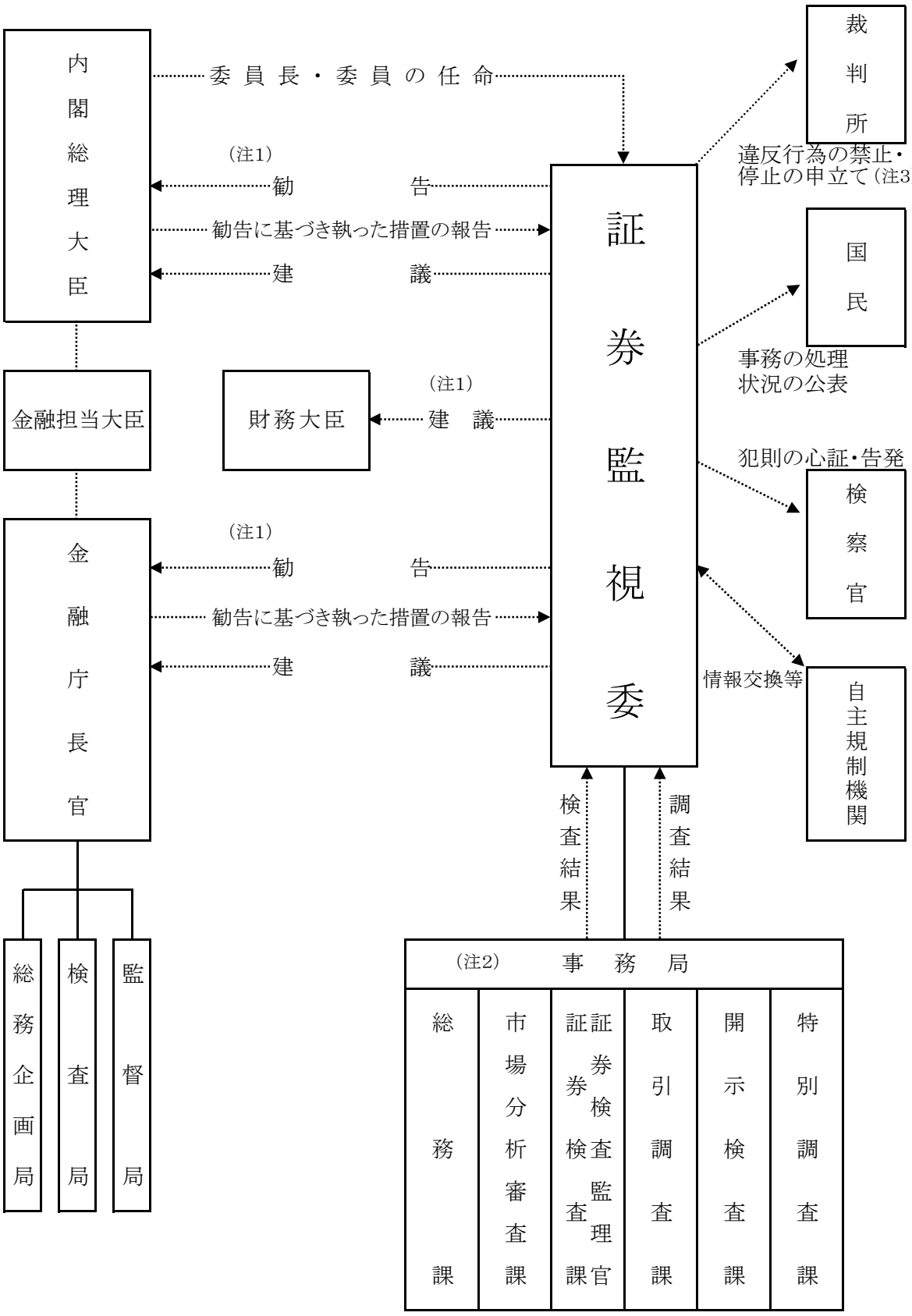

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。
（注２）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
（注３）金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

１－３　証券監視委の機能強化

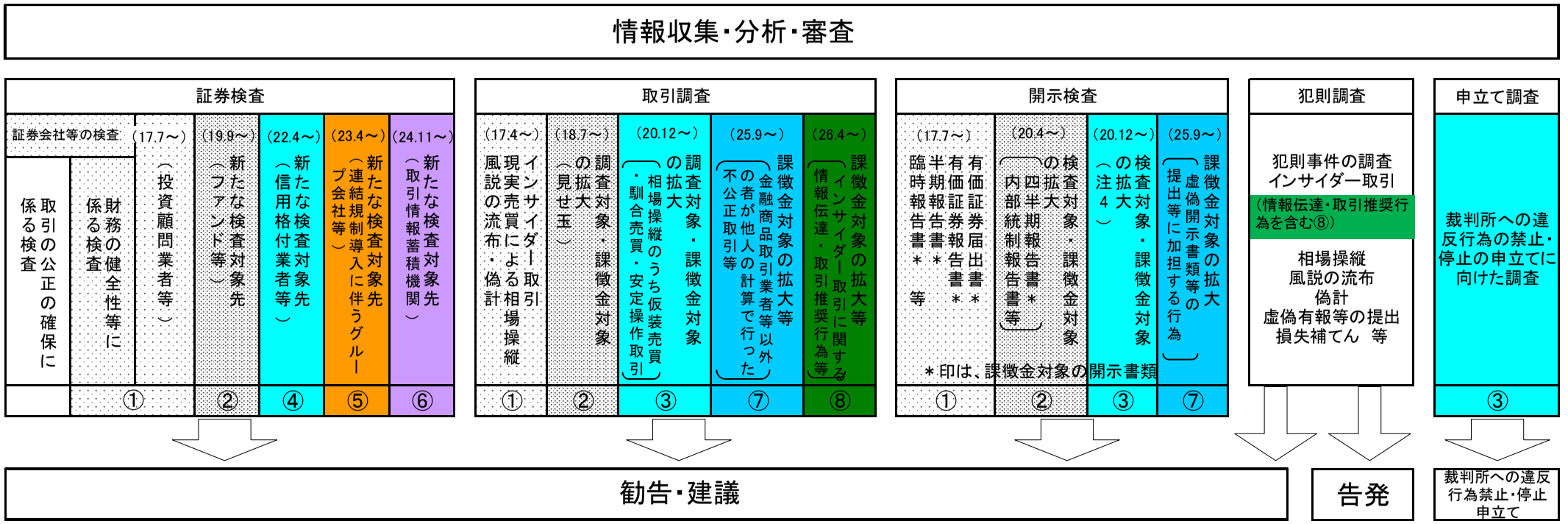

※　証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法（SPC法）、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

（注1）①　部分が「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年改正）」の施行（平成17年4月1日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。
（開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。）

（注2）②　部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。

（注3）③　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い検査・調査等の対象となった部分。

（注4）開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
・発行開示書類・継続開示書類の不提出。（平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。）
・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

（注5）④　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注6）⑤　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成23年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注7）⑥　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成24年11月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注8）⑦　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年改正）」の施行（平成25年9月6日）に伴い検査・調査の対象となった部分。

（注9）⑧　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年改正）」の施行（平成26年4月1日）に伴い調査の対象となった部分。

１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

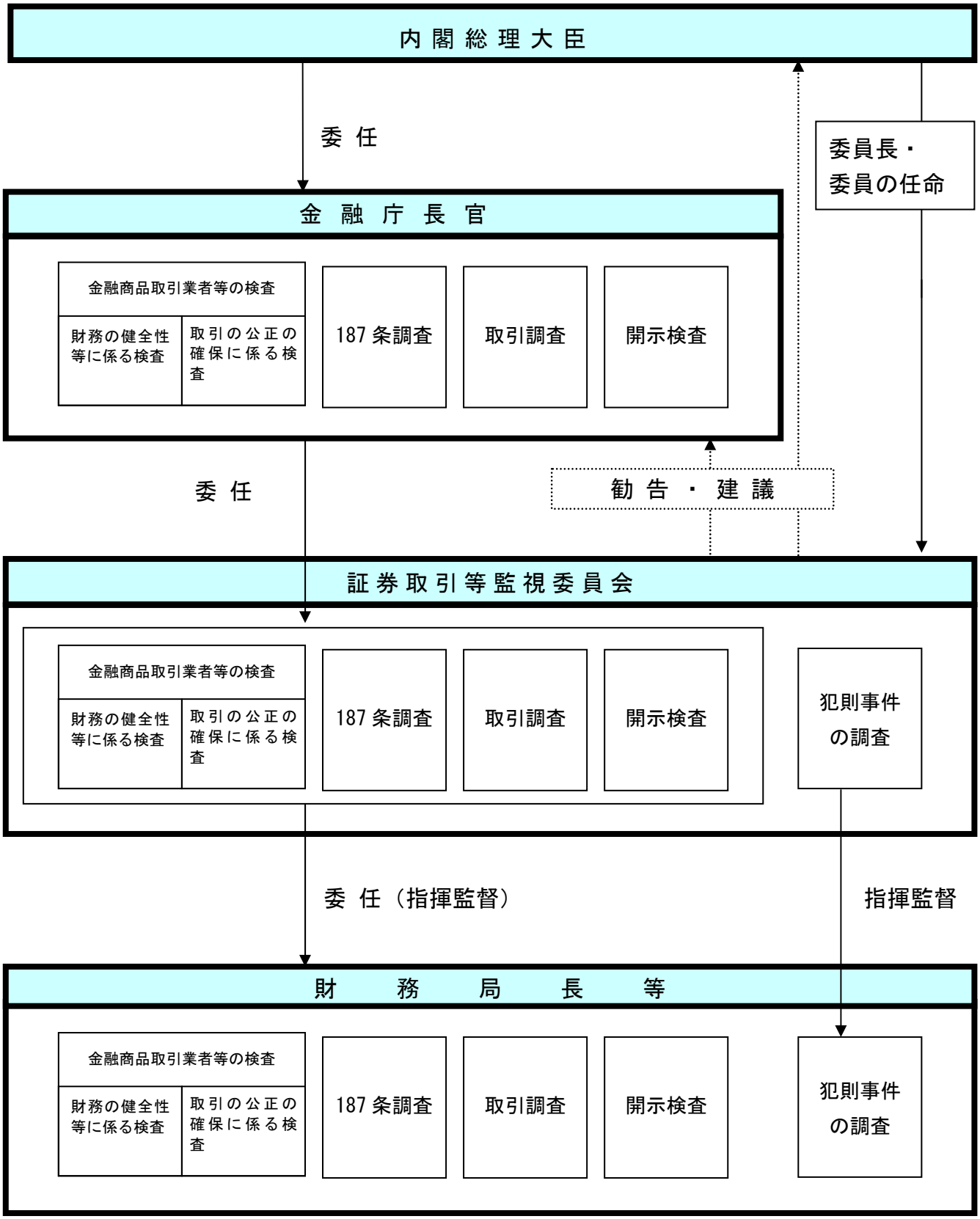

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第 194 条の 7 第 8 項等）。
（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第 224 条第 4 項、第 5 項等）。
（注３）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年度	予算定員		
	証券監視委	財務局等	合計
4年度	84人	118人	202人
5年度	84人	118人	202人
6年度	86人	118人	204人
7年度	88人	118人	206人
8年度	89人	118人	207人
9年度	91人	118人	209人
10年度	98人	126人	224人
11年度	106人	133人	239人
12年度	112人	139人	251人
13年度	122人	144人	266人
14年度	182人	183人	365人
15年度	217人	199人	416人
16年度	237人	204人	441人
17年度	307人	245人	552人
18年度	318人	246人	564人
19年度	341人	268人	609人
20年度	358人	282人	640人
21年度	374人	300人	674人
22年度	384人	313人	697人
23年度	392人	312人	704人
24年度	392人	322人	714人
25年度	400人	339人	739人
26年度	409人	354人	763人
27年度	410人	354人	764人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

１－６ 機構図

１ 証券監視委の機構図

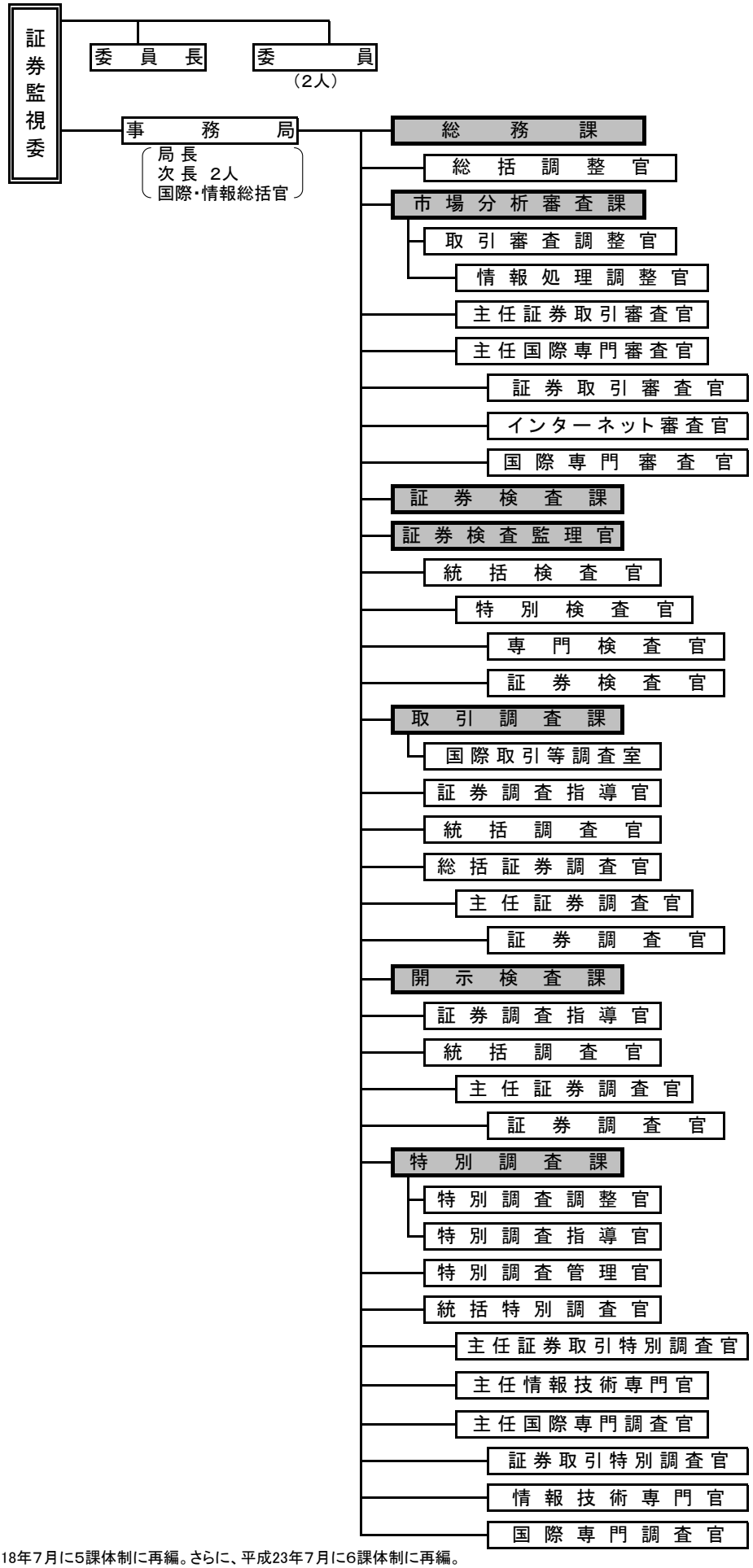

（注）平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

１－６－２　財務局の機構図（関東財務局）

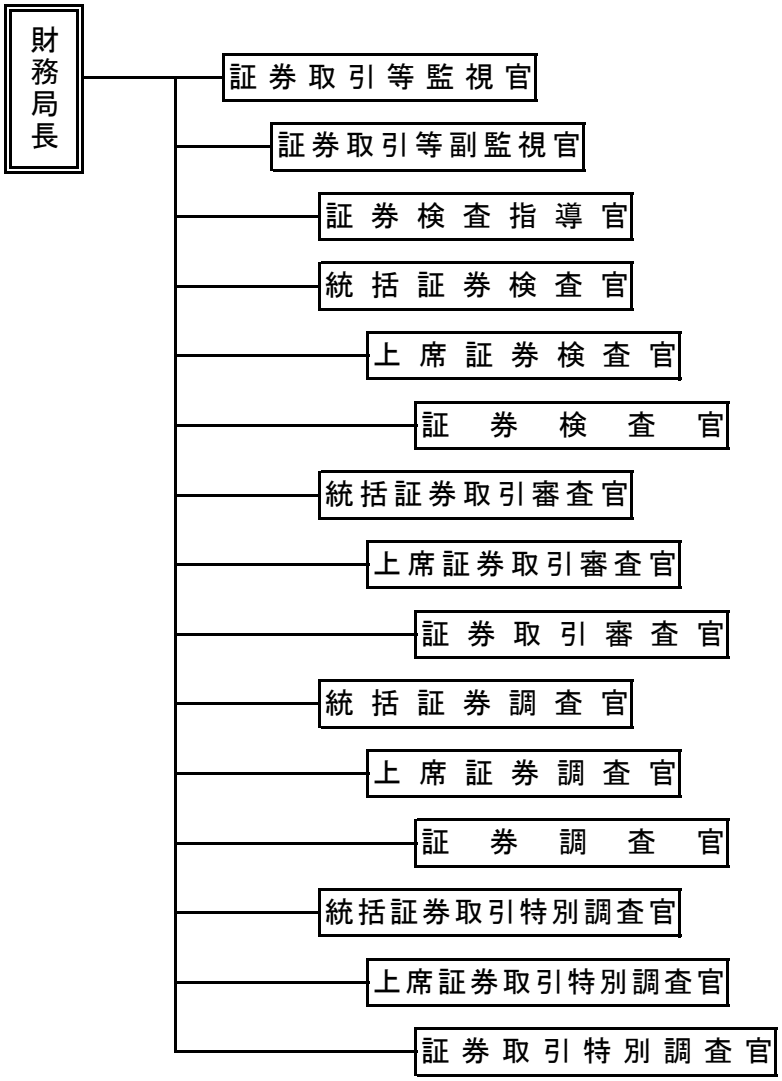

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

１－７－２　権限及び範囲に係る規定

(1)　証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の２第１項（第65条の３第３項において準用する場合を含む。）から第４項まで	第194条の７第２項第１号及び第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第１項	第194条の７第３項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の７第３項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第２項	第194条の７第３項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11（第 60 条の 12 第３項において準用する場合を含む。）	第194条の７第２項第２号及び第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第７項及び第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の７第２項第３号及び第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第１項	第194条の７第２項第３号の２及び第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 75 条	第194条の７第２項第４号及び第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の４	第 194 条の７第２項第５号及び第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の４	第 194 条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）	第 194 条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20 第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第 194 条の７第３項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の７第２項第６号及び第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の４において準用する第 151 条	第 194 条の７第２項第６号及び第３項	自主規制法人
第 155 条の９	第 194 条の７第２項第７号及び第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の５の４	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の５の８	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の７第３項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の７第３項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の７第３項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第213条第１項から第５項まで	第225条第２項及び第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号及び第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第２号及び第３項	特定目的信託の原委託者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項（第43条第３項において準用する場合を含む。）	第286条第２項	振替機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条第１項	第 21 条第６項及び第７項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第１項及び第２項並びに第 137 条第１項及び第２項	第 139 条第２項	金融商品取引業者等（金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社）、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第９条第１項	第 12 条第６項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※　金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

⑵　取引調査の権限、範囲

①　取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

②　取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装･馴合売買をした者
第174条の２	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の３	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の２	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

⑶　開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

①　開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条（第27条において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	有価証券届出書･有価証券報告書等の縦覧書類（注１）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合も含む。）	第194条の７第３項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第２項	第194条の７第３項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第１項	第194条の７第３項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第２項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の７第３項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の７第３項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の２第６項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の７第３項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

（注１）　開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第１項に掲げられている、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

（注２）　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の２	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の３	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の４	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の５	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の６	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の７	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の８	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の９	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

⑷　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根　拠　規　定	犯　則　事　件　の　調　査　の　権　限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の２ 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

②　犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第５条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の２等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の３	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第37条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第38条の２	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第１項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第40条の４	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第41条の２	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の２	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第42条の７	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第１項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第167条の２	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第４条第６項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

⑸　裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第187条	第194条の7第4項第1号	関係人、参考人、鑑定人
第192条第1項	第194条の7第4項第2号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※　金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項	第225条第4項第1号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・　投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・　受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第60条第1項、第223条第1項	第225条第4項第1号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・　受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第26条第７項(第54条第１項において準用する場合を含む。)、第60条第３項、第 219 条第３項、第 223 条第３項において準用する金融商品取引法第 187 条の規定による権限	第225条第４項第２号	関係人、参考人、鑑定人

※　投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

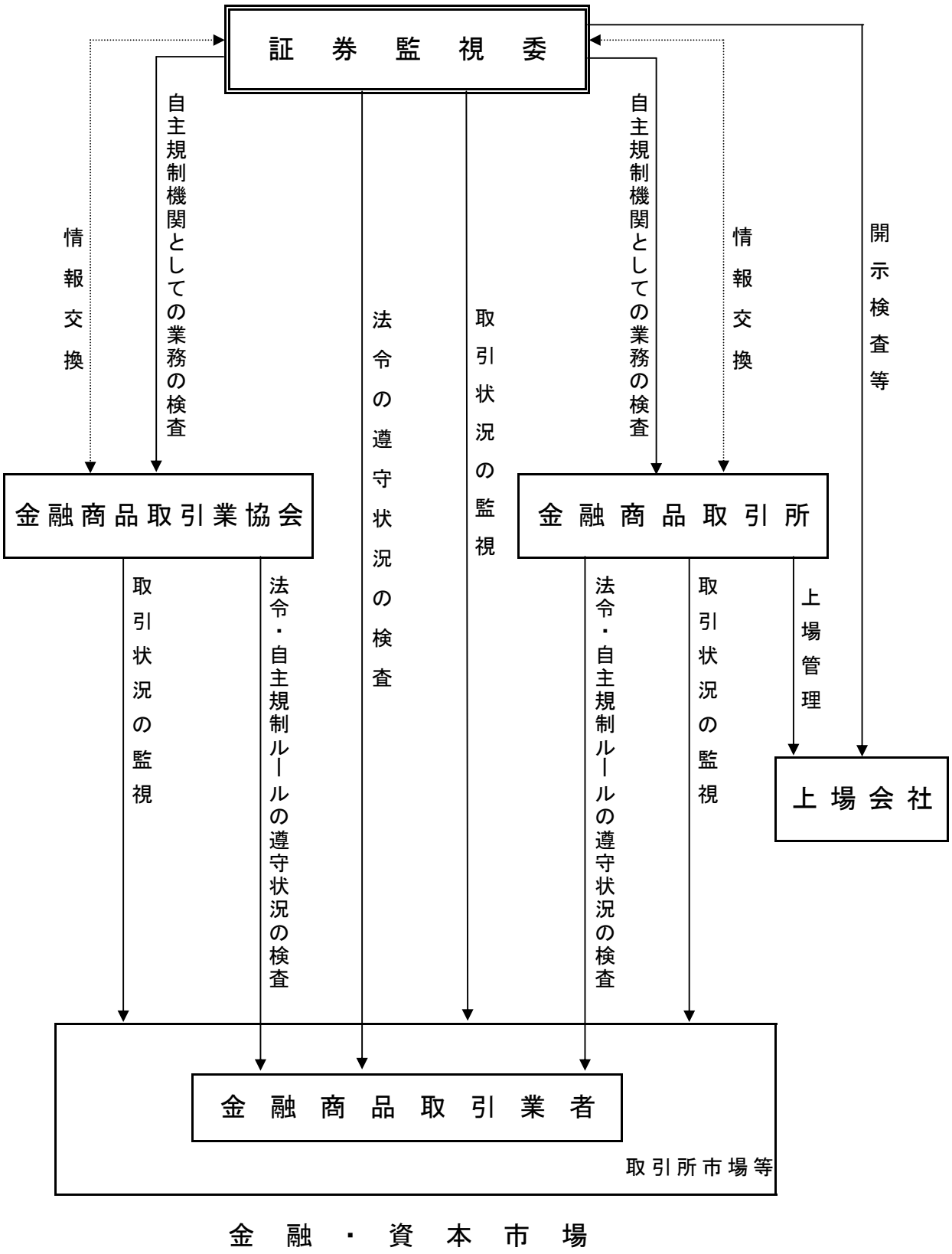

平成 26 年 1 月 21 日
証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

１．証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

○　市場の公正性・透明性の確保

○　投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

２．基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ＩＴの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

（１）機動性・戦略性の高い市場監視

- 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

（２）市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

（３）市場規律の強化に向けた取組み

- 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

３．重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

（１）情報力に支えられた機動的な市場監視

- 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

（２）重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

（３）ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていきます。

（４）不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

（５）検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

（６）詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

（７）情報発信の充実

- 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

（８）自主規制機関等との連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

証券検査に関する基本指針

平成 27 年４月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。）違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

（注）　「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

（１） 証券検査の目的

① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。

② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。

③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

（２） 証券検査の方法

① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。

④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

２．検査官の心構え

（１） 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（２） 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

（３） 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

（４） 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（５） 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

（６） 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

３．関係部局との連携等

（１） 財務局等（証券取引等監視官部門）

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

（２） 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

４．自主規制機関等との連携等

（１） 自主規制機関

自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主

規制法人をいう。以下同じ。）が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」（Ⅱ２．参照）の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

（２） 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

（３） 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（ＭＭＯＵ）等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

Ⅱ　検査実施の手続等

１．証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

２．証券検査実施計画の策定

（１）　証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

①　検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

②　検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③　臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④　臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

（２）　支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

（３） グループ一体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

（４） 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

３．検査の種類

（１） 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

（２） 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③　同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

４．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

５．検査予告

（１）　臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（２）　検査予告は臨店検査着手日の概ね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ８．（１）参照）。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

６．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）　財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

７．検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式１）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。）名で作成する。

８．検査実施の留意事項

（１） 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
② 検査への協力依頼
③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
④ 検査関係情報（Ⅱ８．（２）①参照）の第三者への開示制限の概要
⑤ 検査モニターの概要（Ⅱ　検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照）
⑥ 意見申出制度の概要（Ⅱ　検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照）
⑦ 必要な提出資料の提示（Ⅳ　参考「２．提出資料一覧」参照）
⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、ⅰ．上記①及び②の項目の説明、ⅱ．臨店検査着手日の伝達並びにⅲ．これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

（２） 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

・　検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。

・　適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。

・　上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式２））に記名押印すること。

②　第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ．主任検査官は、臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。

ロ．なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。

ハ．検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ．の開示承諾申請は必要ないものとする。

③　検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ．主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式３））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、ⅰ．開示の必要性、ⅱ．開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、ⅲ．検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ．検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

・　検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示

・　検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示

・　検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示

・　検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ．検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（３）　現物検査

①　検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

②　検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

（４） 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と密接に連携を取り（財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由。）、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ．事案の事実の的確な把握

ロ．検査対象先における問題の重要性

ハ．根拠規定

ニ．発生原因及び責任の所在の解明

ホ．検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては､証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ８．(12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

（５） 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

（６） 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め､主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う

ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

③　エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

（７）　検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

（８）　証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

（９）　ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式４)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式５)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査については、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係（財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

９．検査資料の徴求

（１） 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

（２） 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

（３） 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（４） 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

（１） 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

（２） 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

所定のアンケート用紙（別紙様式６）に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）　実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③　処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

（１）　主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）　指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

①　検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

②　上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

（２）　主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

（３）　講評の際の出席者

①　証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

②　検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

（４） 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

（１） 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

（２） 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ．申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式７)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式８）を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあっては、財務局長等説明後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式９）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、３月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

（１） 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。

② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。

③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。

④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

（２） 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日（予告検査の場合にあっては検査予告日）から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- 第一種金融商品取引業者（金融庁監理業者） 30 営業日
- その他 15 営業日

16. その他留意事項

（１） 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

（２） 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

（３） 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）
本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年７月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

（改正）
本指針は、平成 23 年７月４日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 24 年７月 23 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 25 年８月８日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 27 年４月３日から適用する。

Ⅳ　参考

１．検査のイメージ図
２．提出資料一覧

（別紙）
・様式１　　検査命令書
・様式２　　第三者非開示承諾書
・様式３－１　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社用）
・様式３－２　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社以外用）
・様式４　　整理票
・様式５　　質問票
・様式６　　オフサイト検査モニター用紙
・様式７　　意見申出書
・様式８　　意見申出取下書
・様式９　　検査終了通知書
※　上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先
（１）　金融商品取引業者等（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
（２）　金融商品取引業者の主要株主等（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
（３）　特別金融商品取引業者の子会社等（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
（４）　指定親会社（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）

（５） 指定親会社の主要株主（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
（６） 取引所取引許可業者（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
（７） 特例業務届出者（金商法第 63 条第８項、第 194 条の７第３項）
（８） 金融商品仲介業者（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及び第３項）
（９） 信用格付業者（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）
(10) 認可金融商品取引業協会（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）
(11) 認定金融商品取引業協会（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）
(12) 投資者保護基金（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）
(13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）
(14) 株式会社金融商品取引所の主要株主（金商法第 106 条の６、第 194 条の７第３項）
(15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）
(16) 金融商品取引所持株会社の主要株主（金商法第 106 条の 20、第 194 条の７第３項）
(17) 金融商品取引所持株会社（金商法第 106 条の 27、第 194 条の７第３項）
(18) 金融商品取引所（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
(19) 自主規制法人（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
(20) 外国金融商品取引所（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）
(21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項）
(22) 金融商品取引清算機関の主要株主（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）
(23) 金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）
(24) 外国金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の

７第３項）

(25)　証券金融会社（金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項）

(26)　指定紛争解決機関（金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項）

(27)　取引情報蓄積機関等（金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項）

(28)　投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 22 条第１項、第 225 条第３項）

(29)　投資法人の設立企画人等（投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項）

(30)　投資法人（投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項）

(31)　投資法人の資産保管会社等（投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項）

(32)　投資法人の執行役員等（投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項）

(33)　特定譲渡人（資産の流動化に関する法律（以下「SPC 法」という。）第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項）

(34)　特定目的会社（SPC 法第 217 条第１項、第 290 条第３項）

(35)　特定目的信託の原委託者（SPC 法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項）

(36)　振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第１項、第 286 条第２項）

(37)　その他、上記（１）から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ．金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 15 条第１項、第 21 条第６項第１号）

ロ．登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 15 条第１項、第 21 条第６項第２号）

ハ．証券金融会社、振替機関、口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 15 条第１項、第 21 条第７項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※　Ⅳ　参考の１及び２並びに別紙の様式の掲載は省略。

２ － ３

取引調査に関する基本指針

Ⅰ．基本的考え方

１．取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

２．取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１） 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（２）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（４）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（５）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ．取引調査の実施手続等

１．調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

２．調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（１） 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ　検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ　検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ　対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ　閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ　検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（２） 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　質問調査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ　質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ　質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ　法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。

ハ　質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。

ニ　質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。

ホ　質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。

ヘ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ト　質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

３．調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

４．問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

５．災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ．勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ．公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ．情報管理

１．情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

イ　調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

ロ　調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ　とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

２．主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ．関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ．施行日

本基本指針は平成 25 年８月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年４月１日から適用する。

２ － ４

開示検査に関する基本指針

Ⅰ　基本的考え方

１．開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること

② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

２．調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（３）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

（４）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ　開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

１．実施手続

１－１．情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

（注）有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

１－２．開示検査

（１）報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

（２）立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

①　予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

②　証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

イ．検査の権限、目的及び主な検証範囲
ロ．検査への協力依頼
ハ．検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
ニ．必要な提出資料の提示
ホ．その他必要な事項

③　現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④　その他の留意事項

イ．検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ．調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

（３）証拠の収集・保全と的確な事実認定

①　調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

②　検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③　法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

（４）その他の留意事項

①　証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

②　検査対象先の業務等への配慮

イ．調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

ロ．検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。

ハ．調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③　検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④　問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤　災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥　開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

１－３．開示検査等の終了

（１）勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

２．情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ．開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ．開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ．とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同

じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

３．関係部局等との連携

（１）金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

（２）公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。

（３）金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ　その他

１．金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

２．施行日

本基本指針は、平成 25 年８月 30 日から施行する。

総　括　表

単位：件数

区分＼年度	4～21	22	23	24	25	26	合　計
犯則事件の告発	134	8	15	7	3	6	173
勧　　告	533	64	45	62	70	66	840
証券検査結果等に基づく勧告	407	19	16	20	18	16	496
課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）	92	26	18	32	42	42	252
課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）	32	19	11	9	9	8	88
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	2	0	0	1	1	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	0	1	0	13	11	17	42
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	0	2	3	1	2	6	14
建　　議	19	2	1	1	0	1	24
証　券　検　査	2,322	186	202	214	271	266	3,461
金融商品取引業者	2,011	148	148	153	222	206	2,888
第一種金融商品取引業者	1,755	91	85	57	69	77	2,134
第二種金融商品取引業者	24	6	14	20	108	72	244
投資運用業者、投資助言・代理業者	232	51	49	76	45	57	510
登録金融機関	247	28	32	28	9	1	345
適格機関投資家等特例業務届出者	1	2	6	21	23	31	84
金融商品仲介業者	4	1	9	9	8	18	49
信用格付業者	―	0	4	3	0	2	9
自主規制機関等	22	1	0	0	3	3	29
投資法人	34	6	2	0	3	2	47
その他	3	0	1	0	3	3	10
取引審査	9,015	691	913	973	1,043	1,084	13,719

（注）
1．証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2．上記の第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）の支店単独検査を実施している。
3．18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4．24年度及び26年度における適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

３－２　　市場分析審査実施状況

１ 取引審査実施状況

（単位：件）

区分＼年度	22	23	24	25	26
価格形成に関するもの	54	73	84	86	94
内部者取引に関するもの	613	819	875	943	978
そ の 他	24	21	14	14	12
合　　計	691	913	973	1,043	1,084
（証券監視委）	224	396	400	410	447
（財務局等）	467	517	573	633	637

（注）「会計年度ベース」４月～翌年３月

３－２－２　情報の受付状況

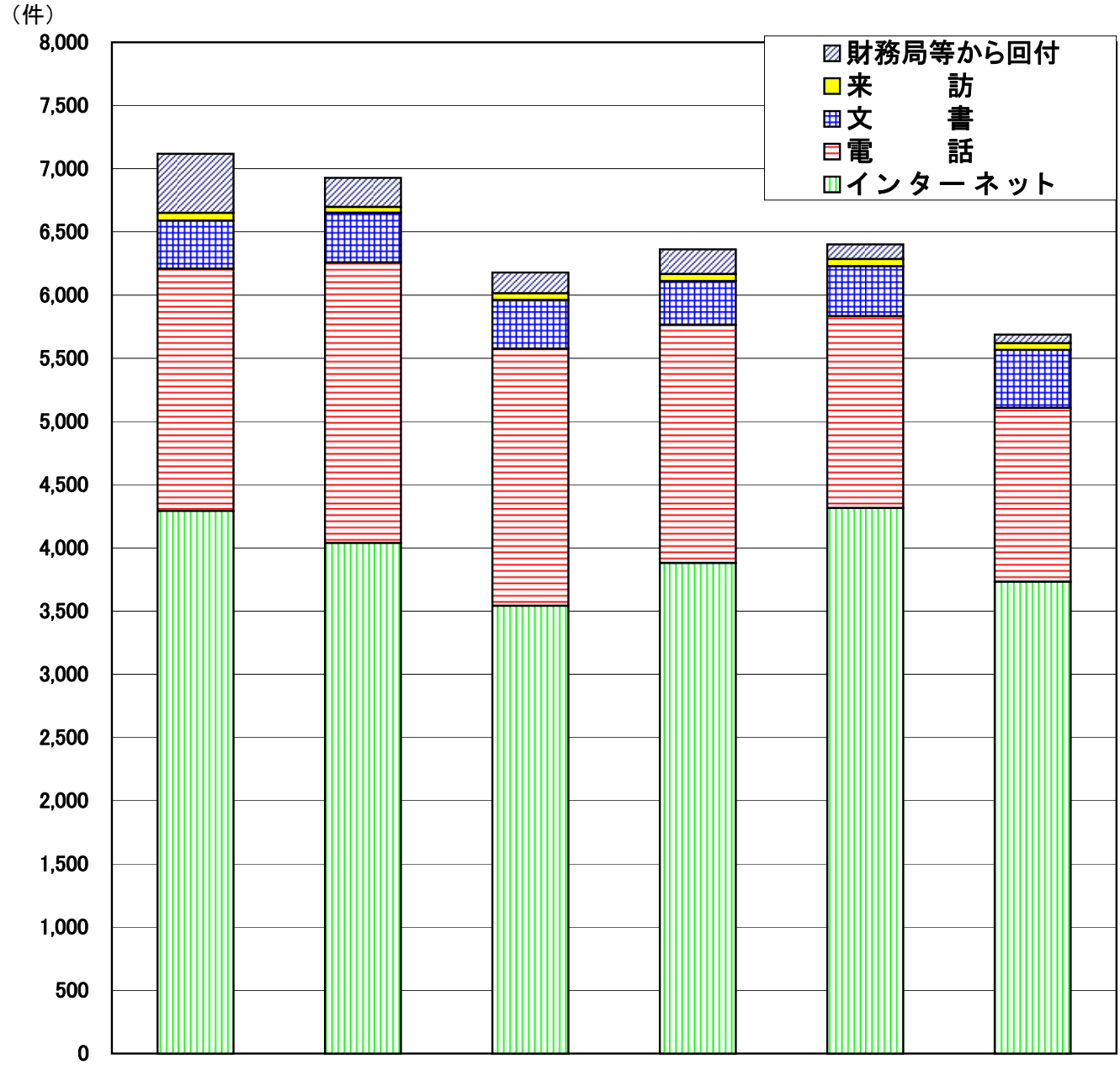

区分＼年度	21	22	23	24	25	26
合　　計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688
うち年金運用ホットライン	-	-	-	23	18	9
インターネット	4,293	4,040	3,543	3,881	4,316	3,733
電　　話	1,917	2,219	2,033	1,883	1,518	1,375
文　　書	380	393	385	346	395	458
来　　訪	60	45	54	57	56	54
財務局等から回付	468	230	164	195	116	68

（注）年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3-2-3 情報の内容別受付状況

（単位：件）

区分＼年度	21	22	23	24	25	26
A. 個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990	401	544
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297	2,735	2,400
3. インサイダー取引	385	463	327	252	279	364
0. その他	50	58	80	201	615	580
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4	0	2
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7	9	11
0. その他	9	4	0	0	1	3
（小計）	3,889	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904
B. 発行体						
a. 法定開示						
1. 無届募集	45	29	19	21	3	1
2. ファイナンス	143	64	20	15	17	49
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110	224	161
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21	16	6
5. 内部統制報告	2	5	10	0	0	0
6. 無届公開買付	14	3	1	0	1	0
0. その他	65	38	32	17	12	8
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	53	62	22	51	34	38
0. その他	2	3	5	6	1	3
c. その他						
1. ガバナンス等	27	17	19	8	10	39
0. その他	223	210	149	187	84	105
（小計）	835	597	440	436	402	410
C. 金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19	9	21
2. 無断売買	57	17	19	22	16	11
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3	2	12
4. 虚偽告知	－	－	－	－	－	0
5. 無登録での募集・私募の取扱い	－	－	－	－	－	0
0. その他法令違反	153	101	135	162	100	89
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11	7	10
2. システム関連	141	219	76	37	102	31
3. 投資運用関連	－	－	－	－	－	16
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319	371	303
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13	19	20
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5	5	13
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	12	3	19	10	12	16
e. その他						
0. その他	43	35	70	189	264	110
（小計）	1,349	1,142	878	790	907	652
D. その他						
a. 意見・要望等						
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296	171	72
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76	61	48
b. その他						
1. 無登録業者	208	258	277	192	242	278
2. 未公開株	471	732	559	376	77	46
3. 適格機関投資家等特例業者等	29	70	46	58	82	41
0. その他	196	314	311	387	419	237
（小計）	1,045	1,548	1,634	1,385	1,052	722
合計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688

（注）情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

３－３　証券検査実施状況

１　検査実施状況一覧表

（単位：件数）

区　　分	22年４月 ～23年３月	23年４月 ～24年３月	24年４月 ～25年３月	25年４月 ～26年３月	26年４月 ～27年３月
合　　計	186	202	214	271	266
（証券監視委）	(35)	(38)	(48)	(48)	(54)
（財務局長等）	(151)	(164)	(166)	(223)	(212)
金融商品取引業者	148	148	153	222	206
（証券監視委）	(26)	(23)	(34)	(33)	(32)
（財務局長等）	(122)	(125)	(119)	(189)	(174)
第一種金融商品取引業者	91	85	57	69	77
（証券監視委）	(17)	(17)	(11)	(16)	(12)
（財務局長等）	(74)	(68)	(46)	(53)	(65)
第二種金融商品取引業者	6	14	20	108	72
（証券監視委）	(0)	(0)	(1)	(9)	(8)
（財務局長等）	(6)	(14)	(19)	(99)	(64)
投資助言・代理業者	36	40	40	29	42
（証券監視委）	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)
（財務局長等）	(36)	(40)	(38)	(27)	(41)
投資運用業者	15	9	36	16	15
（証券監視委）	(9)	(6)	(20)	(6)	(11)
（財務局長等）	(6)	(3)	(16)	(10)	(4)
登録金融機関	28	32	28	9	1
（証券監視委）	(2)	(4)	(0)	(1)	(0)
（財務局長等）	(26)	(28)	(28)	(8)	(1)
適格機関投資家等特例業務届出者	2	6	21	23	31
（証券監視委）	(0)	(4)	(10)	(5)	(12)
（財務局長等）	(2)	(2)	(11)	(18)	(19)
金融商品仲介業者	1	9	9	8	18
（証券監視委）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
（財務局長等）	(1)	(9)	(8)	(8)	(18)
信用格付業者	0	4	3	0	2
（証券監視委）	(0)	(4)	(3)	(0)	(2)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	1	0	0	3	3
（証券監視委）	(1)	(0)	(0)	(3)	(3)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	6	2	0	3	2
（証券監視委）	(6)	(2)	(0)	(3)	(2)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	1	0	3	3
（証券監視委）	(0)	(1)	(0)	(3)	(3)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

３－３－２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分		22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月	25年４月～26年３月	26年４月～27年３月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	134	84	104	128	112
	第二種金融商品取引業者	26	36	42	19	39
	投資助言・代理業者	27	22	25	37	29
	投資運用業者	69	84	173	168	144
登録金融機関		47	56	35	33	38
適格機関投資家等特例業務届出者		33	57	32	50	58
金融商品仲介業者		18	11	11	23	15
信用格付業者		0	114	204	0	0
自主規制機関等		86	0	0	50	0
その他		0	0	0	91	394

（注）検査年度中に検査に着手し、終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

３－３－３　検査結果の状況

⑴　検査終了件数　　（単位：件数）

区　　分	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月	25年４月～26年３月	26年４月～27年３月
検査終了件数	210	186	170	283	277
金融商品取引業者	171	141	112	230	232
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	86
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	94
投資助言・代理業者	35	32	38	40	38
投資運用業者	18	7	6	46	14
登録金融機関	28	27	31	14	1
適格機関投資家等特例業務届出者	2	5	14	22	24
金融商品仲介業者	1	9	6	10	16
信用格付業者	0	2	5	0	0
自主規制機関等	1	0	0	3	0
投資法人	7	2	1	3	1
その他	0	0	1	1	3

⑵　問題点が認められた業者等の数

区　　分	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月	25年４月～26年３月	26年４月～27年３月
問題点が認められた業者等の数	105	87	102	118	105
不公正取引に関するもの	9	7	6	5	7
投資者保護に関するもの	45	46	52	65	71
財産・経理等に関するもの	18	31	11	9	19
その他業務運営に関するもの	71	58	71	69	52

（注１）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。
したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

３－３－４　オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングの実施状況

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

担当	区分	被検査法人	モニタリング開始日	モニタリング終了日
委員会	金商業者(一種業)	野村證券	H26.10.7	－
		野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ	H26.10.7	－
		大和証券	H26.10.7	－
	その他	野村ホールディングス	H26.10.7	－
		大和証券グループ本社	H26.10.7	－

（注）　オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングとは、大規模証券会社グループ等について、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行うものをいう。

なお、モニタリング開始日とは、オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングを開始した日をいう。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日をいう。

3－3－5 平成26年度に検査が終了した法人等一覧

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
委員会	金 商 業 者						
	一種業	*1*	ばんせい証券	H25.4.15	H25.6.27	H26.6.13	○
		2	シティグループ証券	H25.11.11	H26.1.24	H26.4.25	－
		3	SMBC日興証券	H25.11.18	H25.12.20	H26.4.11	－
		4	大和証券	H26.1.20	H26.2.21	H26.4.30	－
		5	マネックス証券	H26.2.3	H26.3.20	H26.6.24	－
		6	みずほ証券	H26.2.18	H26.4.4	H26.6.18	－
		7	UBS証券	H26.2.24	H26.4.11	H26.6.6	－
		8	岡三オンライン証券	H26.2.24	H26.4.4	H26.7.1	－
		9	野村證券	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	－
		10	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	－
		1	松井証券	H26.4.21	H26.5.27	H26.6.24	－
		2	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	－
		3	モルガン・スタンレーMUFG証券	H26.5.8	H26.6.25	H26.8.1	－
		4	バークレイズ証券	H26.9.1	H26.10.24	H26.11.26	－
		5	ニューエッジ・ジャパン証券	H26.9.1	H26.10.7	H26.12.12	－
		6	ナティクシス日本証券	H26.10.27	H26.12.3	H27.3.13	－
		7	メリルリンチ日本証券	H26.11.11	H26.12.18	H27.1.23	－
	二種業	*1*	アドベンチャー・アンリミテッド	H25.9.2	H25.9.20	H26.6.6	－
		2	レガリア・フィナンシャル	H25.9.3	H25.9.20	H26.5.16	－
		3	エクスチェンジコーポレーション	H25.10.17	H25.11.15	H26.4.14	－
		4	おひさまエネルギーファンド	H25.12.2	H26.1.17	H26.5.16	○
		5	CAIJ	H25.12.3	H26.2.3	H26.4.18	－
		6	ヴァンネット	H26.2.26	H26.3.31	H26.8.1	－
		1	ジースリー	H26.5.13	H26.7.1	H26.7.3	○
		2	maneoマーケット	H26.5.14	H26.6.24	H26.9.16	－
		3	クラム・インベストメント	H26.9.1	H26.9.30	H26.10.21	－
		4	ファンドクリエーション	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	－
		5	匠投信投資顧問	H26.11.25	H27.1.16	H27.3.10	－
		6	ザイマックス	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.16	－
	助言	*1*	コンサルティング・アルファ	H26.2.26	H26.3.31	H26.8.1	○
		1	FCパートナーズ	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	－
	運用	*1*	ばんせい投信投資顧問	H25.4.15	H25.6.21	H26.6.13	○
		1	平和不動産アセットマネジメント	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	－
		2	三菱UFJ投信	H26.9.1	H26.10.7	H26.11.18	－
		3	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	H26.9.1	H26.10.3	H26.11.18	－
		4	新光投信	H26.11.4	H26.12.3	H27.2.24	－
		5	ファンドクリエーション・アール・エム	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	－
		6	三井住友トラスト・アセットマネジメント	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.13	－
		7	ピムコジャパンリミテッド	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.13	－
		8	ザイマックス不動産投資顧問	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.16	－
	投 資 法 人	1	平和不動産リート投資法人	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	－
	特例業務届出者	*1*	アジア投資	H26.2.26	H26.2.26	H26.4.11	△
		2	アール・オー・イー	H26.2.19	H26.3.4	H26.4.11	△
		1	クエストキャピタルマネージメント	H26.9.1	H26.10.3	H27.3.3	△
		2	ウィンヴォル	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		3	ウィンヴォル・ステーション	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		4	ウィンヴォル・ドリーム	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		5	ウィンヴォル・ファルコン	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		6	日本ヴェリタス	H27.2.12	H27.3.6	H27.3.20	△

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
	その他	*1*	大和証券グループ本社	H26.1.20	H26.2.21	H26.4.30	－
		2	野村ホールディングス	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	－
		1	三菱UFJ証券ホールディングス	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	－

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
(注2) 斜字体数字は、平成25年度に検査着手をした法人である。
(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

担当	区分			被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
関東	金商業者							
		一種業	*1*	セントレード証券	H25.5.23	H25.10.29	H26.7.23	－
			2	DMM.com証券	H25.11.14	H25.12.13	H26.6.19	－
			3	臼木証券	H25.11.26	H25.12.11	H26.6.30	－
			4	GMOクリック証券	H26.1.16	H26.2.21	H26.6.18	－
			5	日産センチュリー証券	H26.1.16	H26.2.14	H26.4.8	－
			6	アイネット証券	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.7	－
			7	みらい證券	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.11	－
			8	岡三にいがた証券(旧丸福証券)	H26.2.25	H26.3.14	H26.5.20	－
			9	アルパリジャパン	H26.2.26	H26.3.7	H26.8.25	－
			10	FXトレード・フィナンシャル	H26.2.26	H26.3.7	H26.9.30	－
			11	MCPアセット・マネジメント証券	H26.3.10	H26.3.18	H26.5.20	－
			1	むさし証券	H26.4.7	H26.5.16	H26.6.13	○
			2	トレイダーズ証券	H26.4.7	H26.4.25	H26.9.4	－
			3	アーツ証券	H26.4.7	H26.4.24	H26.8.26	－
			4	エイチ・エス証券	H26.5.20	H26.6.17	H26.11.18	－
			5	キャピタル・パートナーズ証券	H26.5.20	H26.6.16	H26.9.17	－
			6	JPアセット証券	H26.5.28	H26.6.6	H26.7.11	－
			7	武甲証券	H26.5.28	H26.6.6	H26.7.14	－
			8	GAM証券投資顧問	H26.6.5	H26.6.13	H26.7.30	－
			9	丸國証券	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.9	－
			10	レクセム証券	H26.7.9	H26.7.24	H26.9.4	－
			11	AMPキャピタル・インベスターズ	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.1	－
			12	富岡証券	H26.7.9	H26.7.23	H26.9.1	－
			13	FXコーポレーション	H26.7.9	H26.7.25	H26.8.29	○
			14	中原証券	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.22	－
			15	アヴァトレード・ジャパン	H26.9.1	H26.9.16	H26.11.13	－
			16	水戸証券	H26.9.3	H26.10.3	H26.12.3	－
			17	丸三証券	H26.9.3	H26.10.3	H26.12.5	－
			18	藍澤證券	H26.9.3	H26.10.6	H26.12.8	－
			19	新潟証券	H26.10.15	H26.10.31	H26.12.22	－
			20	國府証券	H26.10.15	H26.10.24	H26.11.26	－
			21	ストームハーバー証券	H26.10.15	H26.10.28	H26.12.17	－
			22	フォレックスクラウン	H26.10.15	H26.10.28	H26.12.16	－
			23	ひまわり証券	H26.10.27	H26.11.12	H27.2.3	－
			24	あい証券	H26.10.28	H26.11.11	H26.12.17	－
			25	IS証券	H26.10.28	H26.11.7	H26.12.25	－
			26	エスピーシー証券	H26.10.28	H26.11.7	H26.12.9	－
			27	ワンアジア証券	H26.11.19	H26.12.5	H27.1.26	－
			28	山和証券	H26.11.19	H26.12.9	H27.1.29	－
			29	マネーパートナーズ	H26.11.19	H26.12.9	H27.1.28	－
			30	IG証券	H26.11.26	H26.12.9	H27.2.5	－
			31	ジャパンオルタナティブ証券	H26.12.2	H26.12.9	H27.2.2	－
			32	イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド	H26.12.2	H26.12.10	H27.1.20	－
			33	オリックス・ホールセール証券	H26.12.2	H26.12.9	H27.1.21	－
			34	バンクオブニューヨークメロン証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.2.25	－
			35	KOYO証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.2.26	－
			36	FXCMジャパン証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.3.3	－
		二種業	*1*	インテレス・キャピタル・マネージメント	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	○
			2	FIPパートナーズ	H25.10.2	H25.11.15	H26.6.26	－
			3	グローバルネクストアソシエイト(旧グローバルネクスト)	H25.11.26	H25.12.6	H26.6.18	－
			4	インフィニット	H25.11.26	H25.12.10	H26.5.22	－
			5	フォーカスキャピタルマネジメント	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.2	－
			6	FORTIA	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.25	－
			7	生活サポート基金	H26.1.21	H26.2.5	H26.4.14	－
			8	ASAアセットマネジメント	H26.1.21	H26.2.5	H26.4.11	－
			9	三井住友ファイナンス&リース	H26.2.25	H26.3.12	H26.5.19	－
			10	岡藤商事	H26.2.25	H26.3.12	H26.5.15	－
			11	東京センチュリーリース	H26.2.25	H26.3.14	H26.6.12	－
			12	日本エンジェルズ・インベストメント	H26.2.25	H26.3.11	H26.5.22	－
			13	リアルキャピタルマネジメント	H26.2.26	H26.8.27	H26.10.17	○

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
		14	日生不動産販売	H26.2.27	H26.2.28	H26.4.18	※
		15	デイズ・トラスティ	H26.3.6	H26.3.6	H26.4.7	※
		16	リコークリエイティブサービス	H26.3.17	H26.3.18	H26.4.24	※
		17	中央物流	H26.3.17	H26.3.17	H26.4.16	※
		18	湾岸企業投資	H26.3.24	H26.3.24	H26.4.17	※
		1	三菱UFJリース	H26.4.7	H26.4.18	H26.5.26	－
		2	LBI	H26.4.7	H26.4.18	H26.10.3	－
		3	NEXT TRUST	H26.5.20	H26.8.4	H26.12.9	○
		4	ソーシャルインパクト・リサーチ	H26.5.20	H26.6.6	H26.7.24	－
		5	ゼック	H26.5.20	H26.6.5	H26.6.26	－
		6	Promoters	H26.5.20	H26.6.6	H26.9.5	－
		7	スマートエナジー	H26.5.20	H26.6.9	H26.7.24	－
		8	プロトラスト	H26.5.20	H26.6.6	H26.7.11	－
		9	JA三井リース	H26.7.9	H26.7.25	H26.8.26	－
		10	NTTファイナンス	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.29	－
		11	社楽パートナーズ	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.31	－
		12	ウィルシーズ	H26.9.1	H26.9.19	H26.11.19	－
		13	ユニゾン・キャピタル	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.28	－
		14	ブルスウルトラインベストメント	H26.9.11	H26.9.11	H26.10.10	※
		15	ビーフラット	H26.9.18	H26.9.18	H26.10.10	※
		16	日本産業復興基金	H26.10.28	H26.11.10	H27.3.6	○
		17	日本プレミアム	H26.10.28	H26.11.7	H27.1.27	－
		18	JSKパートナーズ	H26.11.19	H26.12.5	H27.3.26	－
		19	千代田中央コンサルティング	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.29	※
		20	百楽リアルパートナー	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.27	※
		21	グローバル投資顧問	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.28	※
		22	日本管理センター	H26.12.2	H26.12.2	H27.2.10	※
	助言	*1*	トラフィック	H25.1.21	H25.2.12	H26.6.17	○
		2	ライフスタイルインベストメント	H25.6.17	H25.7.25	H26.6.17	○
		3	チャートマスター	H25.7.10	H25.7.30	H26.5.30	○
		4	日本インベストメント・リサーチ	H26.1.20	H26.1.31	H26.4.2	－
		5	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.1.23	H26.2.26	H26.5.20	○
		1	AMオンライン	H26.9.1	H26.9.12	H26.11.5	－
		2	アキュラシー・インベストメント	H26.9.11	H26.9.11	H26.10.10	※
		3	谷口郁夫(谷口パートナーズ国際会計・税務事務所)	H26.9.18	H26.9.18	H26.10.20	※
		4	マーケットバンク	H26.10.9	H26.10.22	H26.12.17	－
		5	みんかブルトレードパートナーズ	H26.11.19	H26.12.5	H27.2.2	－
		6	ワカバヤシエフエックスアソシエイツ	H26.11.19	H26.11.28	H27.1.20	－
		7	シグマベイスキャピタル	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.28	※
		8	フラトン・ファンド・マネジメント・ジャパン	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.27	※
		9	ファーストスタンダード投資顧問	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.29	※
		10	ダイヤモンド・フィナンシャル・リサーチ	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.27	※
		11	WIN-INVEST JAPAN	H26.12.2	H26.12.9	H27.2.17	－
		12	イタウ・ジャパン・アセットマネジメント	H26.12.2	H26.12.9	H27.1.26	－
		13	新日本情報システム	H26.12.4	H26.12.4	H27.1.29	※
		14	池田　俊彦	H26.12.8	H26.12.8	H26.12.26	※
	運用	1	KW　Investment	H27.1.15	H27.1.28	H27.3.4	－
		2	日本グローバル・インベストメント	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.9	－
	特例業務届出者	*1*	インテレスCX	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		2	アルファ・メディア	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		3	ジー・クエスト	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		4	ORTIZ	H25.8.28	H25.9.10	H26.4.2	－
		5	Black Clover	H25.10.23	H25.11.6	H26.6.27	－
		6	ティーイーアイ	H26.3.13	H26.4.9	H26.9.5	－
		7	ゴールデンゲート	H26.3.13	H26.4.9	H26.9.5	－

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
		1	ロキ・コンサルティング	H26.4.7	H26.4.18	H26.10.3	－
		2	クリーンコントロールベトナム	H26.4.9	H26.8.28	H26.10.17	△
		3	エークシト	H26.10.9	H26.10.29	H27.1.23	△
		4	マーケットバンクアセットマネージメント	H26.10.9	H26.10.22	H26.12.17	－
		5	KSG RESOURCE	H26.10.15	H26.11.4	H27.1.16	△
		6	ドアウェイブ	H26.10.28	H26.11.18	H27.2.24	△
		7	NGIS1	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.9	－
	仲　　介	1	ソーシャルトレード	H26.11.19	H26.12.5	H27.2.2	－
近　畿	金 商 業 者						
	一種業	*1*	岡安証券	H26.1.21	H26.2.13	H26.4.9	－
		2	西村証券	H26.3.6	H26.4.2	H26.6.2	－
		1	西脇証券	H26.4.10	H26.4.25	H26.6.3	－
		2	光証券	H26.5.27	H26.6.12	H26.7.9	－
		3	エース証券	H26.8.27	H26.12.19	H27.2.5	－
	二種業	*1*	プロテクノス	H25.3.25	H26.2.21	H26.5.21	－
		2	フルハウスサポート	H26.3.28	H26.3.31	H26.4.9	※
		1	MID都市開発	H26.4.18	H26.4.24	H26.5.28	－
		2	フォーサイトビジネスジャパン	H26.8.27	H26.8.28	H26.10.8	※
		3	エイ・アイ・シー債権回収	H26.11.11	H26.11.18	H26.12.17	－
		4	コーニッシュ	H26.12.4	H26.12.9	H27.1.8	－
		5	富士商行	H26.12.4	H26.12.8	H26.12.18	－
		6	Okatos Hero Real Estate	H27.1.26	H27.1.29	H27.3.2	－
		7	平成コーポレーション	H27.3.17	H27.3.18	H27.3.27	※
	助言	*1*	シックス・インベストメント	H25.12.6	H26.1.28	H26.6.26	－
		1	アイ波動経済研究所	H26.4.18	H26.4.24	H26.5.28	－
		2	アチーゴ	H26.5.15	H26.11.21	H27.3.3	－
		3	ザ・タイミング株式投資学研究所	H26.6.3	H26.6.16	H26.7.15	－
		4	アセットアライブ	H26.7.15	H26.7.22	H26.8.27	－
		5	ランドスカイ	H26.7.15	H26.7.30	H26.11.12	－
		6	トリロジー	H26.7.16	H26.8.8	H26.12.2	－
		7	Havana	H26.9.2	H26.9.3	H26.9.17	※
	運用	*1*	パナソニックペンションファンドマネジメント	H26.2.17	H26.2.26	H26.4.15	－
		2	グローバルリンクアドバイザーズ	H26.2.18	H26.3.19	H26.7.25	－
	特例業務届出者	*1*	渡邉　和彦	H25.11.13	H26.4.3	H26.9.26	△
		1	UAG	H26.5.13	H26.5.13	－	＊
	仲　　介	1	財コンサルティング	H26.4.14	H26.6.3	H26.9.26	○
北海道	金 商 業 者						
	二種業	1	コンストラクションマネジメントサービス	H26.4.15	H26.4.17	H26.5.1	－
		2	T’sフロンティア	H26.8.26	H26.8.29	H26.9.11	※
		3	スミセキ・コンテック	H26.9.2	H26.9.3	H26.9.11	※
		4	三光不動産	H26.10.28	H26.10.30	H26.11.12	※
	助言	1	プラスアルファ	H26.9.24	H26.10.14	H26.11.12	－
東　北	金 商 業 者						
	一種業	1	荘内証券	H26.8.20	H26.9.11	H26.9.26	－
	二種業	*1*	カナヤマコーポレーション	H26.1.20	H26.1.31	H26.5.7	－
		1	共和ホーム	H26.4.16	H26.4.17	H26.5.7	※
		2	アート不動産	H26.10.6	H26.10.10	H26.10.29	－
		3	中央住宅産業	H26.11.10	H26.11.14	H26.11.27	－
		4	サラリサーチ	H26.12.1	H26.12.4	H26.12.12	－
		5	オフィスメディア	H27.1.19	H27.1.23	H27.1.28	－
		6	ワンアイド・キャピタル・アドバイザーズ	H27.3.2	H27.3.5	H27.3.11	－
	仲　　介	1	エフピーライン	H27.2.9	H27.2.12	H27.2.19	－
東　海	金 商 業 者						
	一種業	*1*	安藤証券	H26.1.21	H26.2.26	H26.5.14	－
		2	寿証券	H26.2.6	H26.2.26	H26.4.7	－
		1	大万証券	H26.5.15	H26.6.5	H26.9.1	－
		2	田原証券	H26.8.28	H26.9.12	H26.12.10	－
	二種業	*1*	ミソノサービス	H26.3.17	H26.3.20	H26.6.11	－
		2	プロパティパートナーズ	H26.3.17	H26.3.28	H26.6.11	－

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
		1	荘苑	H26.4.15	H26.4.17	H26.6.23	－
		2	リアルエステートジャパン	H26.9.8	H26.9.10	H26.11.17	－
		3	川口事務所	H26.12.1	H26.12.1	H27.1.7	※
	助言	1	今福　博文(デイボード株式投資顧問)	H26.4.14	H26.4.18	H26.6.23	－
		2	今村　勝(大伸経済研究社)	H26.5.15	H26.5.22	H26.6.27	－
		3	Gコーポレーション	H26.6.16	H26.6.16	H26.6.26	※
		4	プレコオンライン	H26.8.28	H26.9.12	H26.12.8	－
		5	東山総研	H27.1.20	H27.2.4	H27.3.25	－
北 陸	金 商 業 者						
	一種業	1	坂本北陸証券	H26.4.9	H26.4.25	H26.5.27	－
		2	竹松証券	H26.8.19	H26.9.9	H26.11.19	－
		3	石動証券	H26.10.15	H26.10.31	H26.11.25	－
	助言	1	國澤　晃(ラディッシュ・リサーチ)	H26.11.14	H26.11.28	H26.12.16	－
	仲　　介	1	エフピーサポート研究所	H26.6.11	H26.6.12	H26.6.23	－
		2	Fan	H26.12.5	H26.12.11	H27.1.15	－
		3	インプルーブ	H27.1.13	H27.1.20	H27.1.27	－
		4	アセット&ライフクリニック	H27.1.28	H27.2.3	H27.2.16	－
中 国	金 商 業 者						
	一種業	*1*	ワイエム証券	H25.11.26	H26.5.29	H26.6.19	－
		1	中銀証券	H26.10.23	H26.11.14	H26.12.10	－
		2	ウツミ屋証券	H27.1.27	H27.2.17	H27.3.6	－
	二種業	*1*	ほくしん	H26.2.25	H26.2.28	H26.4.17	－
		2	ライフメントホーム	H26.3.17	H26.3.20	H26.4.18	－
		1	積和不動産中国	H26.4.10	H26.4.14	H26.5.26	－
		2	ケイアイホールディングス	H26.7.14	H26.7.23	H26.8.25	※
		3	ラポールエステート	H26.8.26	H26.8.29	H26.10.20	－
		4	ひろしま信愛不動産	H26.9.30	H26.10.9	H26.11.7	－
		5	リビングハウス	H26.10.1	H26.10.3	H26.10.30	※
		6	アイディオー	H26.12.9	H26.12.11	H27.1.7	※
	助言	1	フィデリア	H26.9.2	H26.9.9	H27.1.16	※
	仲　　介	1	Jade	H26.4.9	H26.5.30	H26.6.26	－
		2	ココ・DE・プランニング	H26.12.9	H27.1.21	H27.2.13	－
	登　　金	1	もみじ銀行	H26.5.8	H26.5.21	H26.6.20	－
四 国	金 商 業 者						
	一種業	*1*	香川証券	H25.5.14	H25.6.25	H26.12.8	－
		2	三豊証券	H26.1.22	H26.2.14	H26.4.8	－
		1	愛媛証券	H26.8.27	H26.9.26	H26.12.22	－
		2	いよぎん証券	H26.11.6	H26.11.27	H27.1.7	－
		3	阿波証券	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.10	－
	仲　　介	1	塚本イズムジャパン	H26.5.13	H26.5.15	H26.5.29	－
		2	TFIB	H26.6.3	H26.6.5	H26.6.17	－
		3	サイラタウン	H26.10.15	H26.10.17	H26.11.11	－
		4	西田　幸世	H26.10.15	H26.10.17	H26.10.27	－
九 州	金 商 業 者						
	二種業	1	Lion Force International	H26.8.25	H26.11.4	H27.1.9	－
		2	明和不動産	H26.11.17	H26.12.12	H27.3.4	※
	助言	1	明和アセットマネジメント	H26.11.12	H26.11.13	H26.12.8	※
	仲　　介	*1*	プログレス	H26.2.3	H26.2.6	H26.4.25	－
		1	フィナンシャル情報館	H26.4.14	H26.4.25	H26.6.24	－
福 岡	金 商 業 者						
	一種業	1	飯塚中川証券	H26.11.6	H27.2.5	H27.3.16	－
	二種業	*1*	福岡キャピタルパートナーズ	H26.1.29	H26.2.5	H26.4.3	－
		1	三和エステート	H26.4.22	H26.4.23	H26.5.16	※
		2	西日本不動産開発	H26.6.11	H26.6.13	H26.6.30	※
		3	大央	H26.6.17	H26.6.19	H26.6.30	※
		4	不動産パートナー	H26.9.1	H26.9.3	H26.9.24	※
		5	地域開発プランニング	H26.9.17	H26.9.18	H26.10.6	※
		6	リアンホールディングス	H26.12.15	H26.12.16	H27.1.20	※

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
	運用	1	アヴァルセック	H26.5.19	H26.5.26	H26.6.30	－
	仲 介	1	Bicman Asia	H26.10.7	H26.10.10	H26.10.28	－

(注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
(注2) 斜字体数字は、平成24年度及び同25年度に検査着手をした法人等である。
(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。
(注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査(登録事項検査)を行ったものである。
(注6) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。
なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

３－４ 勧告等実施状況

１　勧告実施件数一覧表

区分＼年度	21	22	23	24	25	26
勧告件数	74	64	45	62	70	66
行政処分に関する勧告	21	19	16	20	18	16
証券検査の結果に基づく勧告	21	19	16	18	18	16
証券監視委の行った検査等にかかるもの	8	4	7	7	6	5
財務局長等の行った検査等にかかるもの	13	15	9	11	13	11
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	0	1	0	1
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	1	0	0
課徴金納付命令に関する勧告	53	45	29	41	51	50
取引調査の結果に基づく勧告	43	26	17	25	35	38
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	1	7	7	4
開示検査の結果に基づく勧告	10	19	11	9	9	8
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	0	0	0	1	1	0

（注）25・26年度の行政処分に関する勧告には、証券監視委及び財務局等が実施した検査・調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成24年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会 （国際取引等調査）	ジャパン・アドバイザリー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
5	委員会	野村證券	H24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 （犯則事件の調査）	アイティーエム証券	H24.8.3	投資一任契約に係る善管注意義務違反 役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネジメント	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト	H24.10.12	海外事業に出資する集団投資スキーム（ファンド）の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 自己の名義をもって他人（新日本経済投資顧問）にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況 ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム（ファンド）持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex＆Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム（ファンド）持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

	24年度
委員会	7
財務局	11
関東	5
近畿	2
東海	3
北海道	1
その他	2
合計	20

※ ジャパン・アドバイザリーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

3-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成25年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（アール・ビー・エス証券会社東京支店）	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告
4	委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
5	関東	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6	委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 報告徴取命令に対する虚偽報告
9	関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10	関東 委員会	アブラハム･プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15	関東	Liaison Japon証券(旧 プロフィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17	関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等

	25年度
委員会	6
財務局	13
関東	13
合計	18

※アブラハム･プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成26年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当局への虚偽報告
3	関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 （国際取引等調査） 関東	むさし証券	H26.6.13	自己売買による相場操縦行為 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
7	委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について
8	関東	トラフィック	H26.6.17	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 無登録業者に対する名義貸し 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
15	関東	NEXT TRUST	H26.12.9	名義貸し
16	関東	日本産業復興基金	H27.3.6	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

	26年度
委員会	5
財務局	11
関東	10
近畿	1
その他	1
合計	16

※むさし証券については、国際取引等調査及び関東財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳としてその他及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

３－４－３　勧告等事案の概要一覧表

⑴　金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	26. 4. 15	【株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント(関東)】 ※会社勧告 ⑴　ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、当社代表取締役が取締役を兼務している適格機関投資家等特例業務届出者（以下「特例業務届出者」という。）であるアルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスＣＸ及び株式会社ジー・クエストをそれぞれ営業者とする匿名組合（以下「本件３ファンド」という。）の出資持分に係る私募の取扱いを行っているところ、当該特例業務届出者が行う業務において、下記のとおり、投資者保護上重大な問題がある行為が行われている状況を認識していたにもかかわらず、本件３ファンドの私募の取扱いを継続していた。 ア　本件３ファンドの出資金の流用 上記特例業務届出者３社は、顧客からの出資金のうち、少なくとも約 4,700 万円について、匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、本件３ファンドのうち自らが営業者となっているもの以外のファンドの顧客への解約返戻金や、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸが発行している社債の利払い、及び当社のＡ取締役が代表取締役等を兼務している関連会社等の事務経費等に流用していた。 イ　虚偽の運用報告書の交付 上記特例業務届出者３社は、それぞれ、自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。 ウ　分配基準未達での配当 アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸは、匿名組合契約約款において、運用利益が一定の水準に達した場合に限り配当を行うと定めているが、運用で利益が出ておらず、当該利益水準に達していないにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、顧客に対し、配当を実施していた。 当社代表取締役は、当該特例業務届出者３社の取締役を兼務し、自らが指示して、当該特例業務届出者３社に投資者保護上重大な問題のある上記ア～ウの行為を行わせており、当社は、上記ア～ウの行為が行われている状況を認識しながら本件３ファンドの私募の取扱いを継続していた。当社におけるこのような状況は、金商法第 52 条第１項第９号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 ⑵　無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況 当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸが新たに発行する社債の勧誘を行い、取得させている状況が認められた。 具体的には、当社代表取締役は、当社が本件３ファンドの私募の取扱い等を行っている顧客に対し、「当社の子会社が新たなシステムを開発するので、システム開発の資金を出資してほしい。」等と説明した上で、同社が発行する社債の取得を希望した顧客に対しては、当社の社名入りの案内文等の書類を当社の社名入りの封筒で送付していた。 当該行為は、上記特例業務届出者のために当該社債の私募の取扱いを行っていたものと認められる。	行政処分日 平成 26 年４月 22 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 565 号の登録を取消す。 業務改善命令 ①顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。 ②顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1 つづき		上記の行為は、金商法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと。）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	
2	26．5．16	【おひさまエネルギーファンド株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 当社は、市民出資による自然エネルギー事業への投資を目的として組成された匿名組合契約（以下「ファンド」という。）に基づく権利（以下「ファンド持分」という。）に係る取得勧誘を業として行う第二種金融商品取引業者であり、第二種金融商品取引業に係る登録を受けた日（平成 20 年６月）以降、検査基準日（平成 25 年 11 月）までの間、計７種類 14 本のファンド持分（以下、当社が取得勧誘を行ったファンドを「本件ファンド」といい、それに基づく権利を「本件ファンド持分」という。）につき取得勧誘を行っている。 また、本件ファンドのほとんどにおいて、当社自身のほか当社と実質的に一体と認められる関係会社が営業者を務めており、当社は、本件ファンドの運用状況を把握できる状況にある。 今回の検証の結果、本件ファンドにおいてファンド資金の私的流用等の問題は認められなかったものの、当社等においては、少ない人的資源を自然エネルギー事業に係る業務等に費やす状況となっており、資金管理に係る業務について、代表取締役Ａ（以下「Ａ社長」という。）一人で集中的に管理することとなっていたため、ファンドの資金の管理等につき以下のとおり不適切な状況が認められた。 ⑴　分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当社が本件ファンド持分の取得勧誘の際に使用している匿名組合契約書等の内容を検証したところ、営業者の固有財産とファンド資金との分別管理を行うことが確保されておらず、また、ファンド持分に関し出資された金銭であることが名義により明らかとなる預貯金口座が開設されていない状況が認められた。 そして、実際の分別管理の状況を検証したところ、各出資者からの出資金は、各営業者名義の預貯金口座に対して振り込まれており、現に、各営業者の固有財産とファンド資金の分別管理が確保されていない状況が認められた。 更に、本件ファンドのうち、当社又は当社と実質的に一体と認められる関係会社が営業者を務めるファンドは、契約締結前交付書面等により、ファンド立上げ直後の事業利益が発生していない計算期間等においては現金分配が行えないこととされているにもかかわらず、Ａ社長は業務多忙で個別のファンド収益の算出が困難であるとして、当初の計画として掲げた目標に概ね沿った金額の現金分配を行っていた。 このように、事業利益が発生しておらず、契約上、現金分配を行うことができない事業状況であったにもかかわらず、目標に沿った現金分配を行ったことに伴い、一部の本件ファンド間で資金の貸借が行われてファンドからの現金分配に充当されるなど、本件ファンドの出資金の管理には不適切な状況が認められた。 以上のとおり、当社は、本件ファンドについて分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知りうる立場にあったにもかかわらず、当該状況が発生した後においても、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンド持分の取得勧誘を継続していた。 ⑵　当局への虚偽報告 当社は、関東財務局長による平成 25 年６月 28 日付の報告徴取命令に基づく報告書において、本件ファンドの分別管理に係る事項につき、「顧客の出資金および運用が、営業者の	行政処分日 平成 26 年５月 23 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①法令違反等の事実について原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにすること。 ②適切な再発防止策及び改善計画（分別管理を確保する態勢の整備及びファンド間の資金の貸借の解消方法を含む。）を策定し、確実に実施すること。 ③出資者に対し、行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を１ヶ月以内に報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		固有財産とは区分されたファンドの管理口座において管理されていることが確認された」等の虚偽の報告を行っていた。 当社における上記⑴の状況は、金商法第 40 条の３（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）に違反するものと認められ、また、上記⑵については、同法第 52 条第１項第６号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。	
3	26.5.20	【ヴィエナキャピタル・ジャパン株式会社(関東)】 ※会社勧告 ⑴　無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 当社は、平成20年２月上旬から同26年１月中旬までの間、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、外国で発行される集団投資スキーム持分(以下「海外ファンド」という。)の資料を提示し、その商品内容、コスト、メリット、デメリット等の説明を行った上で、取得申込書の送付など、取得申込手続のサポートを行うことにより、少なくとも８顧客に対し、取得契約を成立させている。 他方、顧客による海外ファンドの取得に関しては、当社の代表取締役が唯一の株主・役職員として業務上の意思決定を行うなど当社と一体と認められる Vienna Capital Holdings Limited が、海外ファンドの発行者との間の契約に基づき、当社顧客の海外ファンドに対する投資資産残高に応じた報酬を当該海外ファンドの発行者から受領している。 このような当社の行為は、海外ファンドの発行者のために行っている海外ファンドの取得の勧誘行為であり、私募の取扱いに該当するものと認められる。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第２項に規定する第二種金融商品取引業に該当するものであり、当社が金商法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、金商法第 29 条に違反するものと認められる。 ⑵　報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 今回検査の過程において、上記⑴の具体的な実態把握のため必要な資料の提出を再三要請したものの、当社は提出を拒否し続けている。これを踏まえ、関東財務局長は当社に対して二度にわたる報告徴取命令を発出し、当該資料の提出を求めたが、当社は正当な理由がないにもかかわらずこれを提出していない。 当社が行った上記の行為は、金商法第 52 条第１項第６号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。 ⑶　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等 当社は、当社の唯一の常勤役職員である代表取締役が金商法等の理解を欠いているにもかかわらず、投資助言・代理業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を配置していないなど、必要な法令等遵守態勢の整備を怠っている結果、上記⑴のとおり、無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っていることに加え、契約締結前交付書面などの法定書面の記載不備等、多くの法令違反が認められる状況となっている（※法定書面の記載不備等の法令違反の該当法令は別添参照）。また、上記⑵のとおり、当社の代表取締役には法令等遵守意識が著しく欠如している。 以上のことから、当社は、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況にあると認められる。 当社の上記の状況は、金商法第 29 条の４第１項第１号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構	行政処分日 平成26年５月28日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 1729 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。 ②現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④上記①から③について、１ヶ月以内に書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
3 つづき		成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第 52 条第１項第１号に該当するものと認められる。 （別添記載内容） ※　法定書面の記載不備等（今回認められた法令違反） ア　標識の未掲示（金商法第 36 条の２第１項に違反） イ　契約締結前交付書面の記載不備（金商法第 37 条の３第１項に違反） ウ　契約締結時交付書面の記載不備（金商法第 37 条の４第１項に違反） エ　投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の未作成（金商法第 47 条に違反） オ　契約締結前交付書面の写し、契約締結時交付書面の写し及び投資顧問契約の内容を記載した書面の未保存（金商法第 47 条に違反） カ　事業報告書の記載不備（金商法第 47 条の２に違反） キ　説明書類の公衆縦覧の不履行（金商法第 47 条の３に違反） ク　訴訟当事者になった旨の届出の未提出（金商法第 50 条第１項に違反）	
4	26．5．30	【株式会社チャートマスター(関東)】 ※会社勧告 ⑴　無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 当社は、顧客 91 名に対し、金融商品取引業の登録を受けていない特定の外国証券業者２社の証券口座で外国為替証拠金取引（以下「ＦＸ取引」という。）を行うための当社開発の自動売買ソフト（以下「当社ソフト」という。）を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続きをサポートしていた。 一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主でありＣＥＯを務める海外法人である Twins International Ltd.（以下「Twins 社」という。）を設立し、当社顧客が当社ソフトを利用して行ったＦＸ取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を Twins 社と当該外国証券業者との間で締結していた。 この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的にＦＸ取引を行うに至っており、当社は、平成 23 年１月 13 日から検査基準日（同 25 年７月９日）までの間、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬を Twins 社経由で受領していた。 当社が行った上記の行為は、外国証券業者と国内顧客間におけるＦＸ取引を媒介する行為と認められるため、金商法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業（同法第２条第８項第４号に掲げる「店頭デリバティブ取引の媒介」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。 ⑵　無登録業者に名義貸しを行っている状況 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社ＥＡアーキテクツに当社の名義を使用させて、平成 24 年３月 20 日から検査基準日までの間に、338 名の顧客と投資顧問契約を締結させ、日経 225 オプション取引の投資助言行為を行わせていた。 当社が行った上記の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第 36 条の３に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年６月６日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年６月６日から平成 26 年 12 月５日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①当該法令違反による顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。 ②責任の所在の明確化を図ること。 ③当該法令違反状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、具体的な改善策を１ヶ月以内に書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5	26．6．13	【ばんせい証券株式会社及びばんせい投信投資顧問株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 ⑴　本件指摘に関する各ファンドの概要 ばんせい証券株式会社（以下「ばんせい証券」という。）は、平成17年から同22年にかけて、以下の商品ファンドの組成・販売等を行った。 ・ファンドＡ：甲年金基金からの優先投資及びばんせい証券からの劣後投資約 2.6 億円で構成される商品ファンド。当該ファンドに運用損が生じても、損失額がばんせい証券の劣後投資額の範囲内であれば、ばんせい証券のみに損失が帰属する仕組み。 ・ファンドα：ファンドＡの資金が全額投資される商品ファンド。 ・ファンドＢ：一般投資家向けに組成された商品ファンド。 ・ファンドβ：ファンドＢの資金が全額投資される商品ファンド。 ・ファンドＣ：ばんせい投信投資顧問株式会社（以下「ばんせい投信」という。）と甲年金基金の間で締結された投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金が投資される商品ファンド。 ⑵　船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況（ばんせい証券） ばんせい証券は、ファンドα、ファンドβ及びファンドＣの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行をばんせい証券の乙取締役（当時）に行わせていた。そして、このように実質的にばんせい証券が各ファンドの運営に係る業務を行う中、ファンドの主たる運用対象である商品投資については商品投資顧問業者に運用が委託される一方、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。 こうした中、乙取締役は、ファンドαが組み入れていた額面金額2.6億円分の船舶関連私募債（以下「船舶債」という。）の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、平成 22 年３月に船舶債全額をファンドαからファンドβへ、更に、同年４月に船舶債2.6億円のうち２億円分をファンドβからファンドＣへ、価値の下落を反映させない価格（簿価）で売却した。 ファンドＡは、平成 22 年６月に投資元本を上回る形で償還され、劣後部分を保有していたばんせい証券も約2.8億円の償還金を受領したが、上記のとおりファンドαからファンドβへ、ファンドβからファンドＣへ簿価で売却された船舶債は、その後、同 24 年３月になって、ファンドβ及びファンドＣにおいて、その全額が減損処理された。この結果、ばんせい証券は船舶債の価値下落に伴う損失を免れる一方、ファンドＢに投資を行った一般投資家及びファンドＣに投資を行った甲年金基金が当該損失を負担することとなった。 ばんせい証券は、乙取締役のほか、他の取締役ら（当時）においても、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識している状況にあったが、上記のような利益相反となる船舶債の売買について、適切な管理・検証を行わず看過しているなど、乙取締役の業務について適切な管理を怠っていた。 ばんせい証券が行った、利益相反となる船舶債の上記売買及び利益相反管理態勢に係る不備は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、金商法第 51 条に基づく業務改善命令を発出することができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成26年６月20日 会社に対する処分 【ばんせい証券】 業務改善命令 ①本件により損失を与えた顧客に対し、今回の行政処分の内容について十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。 ②本件について、経営管理態勢及び内部管理態勢の問題点を含め、発生原因を究明するとともに、経営責任の明確化を図ること。 ③経営管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化を含む再発防止策を策定し、確実に実施すること。 ④本件と類似の事例の有無（当社の役職員が運用に関与しているファンドの有無及びその運用の適切性を含む）について検証すること。 （注）検証の結果、類似の事例が認められた場合には、その原因及び改善方針について報告すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を１ヶ月以内に書面で報告す

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
6		⑶　年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について（ばんせい投信） ばんせい投信は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、同年金基金の運用資金をファンドＣへ投資していた。 こうした中、上記⑵のとおり、ばんせい証券は、ファンドβに組み入れられていた船舶債を、その価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、価値の下落を反映させない価格（簿価）によりファンドＣに売却した。 この取引を行った乙取締役は、ばんせい投信の運用担当取締役でもあったことから、ばんせい投信は、こうしたばんせい証券による取引を当然に知り得る立場にあったが、投資一任契約に基づき年金基金の運用を受託している投資運用業者として何ら対応を行わず、その結果、平成 24 年３月にファンドＣが取得した船舶債について全額減損処理が行われたことにより、甲年金基金に対し２億円の損失を与えた。 ばんせい投信が行った上記の行為は、顧客である甲年金基金のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金商法第 42 条第１項に違反すると認められる。	ること。 【ばんせい投信】 業務改善命令 ①本件により損失を与えた顧客に対し、今回の行政処分の内容について十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。 ②責任の所在の明確化を図ること。 ③本件発生原因を究明するとともに、現在の経営管理態勢及び内部管理態勢が十分かどうか検証を行った上、再発防止策を策定し、確実に実施すること。 ④本件と類似の事例の有無について再点検すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を１ヶ月以内に書面で報告すること。
7	26. 6 . 17	【株式会社トラフィック（関東）】 ※会社勧告 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者とし、外国為替証拠金取引及び有価証券等の取引を主な投資対象事業とする複数の匿名組合（以下「ファンド」という。）の出資持分の私募（取得勧誘）を行い、その出資金の運用を行っている。そのような中、当社の行う業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、検査基準日（平成 25 年１月）現在、運用している７つのファンドのうち４つのファンドについて、その出資金の一部を、匿名組合契約書に定められた投資対象事業以外の使途（当社と本店の所在地を同一とし、当社に社員を出向させ、かつ、当社の元取締役が代表取締役を務める２社に対する金銭貸付）に充当していた。なお、当社は、上記２社による資金の使用目的を確認することなく当該貸付を行っており、また、当該４つのファンドの運用報告書には当該貸付の状況を記載していなかった。 更に、当社は、上記７つのファンドのうち１つのファンドについては、顧客からの出資金の一部を別のファンドの運用に充当していた。 当社が行った上記の行為は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ⑵　無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況 特例業務については、１名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件とされている。 当社は、今回の検査対象期間中（平成 22 年４月～同 25 年１月）、10 のファンド（以下「本件 10 ファンド」という。）の営業者として、出資持分の私募（取得勧誘）を行っている。 本件 10 ファンドに、唯一の適格機関投資家として出資しているのは、甲投資事業有限責任組合（以下「甲組合」とい	行政処分日 平成 26 年６月 25 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年６月 25 日から平成 26 年８月 24 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を把握し、報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		う。）であるが、甲組合の業務執行は、当社が行っている。 　このため、当社は、本件 10 ファンドの営業者であるとともに、甲組合の業務執行者でもあることから、甲組合からの本件 10 ファンドに対する出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められない。 　したがって、当社が行った本件 10 ファンドの出資持分の私募（取得勧誘）は、特例業務の要件を満たさないものと認められる。 　当社が特例業務の要件を満たすことなく行った本件 10 ファンドの出資持分の私募（取得勧誘）は、金商法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、１ヶ月以内に書面で報告すること。
8	26.6.17	【株式会社ライフスタイルインベストメント(関東)】 ※会社勧告 ○　無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為 　当社は、海外の不動産への投資で利益をあげることを目的とする外国法人の代表者から要請を受け、平成 24 年 12 月から同 25 年６月までの間、当社が開催するセミナーに参加した投資者に対し、当該法人が発行する株式（以下「本件株式」という。）の商品内容、リスク等の説明を行ったうえ、本件株式の取得の申込手続きを支援し、本件株式の発行者のために 78 名の投資者との取得契約を成立させ、当該契約の締結件数に応じた報酬を受領している。 　上記の当社の行為は、本件株式の募集の取扱いに該当すると認められる。 　また、当社は、本件株式の募集の取扱いに関し、平成 24 年 12 月から同 25 年６月までの間、62 名の投資者から、本件株式の取得資金として、約 167 百万円の金銭の預託を受けている。 　当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業（同項第１号及び第５号に掲げる行為を業として行うこと）に該当し、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 　平成 26 年６月 25 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年６月 25 日から平成 26 年９月 24 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①当社が取得勧誘を行った株式について、取扱い状況（顧客属性、株式名、投資金額及び現在の評価額）を至急把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、１ヶ月以内に書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	26．7．3	【ジースリー株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 ⑴　業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 ア　無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為 当社及び当社の代表取締役であるＡ（以下「Ａ社長」という。）は、平成 22 年１月頃から同 23 年 11 月頃までの間、Ｂ及び株式会社Ｇｒａｎｔ（以下「Ｇｒａｎｔ社」という。Ｂは、同社の会長を自称している。）の代表取締役であるＣ（Ｂ、Ａ社長及びＣの３名を以下「Ｂら」という。）とともに、多数の金融商品取引業の登録を受けていない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）及びＢらが実質支配する海外法人等が営業者となり組成・運用するファンド（以下「自製ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている状況が認められた。また、平成 23 年 12 月頃以降は、Ｇｒａｎｔ社による同社自ら又は無登録代理店を利用した海外ファンドの取得勧誘行為に加担している状況が認められた。 イ　自製ファンドの取得勧誘行為に係る問題点 当社における自製ファンドの勧誘状況等を検証したところ、上記アのとおり、無登録代理店を利用して取得勧誘を行っていた事実のほか、以下のとおり、外国為替証拠金取引、日経 225 先物取引等による運用を目的とするファンド（以下「自製ファンドＡ」という。）、金鉱山を所有する外国企業の未公開株に投資するファンド（以下「自製ファンドＢ」という。）及びバッテリー関連事業等を行う外国企業の事業に投資するファンド(以下「自製ファンドＣ」という。）について、問題点が認められた。 (ア)　自製ファンドＡ ａ　自製ファンドＡは、Ａ社長が株主及び取締役となっている海外法人（取締役については、平成 22 年 12 月にＢに交代）Ｇｒａｎｄ　Ｃｉｔｙ　Ａｓｉａ　Ｐａｃｉｆｉｃ　Ｌｉｍｉｔｅｄ（以下「ＧＣＡＰ社」という。）を営業者とするものであるところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成 22 年１月から同 23 年 10 月までの間に、顧客延べ 863 名から約 19 億円の出資金を集めた。なお、ＧＣＡＰ社は、金融商品取引業の登録を受けることなく、これらの出資金を外国為替証拠金取引等で運用していた。 ｂ　遅くとも平成 22 年３月以降、当該ファンドにおいては、事業内容を詳細に把握しないまま、外国におけるごみ処理事業やカジノ顧客への貸付事業、自製ファンドＣへの出資等、匿名組合契約に定める事業目的以外の事業に投資しているところ、当社は、Ａ社長がＧＣＡＰ社の株主及び取締役であることから、当然にこうした状況を認識していたにもかかわらず、その後も漫然と当該ファンドの取得勧誘を継続していた。 (イ)　自製ファンドＢ ａ　自製ファンドＢは、Ｂが実質的に所有する海外法人Ｎｏ．１　Ｌｉｍｉｔｅｄ（以下「Ｎｏ．１社」という。）を営業者とするものであるところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成 23 年９月頃から１か月余りの間に、顧客延べ 83 名から約２億 4,000 万円の出資金を集めた。なお、Ｎｏ．１社は、金融商品取引業の登録を受けることなく、これらの出資金を未公開株で運用していた。 ｂ　Ａ社長は、当該ファンドの出資金は、海外ファンドに係る顧客の拠出金額に応じて海外の第一次販売代理店から支払われる販売手数料を受領するためのＮｏ．１　Ｌｉｍｉｔｅｄ名義の銀行口座において、当該販売手数料と区別されることなく管理されていた上、出資金を現金で預かった場合には、当社の金庫に入れて匿名組合契約上の投資目的以外の用途に使用することもあったとしている。また、出資金の大半をＢら	行政処分日 平成 26 年７月３日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 1928 号の登録を取消す。 業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、当該ファンドを取得した全ての出資者を把握し、当該出資者に対し、行政処分の事実及び処分理由について説明を行うこと。 ②ファンドの出資者に対し、ファンド財産の運用・管理状況等の説明に努め、出資者の意向も踏まえて必要な対応を行うこと。 ③出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
9 つづき		は自製ファンドＡの解約払戻金や当社の経費に充て、匿名組合契約上の投資対象である未公開株式への投資には、手元に残った数千万円のみを充てたとしている。 （ウ）　自製ファンドＣ ａ　自製ファンドＣは、Ａ社長が代表社員兼職務執行社員を務める合同会社ジースリーを営業者としているところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成 22 年 10 月から同 23 年１月までの間に、顧客延べ 159 名から約２億 7,000 万円の出資金を集めた。 ｂ　当社は、自製ファンドＣの投資対象となる外国企業を決定するに当たり、その事業内容や財務状況等に係る資料を確認せず、事業計画等の分析も行っていなかったところ、当該ファンドの勧誘パンフレットに合理的な根拠のない配当利回り等を記載し、これを利用して、当社が主催するセミナーにおいて取得勧誘を行っていた。 ｃ　さらに、当社は、当該ファンドについては、実際には顧客からの出資金のほか、自製ファンドＡからその匿名組合契約上の投資目的以外の投資の一部として 50 万ＵＳドルが出資されたのみで、出資額は募集目標である５億円に達していなかったにもかかわらず、これが顧客に知られて匿名組合契約が解除されることを恐れ、「海外投資家が 300 万ＵＳドルを追加出資した」旨を記載した虚偽の報告書を顧客に送付していた。 当社が上記ア及びイに記載の行為を行っている状況は、金商法第 52 条第１項第９号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。また、上記イ（ウ）ｂに記載の行為は、金商法第 38 条第１号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」にも該当するものと認められる。 ⑵　無登録業者に対する名義貸し 当社は、平成 22 年５月から同 23 年２月までの間、株式会社オーバル（金融商品取引業の登録はない。）との合意のもと、同社の社員及びその傘下の無登録代理店（あわせて個人９名）に対し、当社の商号等が記載された名刺を使用させるなど、当社の名義において海外ファンド等の取得勧誘を行わせていた。 当社による上記の行為は、金商法第 36 条の３（名義貸しの禁止）に違反するものと認められる。 ⑶　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 Ａ社長は、Ｇｒａｎｔ社や無登録代理店が海外ファンドの取得勧誘をすることは違法であると認識していたにもかかわらず、上記⑴アのとおり、平成 23 年 12 月頃以降、同社による違法行為に加担している状況が認められた。 また、Ａ社長は、外国の不動産を対象としたランドバンキング事業への投資を行う海外法人の社債及び株式の取得勧誘を行い、平成 24 年７月から同 25 年 11 月までの間、顧客６名から合計約 3,000 万円の出資金を集めた。Ａ社長は、当社が無登録の第一種金融商品取引業で行政処分を受けることを回避するため、個人として、当該社債及び株式の発行者との間で販売代理店契約を締結していたものであり、代表者が自ら違法行為を行っていたものと認められる。 さらに、当社にはＡ社長を含め役職員２名が在籍しているものの、そのうち１名は大阪市所在のＧｒａｎｔ社に勤務しているため、当社における勤務実態はなく、実質的にＡ社長以外の役職員が存在しない状況であると認められる。 上記の状況から、当社は、金商法第 29 条の４第１項第１号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このよう	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		な当社の状況は、金商法第 52 条第１項第１号に該当するものと認められる。	
10	26．8．1	【株式会社コンサルティング・アルファ(証券監視委)】 ※会社勧告 ○　無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況 当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、前回検査基準日（平成 23 年５月 18 日）から今回検査基準日（同 26 年２月 25 日）までの間（以下「対象期間」という。）、外国の者の発行する証券又は証書で株券又は社債券の性質を有するものに表示されるべき権利（以下「海外ファンド」という。）の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められた。 具体的には、当社は、平成 10 年頃から運営していた会員制投資情報提供ウェブサイトへの海外ファンドに係る概要説明の掲載及び海外ファンドの購入を希望する会員向けに行う取得申込手続に係るサポート業務（以下「海外ファンド取得支援業務」という。）を行っており、同 23 年４月には海外ファンド取得支援業務を資産ナビ株式会社（以下「資産ナビ社」という。）に移管させ、対象期間において、同社の会員（26 顧客）に対し、海外ファンドを延べ 29 件取得させていた。 しかしながら、資産ナビ社の代表取締役は、当社代表取締役が兼務しており、また、海外ファンド取得支援業務の運営は、従前どおり当社役職員が行っていること等から、移管の前後において、海外ファンド取得支援業務を遂行する態勢に変更はなく、当社が、資産ナビ社の名を用いて実質的に海外ファンド取得支援業務を行っているものと認められる。その上で、資産ナビ社は、海外ファンドの販売会社等との間の契約に基づき、同社の会員による海外ファンドの取得額に応じた報酬を当該販売会社等から受領していた。 以上のことから、当社は、資産ナビ社の名を用いて海外ファンドの発行者のために有価証券を顧客に取得させる意図又は目的をもって当該有価証券の商品内容等を説明し、また、海外ファンドの販売会社等との間で契約を締結した上で、当該販売会社等から海外ファンドへの投資額に応じた報酬を受領しており、当社が行った一連の行為は、投資助言の範囲にとどまらず、有価証券の募集又は私募の取扱いに該当するものと認められる。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年８月８日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年８月８日から平成 26 年 11 月７日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応などの投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③当社が関与した全ての海外ファンドについて、取扱い状況（顧客属性、海外ファンドの名称、投資金額）を至急把握すること。 ④本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記①から④について、１ヶ月以内に書面で報告すること。
11	26．8．29	【ＦＸコーポレーション株式会社(関東)】 ※会社勧告 ○　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 当社は、平成 26 年２月３日以降、現預金勘定に 47 百万円を計上しているものの、同日以降検査基準日（同年７月８日）に至るまで、当社において、47 百万円に相当する現預金は確認されていない。 これにより、当社は、遅くとも平成 26 年３月末以降、純財産額が金商法第 29 条の４第１項第５号ロに基づく金商法施行令第 15 条の９第１項に定める金額（50 百万円。以下「法定額」という。）に満たない状況となっており、また、自己	行政処分日 平成 26 年９月５日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成 26 年９月５日から 12 月４日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理等当局が

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		資本規制比率が 140%（同年６月末以降は 120%）を下回る状況となっている。 しかしながら、当社は、純財産額が法定額に満たないことについて、当局から処分されることを恐れ、必要な会計処理を行わなかったほか、金商法第 50 条第１項第８号に基づく金商業等府令第 199 条第 11 号イに掲げる場合（純財産額が法定額に満たなくなった場合）の届出を行っていなかった。 また、当社は、純財産額が法定額に満たない事実を隠蔽するために、金商法第 46 条の６第１項に基づく月次の自己資本規制比率の届出に際し、平成 26 年２月末以降、虚偽の純財産額等を基に同比率を算出し、当局に届け出ていた。さらに、当社は、自己資本規制比率が、平成 26 年３月末から検査基準日までの間、140%を下回っている状況にあるにもかかわらず、金商法第 46 条の６第１項に基づく金商業等府令第 179 条第１項第１号に掲げる場合（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）の届出を行っていなかった。 以上のとおり、当社の純財産額が法定額に満たない状況は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第 52 条第１項第３号（金商法第 29 条の４第１項第５号ロ（純財産額が法定額に満たない者）に該当することとなったとき）に該当するものと認められる。また、当社は、純財産額が法定額に満たなくなった場合（金商法第 50 条第１項第８号に基づく金商業等府令第 199 条第 11 号イに掲げる場合）に該当するにもかかわらず、必要とされる届出を行っておらず、金商法第 50 条第１項に違反するものと認められる。 さらに、当社が虚偽の自己資本規制比率を当局に届け出たこと及び当社の自己資本規制比率が 140%を下回っている場合（金商法第 46 条の６第１項に基づく金商業等府令第 179 条第１項第１号に掲げる場合）に該当するにもかかわらず、必要とされる届出を行っていないことは、金商法第 46 条の６第１項に違反するものと認められる。また、当社の自己資本規制比率が 120%を下回っている状況は、金商法第 46 条の６第２項に違反するものと認められる。	個別に承認したものを除く。）を停止すること。 業務改善命令 ①純財産額を 50 百万円以上、自己資本規制比率を 120%以上に回復させるための方策を策定すること。 ②本件処分に係る責任の所在を明確にすること。 ③本件処分の内容について、顧客に対し十分な説明を行うこと。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成 26 年９月 19 日までに書面で報告すること。
12	26. 9. 26	【株式会社財コンサルティング(近畿)】 ※会社勧告 ○　外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為 当社は、外務員の登録を受けた者でなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人８名に、遅くとも平成 23 年 10 月以降、各人それぞれ一定期間、所属金融商品取引業者が取り扱う投資信託の取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。 当社が行った上記の行為は、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第２項に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 10 月３日 会社に対する処分 業務改善命令 ①本件法令違反に係る原因を究明し、役職員による法令遵守を徹底させることを含む実効性のある再発防止策を策定すること。 ②本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ③上記①、②について、その対応・実施状況を１ヶ月以内に書面で報告すること。 また、①については、その実施状況を、当分の間３ヶ月ごとに書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13	26.10.17	【株式会社リアルキャピタルマネジメント(関東)】 ※会社勧告 ○　不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等 ⑴　適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為 当社は、23 の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者（以下「特例業務届出希望者」という。）から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のＡ証券の代理人と称する 045fund 合同会社（以下「045fund 社」という。）に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。 そして、当該ファンドには 045fund 社から出資が行われた。 しかしながら、実際には、当社及び 045fund 社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、045fund 社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。 このスキームは、当社及び 045fund 社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。 当社において上記の行為が行われている状況は、金商法第 52 条第１項第９号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 ⑵　自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況（名義貸し） 当社は、平成 24 年４月１日から同年７月 13 日までの間に、クリーンコントロールベトナム合同会社（以下「クリーン社」という。）が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、クリーン社に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。 当社における上記の行為は、金商法第 36 条の３（名義貸しの禁止）に違反するものと認められる。 ⑶　法定書面の未交付等 当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況（※法定書面の未交付等の法令違反の該当法令は別添参照）となっている。 ⑷　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等 当社の業務の多くは、代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当社代表取締役が行った上記⑴ないし⑶記載の業務において法令違反等の問題が認められ、当社はこれらの業務によって、営業収益のほとんどを上げている。 したがって、当社代表取締役は、業務運営に当たり、法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められる。 当社における上記の状況は、金商法第 29 条の４第１項第１号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第 52 条第１項第１号に該当するものと認められる。 （別添記載内容） ※　法定書面の未交付等	行政処分日 平成 26 年 10 月 24 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 1143 号の登録を取消す。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した適格機関投資家等特例業務届出者を全て把握し、当該届出者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②当該届出者に対し、当該届出者が運営するファンドの出資者に当社の行政処分の事実のうち「適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為」について説明を行わせる等、投資家保護のために万全の方策をとること。 ③現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
13 つづき		ア　政令で定める使用人の変更届出の未済（金商法第 31 条第１項に違反） イ　契約締結前交付書面の未交付等（金商法第 37 条の３第１項に違反） ウ　契約締結時交付書面の未交付等（金商法第 37 条の４第１項に違反） エ　業務に関する帳簿書類（投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面）の未作成（金商法第 47 条に違反） オ　事業報告書の記載不備（金商法第 47 条の２に違反）	
14	26.12. 9	【株式会社ＮＥＸＴ　ＴＲＵＳＴ（関東）】 ※会社勧告 ○　名義貸し 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社グランター（以下「グランター社」という。）に対し、グランター社がその関連会社であるＰＢ　ＥＤＧＥ　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ（以下「ＰＢ」という。）と顧客との間における投資一任契約の締結の媒介を行うに際して、当社の名義を使用することを許諾した。 これを受け、グランター社は、自らが開催したセミナーにおいて、少なくとも平成 25 年９月頃から同 26 年１月頃までの間、当社名義によりＰＢと顧客との間における投資一任契約の締結の媒介を反復継続して行うことにより、投資助言・代理業を行った。その結果、少なくとも 171 名の顧客がＰＢとの間で投資一任契約を締結した。 当社が行った行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第 36 条の３に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 12 月 16 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 12 月 16 日から平成 27 年３月 15 日まで停止すること。 <u>業務改善命令</u> ①自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言・代理業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。 ②名義貸しによる顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、具体的な改善策を１ヶ月以内に提出すること。
15	27．3．6	【日本産業復興基金株式会社（関東）】 ※会社勧告 ⑴　不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 当社は、Ｘ監査役（平成 17 年３月の設立時から同 26 年９月までの間、代表取締役。）の下、設立時以降、貸借対照表に資本金 1,000 万円を計上するとともに、一定額の架空の現金を計上し続け、同 21 年２月期の貸借対照表においては、「現金及び預金」の額として約 921 万円を計上していたが、実際に保有していたのは預金残高として計上した約 216 万円であり、差額の約 705 万円については架空の金額となっていた。	行政処分日 平成 27 年３月 13 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 2281 号の登録を取消す。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
15 つづき		こうした中、当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付すべき最終の貸借対照表（平成 21 年２月期）において、「現金及び預金」の額が虚偽の金額であることを認識しながらこれを記載し、登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、同 21 年 11 月 16 日付けで第二種金融商品取引業の登録を受けたものである。 当社が行った上記の行為は、金商法第 29 条の４第１項柱書きに規定する「登録申請書に添付すべき書類に虚偽の記載があるとき」に該当するものと認められる。このような当社の状況は、金商法第 52 条第１項第５号に規定する「不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき」に該当するものと認められる。 ⑵　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社は、第二種金融商品取引業を行うに当たり当該業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していなければならないところ、実質的に一人で業務を行っているＸ監査役は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な整備を怠っている。その結果、当社は、上記⑴のとおり、不正の手段により金融商品取引業の登録を受けたほか、上記⑴と同様に「現金及び預金」等の額に虚偽の金額を記載した貸借対照表を含む事業報告書を関東財務局長宛てに提出している。 また、当社が当社ウェブサイトで本店所在地と表示している事務所には、当社以外の複数社が入居しており、当社の役員又は使用人を常駐させておらず、当社ウェブサイト等に記載している電話番号に架電をしても応対しない状況が継続し、顧客等は当社との連絡が取れない状況となっている。 さらに、当社は、当社の使用人以外の者で、金融商品取引業の登録を受けていない者に対し、ファンドの出資持分に係る取得勧誘を行わせている。 当社の上記の状況は、金商法第 29 条の４第１項第１号ニに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第 52 条第１項第１号に該当するものと認められる。 さらに、当社が虚偽の金額を記載した貸借対照表を含む事業報告書を関東財務局長宛てに提出する行為は、金商法第 47 条の２に違反するものと認められる。	全てのファンド（以下「ファンド」という。）について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果及び証券検査の結果に基づく勧告

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	26．6．13	【むさし証券株式会社(証券監視委及び関東)】 ※⑴は会社勧告及び役職員勧告、⑵は会社勧告 ⑴　自己売買による相場操縦行為 当社は、同社契約ディーラーとして同社ディーリング業務に従事していたＡディーラーにおいて、同社の業務に関し、株式会社東京証券取引所（当時。以下「東証」という。）に上場されていたＴＯＰＩＸ先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年７月 29 日から同月 31 日まで及び同年９月９日から同月 11 日までの間、合計６取引日にわたり、上記取引所において、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 2016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2016 単位を売り付けるとともに、同先物合計４万 3554 単位の買い注文及び合計４万 4889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記取引所における上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みを行った。 上記の行為は、金商法第 159 条第２項第１号に掲げる行為に該当するものと認められる。 ⑵　株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況 当社は、内規上、当社の自己勘定による取引（以下「自己売買」という。）における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、売買審査課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っていなかった。また、同課課長は自己売買の審査をディーリング部長に任せていたとしているが、同部長も、株券に係る市場デリバティブ取引における不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。 こうした中、当社は、Ａディーラーの約定させる意思がない注文の発注等について、東証から平成 25 年７月 31 日に注意を受け、Ａディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引における不公正取引の売買管理システムによる抽出を開始したが、不公正取引に係る検証は依然として不十分であり、Ａディーラーによる同年９月９日から 11 日までの上記不公正取引を看過するなど、売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っていなかった。 また、当社はその後、東証から平成 25 年 10 月１日に２度目の注意を受けたものの、本来の担当である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は引き続き継続していた。 更に、内部管理統括責任者である当社副社長は、当社の売買審査の人員が不足している状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、東証による上記２度の注意を受けても、適切な態勢整備は行われていなかった。 上記のとおり、当社の株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢には不備が認められ、このような当社の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、金商法第 51 条に基づく業務改善命令を発出することができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年６月 20 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 26 年６月 23 日から平成 26 年７月４日までの間、自己の計算による株券に係る市場デリバティブ取引の売買業務（当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。 業務改善命令 ①取引の公正を確保するための必要な人員配置や検証データ整備などを含め、売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。 ②全役職員に対して法令遵守の徹底を図るための措置を講じること。 ③本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を１ヶ月以内に書面で報告すること。 外務員に対する処分 ○職務停止 13 週間

※根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	26．4．11	【株式会社アール・オー・イー(証券監視委)】 当社は、自らを営業者とし、主に外国為替証拠金取引等に対する投資を行うとする匿名組合であるファンド（以下「本件ファンド」という。）を組成し、顧客に対して、本件ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。 そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、適格機関投資家等特例業務の届出を行った平成 24 年８月から、本件ファンドの取得勧誘を行っているところ、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。 ア　勧誘資料における虚偽の説明 当社は、勧誘資料中の本件ファンドの運用に係る説明として、外国為替証拠金取引、上場株式及び日経 225 先物取引の売買システムが 24 時間フルタイムで完全自動運転する旨を記載している。 しかしながら、当社に外国為替証拠金取引等に係る売買システムなるものは存在せず、当社は、一部期間を除き、外国為替証拠金取引等による運用を行っていない。 イ　契約締結前交付書面における虚偽の説明 当社は、契約締結前交付書面において、本件ファンドについて、出資金を当社の固有財産を保管する銀行口座とは別の預り金口座としての銀行預金口座に預金し、分別管理するなどとしている。 しかしながら、実際には、当社は、本件ファンドの取得勧誘を開始した平成 24 年８月以降、同一の当社名義預金口座で、当社固有財産と出資金を管理しており、分別管理をしていない。 当社の上記行為は、金商法第 63 条第４項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第１号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 ⑵　投資者保護上問題が認められる状況 ア　出資金の流用等 当社は、本件ファンドに係る出資金について、外国為替証拠金取引等で運用を行うとしていた。 しかしながら、当社は、本件ファンドに係る出資金を当社の社会保険料等の支払いに充てるなどして、本件ファンドに係る出資金を運用に充てていない状況が認められた。 また、当社は、本件ファンドに係る出資金及び配当金を現金により授受したとしているが、出資及び配当の事実を確認できる書類等の記録を保管しておらず、出資金や配当金の受渡しの管理を行っていない。 なお、当社は、こうした状況にもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続している。 イ　業務運営が著しく杜撰な状況 当社は、当社と雇用関係にない者に委託し、本件ファンドに係る業務を行わせていることから、勧誘した顧客及びその人数等を正確に把握しておらず、顧客管理台帳も作成していない。 更に、当社は運用開始以来、運用報告書を作成していない。 上記のとおり、当社は、本件ファンドに係る出資金を当社の経費として流用しているにもかかわらず、本件ファンドの	警告書発出日 平成26年４月11日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1 つづき		取得勧誘を継続しており、また、当社の本件ファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあり、こうした当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められる。	
2	26.4.11	【アジア投資株式会社(証券監視委)】 当社は、自らを営業者とし、主に外国優良企業等に対する事業投資を行うとする匿名組合である４つのファンド（以下「本件ファンド」という。）を組成し、顧客に対して、本件ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っていたとしている。 そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、投資者保護上問題と認められる状況が判明した。 ⑴　運用実態の把握が極めて杜撰な状況 当社は、本件ファンドの勧誘資料に複数の運用委託契約先を記載しており、これらの運用委託契約先のうち外国法人１社が破綻したことを理由に解散し、清算手続に入ったとしている。 しかしながら、当社は、運用委託契約先における資金の運用状況について一切把握しておらず、具体的にどの運用委託先が破綻したのかも明らかになっていない。 また、当社は、運用委託契約先への多額の出資金の受渡しについて、関係者に現金による手渡しで行ったとしているが、その実態は一切不明である。 更に、当社は、清算業務を行うに当たって確認すべき本件ファンドの運用の状況も把握していない。 ⑵　出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況 当社は、本件ファンドに対する全出資者分の匿名組合契約書を保管しておらず、本件ファンドに係る出資残高を検証できる資料も保管していないなど、出資者の出資状況を把握できる客観的資料を欠いている状況にある。 ⑶　不適切な勧誘行為 当社は、本件ファンドのうち、２つのファンドにおける契約締結前交付書面において、各出資者からの出資金の振込先として、当社があらかじめ指定する個人名義の預金口座を記載していた。 しかしながら、当社は、当該預金口座が銀行によって平成24 年９月に強制解約とされていたにもかかわらず、強制解約以降、同 25 年４月頃までの間、契約締結前交付書面において当該預金口座を出資金の振込先と記載したまま、取得勧誘を行い、匿名組合契約を締結していた。当社は、当該匿名組合契約を締結した者からの出資金を現金で受領したとしているが、その実態は一切不明である。 なお、今回臨店検査では、出資者の匿名組合契約書、運用委託契約先との契約書等の存在が確認できず、業務の詳細な検証が困難である状況が認められた。 当社の上記の業務の運営状況は、投資者保護上極めて問題があると認められる。	警告書発出日 平成26年４月11日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
3	26.4.15	【アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスＣＸ及び株式会社ジー・クエスト(関東)】 アルファ・メディア株式会社（同社を営業者とする匿名組合を以下「Ａファンド」という。）、株式会社インテレスＣＸ（同社を営業者とする匿名組合を以下「Ｂファンド」という。）及び株式会社ジー・クエスト（同社を営業者とする匿名組合を以下「Ｃファンド」という。）（いずれも適格機関投資家等特例業務届出者。（以下「特例業務届出者」といい、３社を総称して「本件３社」という。））は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合であるＡファンド、Ｂファンド及びＣファンド（以下「本件３ファンド」という。）の出資金の運用を行っている。 本件３ファンドの出資持分に係る私募の取扱いは、本件３社の取締役であるＸが代表取締役を兼務している株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント（第二種金融商品取引業	警告書発出日 平成26年４月22日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に本件３社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
3 つづき		者）が行っている。 こうした状況の中、本件３社の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 ⑴　投資者保護上問題がある行為 ア　出資金の流用 （ア）　アルファ・メディア株式会社 アルファ・メディア株式会社は、平成23年８月18日から同25年１月18日までの間にＡファンドに出資した顧客13名の出資金3,600万円のうち、少なくとも約1,600万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Ｂファンド及びＣファンドの口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金及び関連会社等の事務経費等に流用していた。 （イ）　株式会社インテレスＣＸ 株式会社インテレスＣＸは、平成23年７月12日から同25年５月24日までの間にＢファンドに出資した顧客３名の出資金2,400万円のうち、少なくとも約1,500万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Ａファンドの口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金及び同社の代表取締役が代表取締役等を兼務している関連会社等の事務経費等に流用していた。 （ウ）　株式会社ジー・クエスト 株式会社ジー・クエストは、平成25年１月21日から同年６月27日までの間にＣファンドに出資した顧客７名の出資金1,700万円のうち、少なくとも約1,600万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Ａファンド、Ｂファンド及び株式会社ジー・クエストの代表取締役個人の口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金、当該ファンドの特例業務届出者が発行している社債の利払い及び関連会社等の事務経費等に流用していた。 イ　虚偽の運用報告書の交付 本件３社は、それぞれ、自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、Ａファンドは平成23年９月末基準以降、Ｂファンド及びＣファンドは同22年11月末基準以降、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。 ウ　分配基準未達での配当 アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスＣＸは、匿名組合契約約款において、運用利益が一定の水準に達した場合に限り配当を行うと定めているが、運用で利益が出ておらず、当該利益水準に達していないにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、アルファ・メディア株式会社は全ての顧客に対し、株式会社インテレスＣＸは特定の顧客に対し、それぞれ配当を実施していた。 本件３社が行った上記ア～ウの行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 ⑵　報告徴取命令に対する虚偽報告 株式会社ジー・クエストは、関東財務局長が平成24年10月31日付で発出した、Ｃファンドの出資対象及び出資先の状況等に関する報告徴取命令に対し、同年11月13日付、同年12月５日付及び同月27日付で、出資対象は債券等であり、出資先は株式会社ジー・クエストの代表取締役が取締役を務める関連会社であるなどとする回答を記載した報告書及び当該出資を証する契約書等の写しを提出している。 しかしながら、株式会社ジー・クエストは、Ｃファンドについて平成24年５月以降、全く運用を行っていない状況であった。	

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
3 つづき		株式会社ジー・クエストが行った上記の行為は、金商法第63条第７項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。	
4	26．9．26	【渡邉　和彦(近畿)】 ⑴　無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う行為 ア　当該者は、平成20年４月１日以降、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく出資持分の取得勧誘を行い、また、投資運用業の登録を受けることなく出資金を外国為替証拠金取引等により運用していた。 イ　当該者は、平成22年10月、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務において、自らを営業者として、平成22年12月及び同23年８月にそれぞれ組成した２つの匿名組合（以下「本件匿名組合」という。）に係る出資金を外国為替証拠金取引により運用していた。 当該者は、本件匿名組合について、平成24年７月末日及び同年11月末日に適格機関投資家との間の本件匿名組合に係る契約をそれぞれ解消したにもかかわらず、同契約を解消した日の翌日以降、適格機関投資家からの出資を受けることなく、また、投資運用業の登録を受けることもなく運用を継続していた。 当該者が行った上記アに係る出資持分の取得勧誘は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に、上記ア及びイに係る出資金の運用は、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、当該者が同法第29条に基づく登録を受けることなく、業として上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 ⑵　虚偽の変更届出書の提出 当該者は、本件匿名組合について、適格機関投資家からの出資がなく特例業務の要件を欠いた後も運用を継続していた。しかしながら、当該者は、特例業務の要件を満たさなくなった事態の発覚を避けるため、本件匿名組合を解散したとする虚偽の特例業務に係る届出事項の変更届出書を平成24年11月及び同25年６月に近畿財務局長に提出していた。 当該者が行った上記の行為は、金商法第63条第３項に違反するものと認められる。	警告書発出日 平成26年９月26日 ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当該者の名称等を掲載し公表。
5	26.10.17	【クリーンコントロールベトナム合同会社(関東)】 当社は、平成24年２月から、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行っている（当社の業務執行については、当社の会長と称するＸが、その実質的な代表者として、指示、決定、統括している。）。 ⑴　第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、１名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。 当社は、本件ファンドに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、海外のＡ証券としていた。 しかしながら、当社は、実際には、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、Ａ証券を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第１項第１号に規定する特例業務の要件を充足していない。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	警告書発出日 平成26年10月24日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5 つづき		⑵　金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘 当社は、平成24年４月１日から同年７月13日までの間に、株式会社リアルキャピタルマネジメント（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者。以下「リアル社」という。）との合意のもと、リアル社の名義を用いて、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。 ⑶　出資金の流用 当社は、平成24年２月９日から同年10月27日までの間に本件ファンドに出資した顧客13名の出資金約2,200万円のうち、少なくとも約1,200万円を匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。 当社が行った上記⑵及び⑶の行為は、投資者保護上問題があると認められる。	
6	26.12.17	【株式会社ウィンヴォル外３社(証券監視委)】 株式会社ウィンヴォル（以下「当社」という。）、ウィンヴォル・ステーション合同会社、ウィンヴォル・ドリーム合同会社及びウィンヴォル・ファルコン合同会社（以下、各合同会社を併せて「合同会社３社」といい、当社と合同会社３社を併せて「当社外３社」という。）は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合型ファンド（以下単に「ファンド」という。）の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。 合同会社３社を営業者とするファンドの出資金は、当社への貸付け又は当社発行の社債購入による運用という形式を通じて当社に集約され、当社を営業者とするファンドの出資金とともに未公開株式等の投資に充てるとされている。 なお、合同会社３社は当社代表取締役のＸの支配下にあると認められる。 そのような中、当社外３社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　出資金の流用等 上記ファンドにおいては、当社による十分な運用収益が生じていなかったところ、出資金の元本を取り崩して分配金の支払いが行われていた。このような状況において、当社は、満期を迎えたファンドに係る出資金全額を、元本を取り崩して支払った分配金相当額を控除することなく償還しており、当社に集約された未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金の一部に流用していた。 このほか、当社は、営業損益が赤字となっている状況において、当社に集約された未償還ファンドの出資金を販売管理費等に流用していた。 なお、当社が作成した決算報告書（第５期）に記載の貸借対照表によれば、平成26年５月末現在、当社は債務超過状態にある。 ⑵　不適切な勧誘行為 当社外３社は、上記⑴の状況下にありながらも、ファンドの取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めている。 当社は、未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金や販売管理費等に流用していた上、当社外３社はそのような状況の中でも取得勧誘を継続しており、こうした状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	警告書発出日 平成26年12月17日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に本件４社の名称等を掲載し公表。
7	27.１.16	【ＫＳＧ　ＲＥＳＯＵＲＣＥ株式会社(関東)】 当社は、平成25年４月19日から、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とし、金の現物取引に事業投資を行うとする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行っている。	警告書発出日 平成27年１月16日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
7 つづき		⑴　第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、１名以上の適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされている。 しかしながら、当社は、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第１項第１号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 ⑵　投資者保護上問題が認められる状況 当社は、顧客に対して契約前に交付した書面において、本件ファンド資金を当社（営業者）の固有の財産と分別して管理するとしている。 しかしながら、本件ファンド資金の管理口座には、当社グループ会社が借り入れた金銭等が混在し、本件ファンド資金を判別できない状態にある。 また、当社は、本件ファンド資金の運用状況を把握していない。 上記のとおり、当社における本件ファンド資金の管理は、極めて不透明で杜撰なものと認められ、このような行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。	「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
8	27．1．23	【株式会社エークシト(関東)】 当社は、平成26年２月３日から、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とし、主に国内上場株式を投資対象とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 ⑴　第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業 特例業務については、１名以上の適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされている。 しかしながら、当社は、平成26年２月３日から同年６月26日までの間、本件ファンドにおいて、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該期間における本件ファンドの出資持分の取得勧誘及び出資金の運用は、金商法第63条第１項第１号及び第２号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。 したがって、平成26年２月３日から同年６月26日までの間、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 ⑵　投資者保護上問題が認められる状況 当社は、平成26年２月３日から同年10月８日までの間に本件ファンドに出資した顧客20名の出資金約１億2,000万円のうち、約5,000万円を匿名組合契約で定められた投資等の用途に充てることなく、当社の職員給与等の経費等に流用していた。 当社が行った上記行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。	警告書発出日 平成27年１月23日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
9	27．1．30	【株式会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒｅｎｇｔｈ(東海)】 当社は、平成24年11月から同26年７月までの間、適格機関投	警告書発出日 平成27年１月30日 ・東海財務局におい

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
9 つづき		資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、匿名組合型ファンドⅠ（以下「ファンドⅠ」という。）及び同II（以下「ファンドII」といい、ファンドⅠと合せて「本件ファンド」という。）の取得勧誘を行っていた（当社の業務執行については、代表取締役Ａ及び専務取締役Ｂが、指示、決定、統括している。）。 当社の主張等によれば、本件ファンドの投資対象は、米国事業会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒａｔｅｇｉｅｓ，ＬＬＣ（以下「米MMS社」という。）に対する「信用供与のサポート事業」であり、米MMS社によって米国の銀行に開設されたファンド名義の口座（以下「ファンド口座」という。）へ出資金を送金するだけで、米MMS社から高額の手数料報酬を受領できるとのことである。その具体的内容は、以下のとおりとされている。 イ　当社は米MMS社との間で資産運用に関する「ＥＸＣＬＵＳＩＶＥ　ＰＲＩＶＡＴＥ　ＰＲＯＧＲＡＭ」という名称の契約（以下「ＥＰＰ契約」という。）を締結し、同契約に基づき、米MMS社は米国の銀行にファンド口座を開設する。 ロ　当社は、募集した出資金をファンド口座に送金する。 ハ　米国の銀行と米MMS社間の合意に基づき、ファンド口座の残高相当額のクレジットラインが米MMS社口座（トレーディングアカウント）に対して設定され、口座残高相当額が米MMS社口座に信用供与される。 ニ　クレジットラインの設定に伴い、ファンド口座は米国の銀行によって封鎖（ブロック）され、かつ、担保にも供されない状態に置かれる。 ホ　米MMS社は、米国の銀行から信用供与を受け、資産運用の極秘プログラムである「ＥＸＣＬＵＳＩＶＥ　ＰＲＩＶＡＴＥ　ＰＲＯＧＲＡＭ」によりデリバティブ等による運用を行うが、当社に対しては、当該運用の成績に関係なく、ＥＰＰ契約に基づき、ファンド口座残高の40％をクレジットライン開設のための手数料報酬として支払う（２月、５月、８月及び11月に１年分の報酬が分割して支払われる。）。 ヘ　当社は、米MMS社から受領した手数料報酬の50％（すなわちファンド口座残高の20％）を上限に出資者へ配当し、残りを営業報酬として取得する。 そして、当社は、平成24年11月頃から同26年７月頃までの間に、延べ65名の顧客に対し、総額約５億3,000万円のファンド持分を取得させている（ファンドⅠ：延べ33名、約３億5,000万円。ファンドII：延べ32名、約１億8,000万円。）。 そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ア　出資金の使途等に関する虚偽告知 当社は、本件ファンドに係る匿名組合契約の締結又はその勧誘に際し、出資金の使途等に関して、「本件ファンドの出資対象事業はクレジットライン開設への信用供与サポート事業である。出資金はその他の目的には使われない。」などと説明しているほか、本件ファンドの契約書にも「出資金は信用供与のサポート事業のためにのみ使う。」と明記している。 また、当社は、「出資金の送金先である米国の銀行に開設されたファンド口座は、同行によって１年間封鎖（ブロック）される。」などと説明しているほか、その旨を明記した契約締結前交付書面等を顧客に交付している。 しかしながら、ファンド口座に送金した出資金は、本件ファンドの手数料報酬の支払、同報酬とは別のＡ及びＢの各個人に対する金銭支払、米MMS社の関係先会社への振込出金、米MMS社関係者によるクレジットカード決済への支払等に充当されるなど、全く封鎖（ブロック）されておらず、信用供与サポート事業には充てられていなかった。 イ　配当金の支払に関する虚偽告知 当社は、配当金の支払に関して、「配当金は信用供与サ	て、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
9 つづき		ポート事業の成果の分配として、米ＭＭＳ社から当社へ支払われる手数料報酬から、当社によって支払われる。」などと説明しているほか、本件ファンドの契約書においても、「本件ファンドの収益は米ＭＭＳ社から支払われる手数料報酬である。」と明記している。 しかしながら、ファンド口座の内容は、上記ア記載のとおりであり、配当金の支払原資には、ファンド口座に送金された出資金が充てられていた。 当社によるファンドＩの出資持分に係る上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第４項・第38条第１号。なお、下記⑵の無登録営業に該当するファンドIIの出資持分に係る説明は、投資者保護上問題のある行為に該当する。）。 なお、当社は、ファンド口座は封鎖（ブロック）されておらず、出資金が信用供与サポート事業以外に使われていることなどの可能性が高いことを認識していたにもかかわらず、出資金が引き出されないようにするための適切な措置等を講じることなく漫然と出資者に対する取得勧誘を継続していたものである。 ⑵　第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、１名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。 当社は、ファンドIIに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、Ｘ投資事業有限責任組合としていた。 しかしながら、当社は、実際には、ファンドIIに係る特例業務の開始当初から、Ｘ投資事業有限責任組合を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、ファンドIIの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第１項第１号に規定する特例業務の要件を充足していない。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	
10	27.2.24	【株式会社ドアウェイブ(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とし、外国為替証拠金取引（以下「ＦＸ取引」という。）で運用を行うとする匿名組合型ファンド（以下「Ａファンド」という。）のほか、名称の異なる複数のファンド（以下、各ファンドの名称にかかわらず「Ｂファンド」という。）を組成し、顧客に対し、両ファンドの出資持分（以下、それぞれ「Ａファンド持分」、「Ｂファンド持分」という。）の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ア　Ａファンドの運用実績に係る虚偽告知 当社は、Ａファンドの出資金を運用していないか、又は運用しても継続的に運用利益を計上できていないにもかかわらず、Ａファンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「運用実績として年率20％相当の利益が出ている。」などと実態と異なる説明をしているほか、過去の運用実績として、勧誘資料の運用目標を上回るように架空の運用利回りが記載された書面を交付して実態と異なる説明をしている。 イ　Ａファンドの運用方法に係る虚偽告知 当社は、実際にはＦＸ取引だけでなく商品先物取引による運用も行うことを意図していたにもかかわらず、Ａファ	警告書発出日 平成27年２月24日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
10 つづき		ンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「運用方法はＦＸ取引である。」と実態と異なる説明をしている。 当社によるＡファンド持分に係る上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第４項・第38条第１号）。 ⑵　第二種金融商品取引業に係る無登録営業等 ア　第二種金融商品取引業に係る無登録営業 当社は、Ｂファンド持分の取得勧誘を行っているところ、Ｂファンドはいずれも適格機関投資家からの出資を受けておらず、当該取得勧誘は金商法第63条第１項第１号に規定する特例業務の要件を満たしていない。 イ　Ｂファンド持分の取得勧誘の際の虚偽説明 当社は、Ｂファンドが出資時に運用利益の分配率や出資金全額の償還が確定しているものではないにもかかわらず、Ｂファンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「年率40％から75％の利益分配が確実に受けられる。」、「出資金全額が確実に償還される。」などと実態と異なる説明をしている。 また、当社は、両ファンドに出資している顧客のうち、過去に金融商品取引で損害を受けたことのある顧客に対し、「債権者保護・保全機構に保証金を預ければ損害の一部が補てんされる。」などと架空の話を説明し、「当社が保証金を負担するので、保証金の一部相当額をＢファンドに出資してほしい。」と、Ｂファンド持分の取得勧誘を行っている。 当社が業として行った上記⑵アの行為は、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 また、当社が行った上記⑵イの行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。 ⑶　運用資産の杜撰な管理等 ア　出資金による配当金の支払い 当社は、顧客との間で、契約書又は口頭により、運用利益が生じない限り配当金の分配は行わない旨を合意しているにもかかわらず、両ファンドの運用を行っていない期間においても、顧客に対する配当を実施しており、同配当は両ファンドの出資金を原資として行われている。 イ　Ｂファンドの出資金の目的外使用 当社は、顧客に対し、「Ｂファンドの出資金はＦＸ取引により運用される。」と説明しているにもかかわらず、Ｂファンドの出資金を原資として第三者への多額の貸付けを行っており、出資金を目的外に使用している。 当社が行った上記⑶の行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	
11	27．3．3	【クエストキャピタルマネージメント有限会社(証券監視委)】 当社は、ＡＲ１有限責任事業組合（以下「ＡＲ１」という。）、ＡＲ２有限責任事業組合（以下「ＡＲ２」という。）及びＫＬＥＭ任意組合（以下「ＫＬＥＭ」といい、ＡＲ１及びＡＲ２と併せて「本件ファンド」という。）の業務執行組合員として、組合財産の運用、管理等を行っている。 しかしながら、当社は、平成25年10月に適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行った際、既に組合財産の運用、管理等を行っていた本件ファンドについて、その旨を全く記載しなかった。また、当社は、同26年７月の関東財務局長からの報告命令に対しても、本件ファンドにおいて多額の出資金を集めていたにもかかわらず、記載しない又は偽った金額を記載することにより虚偽の報告を行っている。	警告書発出日 平成 27 年３月３日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
11 つづき		そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 ⑴　第二種金融商品取引業に係る無登録営業 当社は、自身を営業者とするＡＲ１及びＫＬＥＭの各出資持分の取得勧誘を行っているところ、ＡＲ１及びＫＬＥＭはいずれも適格機関投資家からの出資を受けておらず、当該取得勧誘は金商法第63条第１項第１号に規定する特例業務の要件を充足していない。 当社が行った上記行為は、同法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 ⑵　投資者保護上問題が認められる状況 ア　無登録の者にファンドの取得勧誘を行わせている状況 当社は、金融商品取引業の登録を受けていないＡＲ２の一部の組合員等及びグローバルエコシス株式会社（東京都新宿区）と、「準業務執行組合員契約」と称する合意を締結した上（以下、ＡＲ２との間で、同合意を締結した組合員等を「準業務執行組合員等」という。）、準業務執行組合員等にＡＲ２の取得勧誘を行わせ、金銭を支払っている。 準業務執行組合員等が行った行為は、同法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 イ　出資金の流用等 当社は、ＡＲ２の出資金について、契約上定められた投資対象事業による運用をほとんど行っておらず、したがって、運用収益が発生していないため、契約上は分配を行わないものとされているにもかかわらず、ＡＲ２の組合員に対し、出資金を原資として、配当金を定期的に支払っているほか、準業務執行組合員等に対する金銭支払並びに他のファンドの組合員に対する配当金及び償還金に出資金を流用している。 ウ　組合員に対する虚偽の運用報告書の交付等 当社は、ＡＲ２の一部の組合員に対し、運用収益が発生しているという虚偽の内容を記載した運用報告書を交付しているほか、契約上定められた投資対象事業により出資金を運用している旨の虚偽の説明を行っている。 当社は、無登録の者にＡＲ２の取得勧誘を行わせているとともに、ＡＲ２の出資金を流用し、さらに組合員に虚偽の運用報告書を交付するなどしており、こうした状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	
12	27．3．20	【株式会社日本ヴェリタス（証券監視委）】 当社及び当社の業務の実質的管理者であるＡ（以下「Ａ社長」という。）は、平成23年１月頃から同26年７月頃までの間、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする３つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」という。）に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ233名から約５億円の出資を受けている。 なお、当社の各ファンドに出資した顧客の多くは、関連会社である株式会社ギフタージャパン（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者）が組成したファンドに移管されている。 今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。	警告書発出日 平成27年３月20日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
12 つづき		○　出資金の杜撰な管理等 　Ａ社長は、当社で一般投資家から集めた出資金を、株式会社ＪＢＳホールディングス（東京都中央区）に集約した上で、各ファンドでは顧客の配当を賄えるだけの運用益が出ていないにもかかわらず、出資金を原資として、分配上限額相当額（出資金額の１％相当額）を長期間顧客に支払い、また、残りの大部分を当社及び関連会社の役職員の給与等の経費の支払いやＡ社長への貸付けに充てるなど、出資金を極めて杜撰に管理している。 　また、当社は、顧客に対し、実際の運用率を上回る虚偽の運用率を記載した分配金支払通知書を交付している。 　当社における上記状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	

※　根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2)　課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

一連番号	勧告実施年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	26.4.22	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】ノジマ（東証ＪＡＳＤＡＱ） 【課徴金納付命令対象者】㈱ノジマとの契約締結者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱ノジマ（以下「ノジマ」という。）と法律顧問契約を締結していた者であるが、契約の履行に関し、ノジマの業務執行を決定する機関がノジマの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 19 日より前の同月 15 日、自己の計算において、ノジマ株式合計 2,000 株を売付価額合計 194 万 6,900 円で売り付けた。 【課徴金額】　39 万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるノジマの最も低い株価は、778 円であることから、 売付価額 1,946,900（※）－（778 円×2,000 株） ＝390,900 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、39 万円 （※）売付価額は、「970 円×100 株＋971 円×700 株＋972 円×300 株＋973 円×100 株＋975 円×200 株＋977 円×500 株＋978 円×100 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年４月 22 日 第１回審判期日（結審） 平成 26 年７月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年８月 21 日 なお、本件決定に対して、課徴金納付命令対象者は、平成 26 年９月 19 日に東京地方裁判所に取消し訴訟を提起している。
2	26.4.22	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の２第１項） 【銘柄名】三洋貿易（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、三洋貿易㈱株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　1,042 万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量）	審判手続開始決定日 平成 26 年４月 22 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年５月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　10,429,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、1,042 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、58,900 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 83,600 株に、違反行為開始時にその時の価格（715 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 107,700 株を加えた 191,300 株である。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 43,145,700 円（※２）－ 買付価額 42,113,500 円（※３）＝ 1,032,200 円 （※２）売付価額は、「717 円×1,000 株＋718 円×5,500 株＋719 円×3,500 株＋721 円×2,700 株＋723 円×4,800 株＋724 円×2,500 株＋725 円×1,000 株＋727 円×2,200 株＋729 円×2,400 株＋730 円×2,200 株＋732 円×2,000 株＋734 円×3,100 株＋739 円×2,000 株＋740 円×3,200 株＋741 円×2,000 株＋742 円×2,400 株＋743 円×5,400 株＋744 円×6,400 株＋746 円×2,100 株＋747 円×2,500 株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「715 円×58,900 株」の額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（715 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵　上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 132,400 株（191,300 株－58,900 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（798 円）に当該超える数量を乗じて得た額 105,655,200 円（798 円×132,400 株）－ 買付価額 96,258,400 円（※５）＝9,396,800 円 （※５）買付価額は、「709 円×100 株＋715 円×49,300 株＋716	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		円×600 株＋717 円×100 株＋718 円×1,800 株＋719 円×1,200 株＋720 円×2,000 株＋721 円×3,500 株＋722 円×3,000 株＋723 円×6,300 株＋724 円×4,500 株＋725 円×2,200 株＋726 円×200 株＋727 円×3,100 株＋728 円×1,300 株＋729 円×100 株＋730 円×300 株＋731 円×400 株＋732 円×3,600 株＋733 円×2,200 株＋734 円×4,300 株＋735 円×600 株＋736 円×100 株＋737 円×600 株＋738 円×1,000 株＋739 円×3,200 株＋740 円×5,400 株＋741 円×4,300 株＋742 円×3,200 株＋743 円×7,300 株＋744 円×6,700 株＋745 円×2,800 株＋746 円×4,200 株＋747 円×2,900 株」の合計額である。	
3	26.5.20	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】フライトシステムコンサルティング（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】㈱フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員 【違反行為の態様】 対象者は、ソフトバンクモバイル㈱（以下「ソフトバンクモバイル」という。）の社員であるが、㈱フライトシステムコンサルティング（以下「フライトシステムコンサルティング」という。）とソフトバンクモバイルとの売買契約の締結の交渉に関し、フライトシステムコンサルティングの業務執行を決定する機関が、新たに決済装置を発売することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年４月 11 日より前の同月 10 日、自己の計算において、フライトシステムコンサルティング株式合計 100 株を買付価額合計 179 万 9,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 137 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるフライトシステムコンサルティングの最も高い株価は、31,700 円であることから、 （31,700 円×100 株） － 買付価額 1,799,000 円（※） ＝1,371,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、137 万円 （※）買付価額は、「17,990 円×100 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年５月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年６月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
4	26.5.20	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】ジャムコ（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】㈱ジャムコ社員 【違反行為の態様】 対象者は、職務に関し、㈱ジャムコ（以下「ジャムコ」という。）の属する企業集団の平成 25 年３月期の経常利益について、平成 24 年５月 11 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が経常利益 22 億円として公表がされた平成 25 年２月８日より前の同月７日、自己の計算において、ジャ	審判手続開始決定日 平成 26 年５月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年６月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		ムコ株式合計 4,200 株を買付価額合計 196 万 8,900 円で買い付けた。 【課徴金額】　40 万円 (注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるジャムコの最も高い株価は、566 円であることから、 （566 円×4,200 株）　－ 買付価額 1,968,900 円（※） ＝408,300 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、40 万円 （※）買付価額は、「462 円×600 株＋463 円×400 株＋465 円×1,100 株＋470 円×1,100 株＋478 円×1,000 株」の合計額である。	
5	26．5．30	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第２項） 【銘柄名】ダイエー（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者の役員 【違反行為の態様】 対象者は、イオン㈱の役員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、㈱ダイエー（以下「ダイエー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年３月 28 日より前の同年２月 14 日から３月５日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計１万 4,000 株を買付価額合計 314 万 4,100 円で買い付けた。 【課徴金額】　197 万円 (注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるダイエーの最も高い株価は、366 円であることから、 （366 円×14,000 株）　－ 買付価額 3,144,100 円（※） ＝1,979,900 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、197 万円 （※）買付価額は、「201 円×3,900 株＋202 円×100 株＋234 円×10,000 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年５月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年６月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
６～８	26．5．30	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第２項） 【銘柄名】ダイエー（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者の役員からの情報受領者①ないし③ 【違反行為の態様】 対象者①ないし③は、イオン㈱の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、㈱ダイエー（以下「ダイエー」という。）株式の公開買付けを行うこ	審判手続開始決定日 平成 26 年５月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年６月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～8 つづき		とについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 対象者①は、この事実が公表された平成25年3月28日より前の同年2月14日から3月5日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計1万4,000株を買付価額合計315万4,100円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成25年3月28日より前の同月13日及び14日、自己の計算において、ダイエー株式合計1万株を買付価額合計229万5,000円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成25年3月28日より前の同月13日及び15日、自己の計算において、ダイエー株式合計5,000株を買付価額合計114万5,000円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　196万円 課徴金納付命令対象者②　136万円 課徴金納付命令対象者③　 68万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるダイエーの最も高い株価は、366円であることから、 対象者①の課徴金額は、 （366円×14,000株）　－　買付価額3,154,100円（※） ＝1,969,900円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、196万円 （※）買付価額は、「201円×3,900株＋202円×100株＋235円×10,000株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 （366円×10,000株）　－　買付価額2,295,000円（※） ＝1,365,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、136万円 （※）買付価額は、「225円×5,000株＋234円×5,000株」の合計額である。 対象者③の課徴金額は、 （366円×5,000株）　－　買付価額1,145,000円（※） ＝685,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、68万円 （※）買付価額は、「225円×3,000株＋235円×2,000株」の合計額である。	
9	26.6.20	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項） 【銘柄名】ローヤル電機（東証ＪＡＳＤＡＱ） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者	審判手続開始決定日 平成26年6月20日 課徴金納付命令決定日 平成26年7月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		【違反行為の態様】 対象者は、みらいコンサルティング㈱（以下「みらいコンサルティング」という。）の役員から、みらいコンサルティングと㈱小田原エンジニアリング（以下「小田原エンジニアリング」という。）との間で締結していたアドバイザリー契約の履行に関し知った、小田原エンジニアリングの業務執行を決定する機関が、ローヤル電機㈱（以下「ローヤル電機」という。）の株式等の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年８月13日より前の同月１日から９日までの間、自己の計算において、ローヤル電機株式合計１万7,000株を買付価額合計633万700円で買い付けた。 【課徴金額】　242万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるローヤル電機の最も高い株価は、515円であることから、 （515円×17,000株）　－　買付価額6,330,700円（※） ＝2,424,300円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>242万円</u> （※）買付価額は、「370円×10,100株＋373円×200株＋375円×4,500株＋378円×2,200株」の合計額である。	等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
10	26．６．20	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】アイ・エム・アイ（大証ＪＡＳＤＡＱ） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者の職員 【違反行為の態様】 対象者は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員であったが、その職務に関し、新日本アーンストアンドヤングの別の職員がＫＴＣ㈱（以下「ＫＴＣ」という。）と新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知った、ＫＴＣの業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ㈱（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成25年７月６日より前の同年６月13日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計200株を買付価額合計31万2,000円で買い付けた。 【課徴金額】　21万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるアイ・エム・アイの最も高い株価は、2,615円であることから、 （2,615円×200株）　－　買付価額312,000円（※） ＝211,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>21万円</u> （※）買付価額は、「1,560円×200株」の額である。	審判手続開始決定日 平成26年６月20日 課徴金納付命令決定日 平成26年７月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11	26.6.20	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】アイ・エム・アイ（大証ＪＡＳＤＡＱ） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者の職員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員から、同人がその職務に関し知った、ＫＴＣ㈱（以下「ＫＴＣ」という。）の業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ㈱（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年７月６日より前の同年６月13日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計400株を買付価額合計62万4,000円で買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、新日本アーンストアンドヤングの別の職員がＫＴＣと新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知ったものである。 【課徴金額】　42万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるアイ・エム・アイの最も高い株価は、2,615円であることから、 （2,615円×400株）　－　買付価額624,000円（※） ＝422,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、42万円 （※）買付価額は、「1,560円×400株」の額である。	審判手続開始決定日 平成26年６月20日 課徴金納付命令決定日 平成26年７月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
12	26.7.29	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】メディアクリエイト（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱メディアクリエイトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　71万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える	審判手続開始決定日 平成26年７月29日 課徴金納付命令決定日 平成26年８月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　710,000 円 ⇒課徴金の額は、71 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、18,000 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為の開始時にその時における価格（89 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 21,000 株である ことから、18,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 2,114,000 円（※２）－ 買付価額 1,602,000 円（※３）＝ 512,000 円 （※２）売付価額は、「105 円×2,000 株＋119 円×16,000 株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「89 円×18,000 株」の額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 3,000 株（21,000 株－18,000 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（155 円）に当該超える数量を乗じて得た額 465,000 円（155 円×3,000 株）－ 買付価額 267,000 円（89 円×3,000 株）＝198,000 円	
13	26．7．29	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の２第１項） 【銘柄名】ＴＡＳＡＫＩ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 対象者は、㈱ＴＡＳＡＫＩの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　172 万円	審判手続開始決定日 平成 26 年７月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		(注) １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　1,722,800 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、172 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が０株であることから、０株である。 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 8,400 株に、違反行為の開始時にその時における価格（311 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 8,500 株を加えた 16,900 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 16,900 株（16,900 株－０株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（416 円）に当該超える数量を乗じて得た額 7,030,400 円(416 円×16,900 株)－ 買付価額 5,307,600 円(※２）＝1,722,800 円 （※２）本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格（311 円）で買い付けたものとみなされる（みなし買付け）。 よって、買付価額は、「311 円×8,700 株＋312 円×2,100 株＋315 円×2,000 株＋316 円×800 株＋317 円×300 株＋318 円×100 株＋319 円×300 株＋320 円×100 株＋321 円×100 株＋322 円×300 株＋323 円×1,200 株＋324 円×300 株＋326 円×400 株＋327 円×200 株」の合計額である。	
14	26．９．９	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】技研興業（東証２部）	審判手続開始決定日 平成 26 年９月９日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月３日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		【課徴金納付命令対象者】技研興業㈱役員 【違反行為の態様】 対象者は、その職務に関し、技研興業㈱（以下「技研興業」という。）の平成26年３月期の売上高について、平成25年５月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高137億円として公表がされた平成25年８月１日より前の同年７月29日、自己の計算において、技研興業株式合計3,000株を買付価額合計48万6,000円で買い付けた。 【課徴金額】　22万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における技研興業の最も高い株価は、238円であることから、 （238円×3,000株）　－　買付価額486,000円（※） ＝228,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、22万円 （※）買付価額は、「162円×3,000株」の額である。	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
15	26．9．9	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】ホクシン（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 対象者は、ホクシン㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　4,367万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量	審判手続開始決定日 平成26年９月９日 課徴金納付命令決定日 平成26年10月17日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　43,677,600 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、4,367 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、922,500 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 324,100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（186 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,197,300 株を加えた 2,521,400 株である ことから、922,500 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 184,347,100 円（※２）－ 買付価額 171,585,000 円（※３）＝ 12,762,100 円 （※２）売付価額は、「186 円×2,000 株＋186.5 円×500 株＋187 円×1,200 株＋188 円×1,800 株＋188.5 円×500 株＋189 円×12,900 株＋189.5 円×1,000 株＋190 円×64,400 株＋190.5 円×500 株＋191 円×23,700 株＋192 円×9,500 株＋192.5 円×500 株＋193 円×16,700 株＋194 円×34,800 株＋195 円×42,100 株＋195.5 円×1,000 株＋196 円×22,700 株＋196.5 円×500 株＋197 円×63,600 株＋197.5 円×500 株＋198 円×62,500 株＋199 円×36,400 株＋199.5 円×1,500 株＋200 円×82,700 株＋200.5 円×500 株＋201 円×65,800 株＋201.5 円×1,500 株＋202 円×59,500 株＋202.5 円×8,500 株＋203 円×51,800 株＋203.5 円×2,000 株＋204 円×19,700 株＋204.5 円×1,000 株＋205 円×22,200 株＋205.5 円×2,600 株＋206 円×85,000 株＋207 円×44,800 株＋208 円×63,600 株＋208.5 円×600 株＋209 円×9,600 株＋210 円×300 株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「186 円×922,500 株」の額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（186 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 1,598,900 株（2,521,400 株－922,500 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（208 円）に当該超える数量を乗じて得た額 332,571,200 円（208 円×1,598,900 株）－ 買付価額 301,655,700 円（※５）＝30,915,500 円 （※５）買付価額は、「186 円×1,275,100 株＋187 円×2,400 株＋	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		188円×3,900株＋189円×2,600株＋190円×6,200株＋191円×40,900株＋192円×18,900株＋193円×8,100株＋194円×4,200株＋195円×21,700株＋196円×25,400株＋197円×9,400株＋198円×16,200株＋199円×11,300株＋200円×5,500株＋201円×7,800株＋202円×23,200株＋203円×21,300株＋204円×4,000株＋205円×4,600株＋206円×15,400株＋207円×37,000株＋208円×33,800株」の合計額である。	
16	26.10.10	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】夢の街創造委員会（大証ＪＡＳＤＡＱ） 【課徴金納付命令対象者】夢の街創造委員会社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、夢の街創造委員会㈱（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、㈱薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年５月17日より前の同年４月19日から同年５月16日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計8,600株を買付価額合計471万9,500円で買い付けた。 【課徴金額】　256万円 (注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における夢の街創造委員会の最も高い株価は、847円であることから、 （847円×8,600株）　－　買付価額4,719,500円（※） ＝2,564,700円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、256万円 (※) 買付価額は、「515円×700株＋516円×1,400株＋518円×1,700株＋561円×200株＋562円×600株＋563円×900株＋565円×1,900株＋572円×200株＋612円×1,000株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成26年10月14日 課徴金納付命令決定日 平成26年11月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
17	26.10.10	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】川口化学工業（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、川口化学工業㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　93万円 (注) １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）	審判手続開始決定日 平成26年10月14日 課徴金納付命令決定日 平成26年10月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　932,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、93 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、46,000 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 22,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格（109 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量26,000株を加えた48,000 株である ことから、46,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 6,003,000 円（※２）－ 買付価額 5,090,000 円（※３）＝ 913,000 円 （※２）売付価額は、「110 円×2,000 株＋124 円×4,000 株＋125 円×4,000 株＋130 円×19,000 株＋131 円×1,000 株＋133 円×1,000 株＋134 円×2,000 株＋135 円×3,000 株＋138 円×10,000 株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「109 円×28,000 株＋110 円×3,000 株＋111 円×7,000 株＋112 円×5,000 株＋123 円×1,000 株＋124 円×2,000 株」の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（109 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 2,000 株（48,000 株－46,000 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（134 円）に当該超える数量を乗じて得た額	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		268,000円（134円×2,000株）－ 買付価額249,000円（※５） ＝19,000円 （※５）買付価額は、「124円×1,000株＋125円×1,000株」の合計額である。	
18	26.11.11	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】伊勢化学工業（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 対象者は、伊勢化学工業㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 105万円 (注) １．課徴金額は、 ⑴ 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵ 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計 1,050,000円 ⇒課徴金の額は、105万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、46,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量91,000株に、違反行為の開始時にその時における価格（484円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量18,000株を加えた109,000株である ことから、46,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額23,387,000円（※２）－ 買付価額22,510,000円（※３）＝ 877,000円	審判手続開始決定日 平成26年11月12日 課徴金納付命令決定日 平成26年12月４日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18 つづき		（※２）売付価額は、「489円×10,000株＋494円×8,000株＋510円×7,000株＋515円×4,000株＋520円×7,000株＋525円×5,000株＋530円×5,000株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「484円×19,000株＋488円×1,000株＋489円×12,000株＋490円×2,000株＋491円×1,000株＋494円×7,000株＋500円×1,000株＋509円×1,000株＋510円×2,000株」の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（484円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量63,000株（109,000株－46,000株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（518円）に当該超える数量を乗じて得た額 32,634,000円（518円×63,000株）－買付価額32,461,000円（※５）＝173,000円 （※５）買付価額は、「495円×4,000株＋500円×3,000株＋510円×17,000株＋512円×2,000株＋513円×6,000株＋514円×1,000株＋515円×4,000株＋520円×9,000株＋522円×3,000株＋525円×6,000株＋529円×1,000株＋530円×7,000株」の合計額である。	
19	26.11.11	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】チムニー（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱やまや（以下「やまや」という。）と公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉をしていた者から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、やまやの業務執行を決定する機関が、チムニー㈱（以下「チムニー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年11月7日より前の同年10月22日から同月24日までの間、自己の計算において、チムニー株式合計1,500株を買付価額合計162万1,500円で買い付けた。 【課徴金額】　44万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるチムニーの最も高い株価は、1,380円であることか	審判手続開始決定日 平成26年11月12日 課徴金納付命令決定日 平成26年12月４日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		ら、 （1,380円×1,500株） － 買付価額1,621,500円（※） ＝448,500円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、44万円 （※）買付価額は、「1,088円×1,000株＋1,067円×500株」の合計額である。	
20	26.12.5	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第2項） 【銘柄名】日立メディコ（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱日立メディコ（以下「日立メディコ」という。）の社員から、㈱日立製作所（以下「日立製作所」という。）の業務執行を決定する機関が日立メディコ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年11月13日より前の同月12日、自己の計算において、日立メディコ株式合計1,000株を買付価額合計135万3,000円で買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、日立メディコの役員が、同社と日立製作所との公開買付けの条件に関する契約の締結交渉に関し知り、その後、日立メディコの社員が、その職務に関しこの事実を知ったものである。 【課徴金額】 44万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間における日立メディコの最も高い株価は、1,799円であることから、 （1,799円×1,000株） － 買付価額1,353,000円（※） ＝446,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、44万円 （※）買付価額は、「1,353円×1,000株」の額である。	審判手続開始決定日 平成26年12月8日 課徴金納付命令決定日 平成27年1月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
21	26.12.12	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 【銘柄名】ワイヤレスゲート（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】㈱ワイヤレスゲート役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ワイヤレスゲートの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年7月19日午後3時頃より前の同日午前10時12分頃、自己の計算において、ワイヤレスゲート株式合計1,000株を買付価額合計548万円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成26年12月12日 課徴金納付命令決定日 平成27年1月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つづき		【課徴金額】　52万円 (注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるワイヤレスゲートの最も高い株価は、6,000円であることから、 （6,000円×1,000株）　－　買付価額5,480,000円（※） ＝520,000円 ⇒課徴金の額は、52万円 （※）買付価額は、「5,480円×1,000株」の額である。	
22	26.12.19	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】日神不動産（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】日神不動産㈱役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、日神不動産㈱（以下「日神不動産」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成26年３月期の剰余金の配当について、平成25年５月10日に公表がされた直近の予想値（10円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した剰余金の配当予想値が実質12円と公表された平成25年10月21日午後３時頃より前の同日午前10時34分頃、自己の同族会社の計算において、日神不動産株式合計9,700株を買付価額合計686万3,300円で買い付けた。 【課徴金額】　104万円 (注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における日神不動産の最も高い株価は、815円であることから、 （815円×9,700株）　－　買付価額6,863,300円（※） ＝1,042,200円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、104万円 （※）買付価額は、「705円×500株＋706円×2,300株＋707円×1,000株＋708円×3,100株＋709円×2,800株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成26年12月19日 審判手続中 （平成27年４月30日現在）
23	27.2.20	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】加地テック（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】㈱加地テック社員 【違反行為の態様】 対象者は、その職務に関し、㈱加地テック（以下「加地テック」という。）の平成26年３月期の業績予想における売上高について、平成25年４月30日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が、売上高	審判手続開始決定日 平成27年３月２日 課徴金納付命令決定日 平成27年３月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
23 つづき		50億円として公表がされた平成25年10月24日午後4時30分頃より前の同日午後0時30分頃、自己の計算において、加地テック株式合計1万株を売付価額合計382万円で売り付けた。 【課徴金額】　71万円 (注) 課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後2週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後2週間における加地テックの最も低い株価は、311円であることから、 売付価額3,820,000円（※）－（311円×10,000株） ＝710,000円 ⇒課徴金の額は、71万円 （※）売付価額は、「382円×10,000株」の額である。	
24	27.2.27	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項） 【銘柄名】高田工業所（東証2部、福証） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 対象者は、㈱高田工業所の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　739万円 (注) 1．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2．本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　7,398,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、739万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、83,500株であ	審判手続開始決定日 平成27年3月2日 審判手続中 （平成27年4月30日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		り、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 100,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格（312 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量61,000株を加えた 161,000 株である ことから、83,500 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 27,438,000 円（※２）－ 買付価額 26,058,500 円（※３）＝ 1,379,500 円 （※２）売付価額は、「312 円×20,000 株＋314 円×2,500 株＋315 円×13,000 株＋316 円×500 株＋317 円×2,000 株＋318 円×2,000 株＋322 円×500 株＋323 円×2,500 株＋324 円×500 株＋325 円×500 株＋326 円×1,500 株＋329 円×3,000 株＋330 円×6,000 株＋333 円×1,000 株＋334 円×1,000 株＋335 円×1,000 株＋336 円×1,000 株＋337 円×2,000 株＋338 円×500 株＋339 円×1,000 株＋340 円×1,000 株＋341 円×1,000 株＋342 円×1,000 株＋343 円×1,500 株＋344 円×500 株＋345 円×1,500 株＋348 円×1,000 株＋350 円×1,000 株＋354 円×3,500 株＋355 円×1,500 株＋357 円×2,000 株＋360 円×2,000 株＋361 円×500 株＋365 円×500 株＋372 円×500 株＋373 円×500 株＋374 円×500 株＋378 円×500 株＋379 円×1,000 株」の合計額である。 （※３）買付価額は、「312 円×80,500 株＋314 円×2,500 株＋315 円×500 株」の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（312 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 77,500 株（161,000 株－83,500 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（418 円）に当該超える数量を乗じて得た額 32,395,000 円（418 円×77,500 株）－ 買付価額 26,376,500 円（※５）＝6,018,500 円 （※５）買付価額は、「314 円×6,000 株＋315 円×14,500 株＋316 円×500 株＋317 円×1,000 株＋318 円×2,500 株＋321 円×3,500 株＋322 円×1,000 株＋325 円×500 株＋329 円×500 株＋333 円×500 株＋336 円×500 株＋338 円×500 株＋339 円×3,000 株＋342 円×500 株＋343 円×1,000 株＋345 円×500 株＋347 円×3,000 株＋350 円×11,000 株＋352 円×1,500 株＋353 円×500 株＋354 円×1,000 株＋355 円×6,000 株＋357 円×2,500 株＋361 円×500 株＋362 円×1,000 株＋363 円×1,000 株＋364 円×3,000 株＋365 円×2,500 株＋367 円×1,000 株＋368 円×1,000 株＋369 円×	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		500株＋370円×2,000株＋372円×500株＋373円×500株＋374円×500株＋382円×500株＋383円×500株＋384円×500株」の合計額である。	
25 ～28	27.3.24	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】トーメンエレクトロニクス（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者①ないし④ 【違反行為の態様】 対象者①ないし④は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商㈱の業務執行を決定する機関が㈱トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 対象者①は、この事実が公表された平成26年１月28日より前の同月14日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計2,000株を買付価額合計253万1,100円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成26年１月28日より前の同月９日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計2,000株を買付価額合計253万4,000円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成26年１月28日より前の同月14日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計1,000株を買付価額合計126万6,900円で買い付けた。 対象者④は、この事実が公表された平成26年１月28日より前の同月８日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計200株を買付価額合計23万9,200円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　76万円 課徴金納付命令対象者②　76万円 課徴金納付命令対象者③　38万円 課徴金納付命令対象者④　 9万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるトーメンエレクトロニクスの最も高い株価は、1,648円であることから、 対象者①の課徴金額は、 （1,648円×2,000株）　－　買付価額2,531,100円（※） ＝764,900円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、76万円 （※）買付価額は、「1,264円×200株＋1,265円×500株＋1,266円×1,300株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 （1,648円×2,000株）　－　買付価額2,534,000円（※）	審判手続開始決定日 平成27年３月27日 課徴金納付命令決定日 平成27年４月23日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 ～28 つづき		＝762,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、76 万円 （※）買付価額は、「1,267 円×2,000 株」の額である。 対象者③の課徴金額は、 （1,648 円×1,000 株） － 買付価額 1,266,900 円（※） ＝381,100 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、38 万円 （※）買付価額は、「1,266 円×100 株＋1,267 円×900 株」の合計額である。 対象者④の課徴金額は、 （1,648 円×200 株） － 買付価額 239,200 円（※） ＝90,400 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、９万円 （※）買付価額は、「1,196 円×200 株」の額である。	
29 ～36	27．３．27	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第２項） 【銘柄名】大陽日酸（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】大陽日酸㈱役職員からの情報受領者①ないし⑧ 【違反行為の態様】 対象者①ないし⑧は、大陽日酸㈱（以下「大陽日酸」という。）の役員等から、㈱三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の役員及び社員がその職務に関し知ったものである。 対象者①は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計４万株を買付価額合計 3,164 万 4,000 円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 3,000 株を買付価額合計 236 万円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計２万 5,000 株を買付価額合計 1,979 万 1,000 円で買い付けた。 対象者④（法人）は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日午後３時より前の同日午後２時７分頃及び８分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計２万株を買付価額合計 1,780 万円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成 27 年３月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年４月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし⑧から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29 ～36 つづき		対象者⑤は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日午後３時より前の同日午前 10 時 13 分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万株を買付価額合計 897 万円で買い付けた。 対象者⑥は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万 3,000 株を買付価額合計 1,029 万 6,000 円で買い付けた。 対象者⑦（法人）は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月８日、自己の計算において、大陽日酸株式合計５万株を買付価額合計 3,960 万円で買い付けた。 対象者⑧は、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日より前の同月８日及び９日、自己の計算において、大陽日酸株式合計１万 4,000 株を買付価額合計 1,105 万 4,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　503 万円 課徴金納付命令対象者②　 39 万円 課徴金納付命令対象者③　313 万円 課徴金納付命令対象者④　 54 万円 課徴金納付命令対象者⑤　 20 万円 課徴金納付命令対象者⑥　162 万円 課徴金納付命令対象者⑦　625 万円 課徴金納付命令対象者⑧　178 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間における大陽日酸の最も高い株価は、917 円であることから、 対象者①の課徴金額は、 （917 円×40,000 株）　－ 買付価額 31,644,000 円（※） ＝5,036,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、503 万円 （※）買付価額は、「790 円×12,000 株＋791 円×12,000 株＋792 円×16,000 株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 （917 円×3,000 株）　－ 買付価額 2,360,000 円（※） ＝391,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、39 万円 （※）買付価額は、「786 円×1,000 株＋787 円×2,000 株」の合計額である。 対象者③の課徴金額は、 （917 円×25,000 株）　－ 買付価額 19,791,000 円（※） ＝3,134,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、313 万円 （※）買付価額は、「791 円×9,000 株＋792 円×16,000 株」の合計額である。 対象者④の課徴金額は、	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29 ～36 つづき		（917円×20,000株） － 買付価額17,800,000円（※） ＝540,000円 ⇒課徴金の額は、54万円 （※）買付価額は、「890円×20,000株」の額である。 対象者⑤の課徴金額は、 （917円×10,000株） － 買付価額8,970,000円（※） ＝200,000円 ⇒課徴金の額は、20万円 （※）買付価額は、「897円×10,000株」の額である。 対象者⑥の課徴金額は、 （917円×13,000株） － 買付価額10,296,000円（※） ＝1,625,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、162万円 （※）買付価額は、「792円×13,000株」の額である。 対象者⑦の課徴金額は、 （917円×50,000株） － 買付価額39,600,000円（※） ＝6,250,000円 ⇒課徴金の額は、625万円 （※）買付価額は、「792円×50,000株」の額である。 対象者⑧の課徴金額は、 （917円×14,000株） － 買付価額11,054,000円（※） ＝1,784,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、178万円 （※）買付価額は、「789円×10,000株＋791円×4,000株」の合計額である。	
37	27.３.27	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】大陽日酸（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】大陽日酸㈱社員からの情報受領者の社員 【違反行為の様態】 対象者は、勤務先の役員が大陽日酸㈱（以下「大陽日酸」という。）の社員から職務上伝達を受けた、㈱三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成26年５月13日午後３時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の社員がその職務に関し知ったものである。 【課徴金額】 54万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間におけ	審判手続開始決定日 平成27年３月27日 課徴金納付命令決定日 平成27年４月23日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
37 つづき		る最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間における大陽日酸の最も高い株価は、917 円であることから、 （917 円×4,000 株） － 買付価額 3,124,000 円（※） ＝544,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、54 万円 （※）買付価額は、「781 円×4,000 株」の額である。	
38	27．３．27	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】三菱ケミカルホールディングス（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者 【違反行為の様態】 対象者（法人）は、同社役員において、大陽日酸㈱（以下「大陽日酸」という。）の役員から、㈱三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が、大陽日酸の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 26 年５月 13 日午後３時より前の同日午後２時 26 分頃、自己の計算において、三菱ケミカルホールディングス株式合計２万株を買付価額合計 830 万円で買い付けた。 上記重要事実は、三菱ケミカルホールディングスと公開買付けの基本的内容に関する契約の締結交渉をしていた大陽日酸の役員が同契約の交渉に関し知り、その後、上記の大陽日酸の役員がその職務に関し知ったものである。 【課徴金額】 24 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、重要事実の公表後２週間における三菱ケミカルホールディングスの最も高い株価は、427 円であることから、 （427 円×20,000 株） － 買付価額 8,300,000 円（※） ＝240,000 円 ⇒課徴金の額は、24 万円 （※）買付価額は、「415 円×20,000 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 27 年３月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年４月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

一連番号	勧告実施年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	26.6.13	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の２条第１項） 【銘柄名】TOPIX 先物 【課徴金納付命令対象者】むさし証券株式会社 【違反行為の態様】 むさし証券株式会社（以下「むさし証券」という。）は、第一種金融商品取引業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けている株式会社であるが、同社ディーラーにおいて、同社の業務に関し、TOPIX 先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年７月 29 日から同月 31 日まで及び同年９月９日から同月 11 日までの間、合計６取引日にわたり、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 2,016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2,016 単位を売り付けるとともに、同先物合計４万 3,554 単位の買い注文及び合計４万 4,889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。 【課徴金額】　543 万円 （注）課徴金額は、 １．売買対当数量（※１）に係るものについて、（有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額）として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ計算した額 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、543 万円 ⑴平成 25 年７月 29 日ないし同月 31 日における一連の市場デリバティブ取引及び申込みについて （有価証券の売付け等の価額）22,641,455,000 円－（有価証券の買付け等の価額）22,636,145,000 円＝5,310,000 円 ⑵平成 25 年９月９日ないし同月 11 日における一連の市場デリバティブ取引及び申込みについて （有価証券の売付け等の価額）356,675,000 円－（有価証券の買付け等の価額）356,550,000 円＝125,000 円	審判手続開始決定日 平成 26 年６月 13 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年６月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
2	26.9.5	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の２条第１項） 【銘柄名】長期国債先物 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、長期国債先物（平成 25 年９月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年６月 26 日午前９時 33 分頃から同日午後２時 58 分頃までの間、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配	審判手続開始決定日 平成 26 年９月５日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 39 単位を買い付ける一方、同先物合計 39 単位を売り付けるとともに、同先物合計 1,672 単位の買い注文及び合計 757 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。 【課徴金額】　33 万円 （注）課徴金額は、 1．売買対当数量（※１）に係るものについて、（有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額）として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2．本件における課徴金の額は、下記のとおり計算した額 ⇒33 万円 平成 25 年６月 26 日における一連の市場デリバティブ取引及び委託について （有価証券の売付け等の価額）5,545,500,000 円－（有価証券の買付け等の価額）5,545,170,000 円＝330,000 円	
3	26.12.5	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の２条第１項） 【銘柄名】日東電工（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】Areion Asset Management Company Limited 【違反行為の態様】 Areion Asset Management Company Limited（以下「アレイオン」という。）は、香港法に基づき設立されたリミテッド・カンパニーであり、ケイマン籍ユニット・トラストのハレイオン・ファンド（Hareion Fund）の受託者であるオジエ・トラスティーズ（ケイマン）・リミテッド及びインベストメント・マネージャーであるジリオン・キャピタル・リミテッドとの間で締結したインベストメント・アドバイザリー契約に基づき、同ファンドに出資された資産の運用権限を有していたものである。 アレイオンは、その代表者らにおいて、アレイオンの業務に関し、日東電工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年９月 25 日午後２時 59 分 30 秒から同日午後３時までの間、成行又は直前約定値より高指値で大量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、下値に大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 788 万 6,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 131 万 1,200 株の買付けの委託を行い、もって、アレイオンの役員等の同年９月度における同ファンドへの出資割合である 7.25 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である同ファンドへの出資者の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　４億 3,074 万円	審判手続開始決定日 平成 27 年１月 16 日 審判手続中 （平成 27 年４月 30 日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		（注）課徴金額は、 １．(1)売買対当数量（※１）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 (2)当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての平成25年法律第45号による改正前の金商法第67条の19に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額 及び (3)違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後１月を経過するまでの間に違反行為等をした場合、当該違反行為等に係る手数料、報酬その他の対価の額 の合計額として算定される。 ２．本件における課徴金の額は、下記(1)ないし(3)によりそれぞれ算定される額の合計430,740,136円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>４億3,074万円</u> (1)当該違反行為に係る売買対当数量は、 (i)自己の計算による有価証券の売付け等の数量が０株であり、 (ii)自己の計算による有価証券の買付け等の数量が1,030,522.25株（※２）である ことから、０株となる。 （※２）実際の買付け等の数量7,886,900株に違反者の役員等のハレイオン・ファンド（Hareion Fund）に対する出資割合 7.25 パーセントを乗じて得られる 571,800.25 株に、上記改正前の同法第174条の２第８項及び金商法施行令第33条の13第１号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（6,690円）で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量6,327,200株に同7.25パーセントを乗じて得られる458,722株を加えた数量。 (2)当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超えることから、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての上記改正前の同法第67条の19に規定する最高の価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額は、 （7,300円×1,030,522.25株） －{違反行為期間中における有価証券の買付け等の価額のうち上記ファンドに対する違反者の役員等の出資割合相当額（55,617,651,000円×7.25%）＋違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の価額（6,690円×6,327,200株×7.25%）} により算定される421,682,547円となる。 (3)違反者は、自己以外の者の計算において、運用財産の運用として当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後１月を経過するまでの間に違反行為等をしていることから、当該違反行為等に係る手数料、報酬その他の対価の額は、上記改正前の同法第174条の２第１項及び平成26年内閣府令第７号による改正前の金商法第六章の二による課徴金に関する内閣府令第１条の16の規定により、（ア）算定対象取引が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われた運用報酬の価額の総額に、（イ）違反行為の開始時から違反行為の終了後１月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、（ウ）算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日における当該運用財産の総額で除して得た額のうち、（エ）上記ファンドに対する違反者の役員等以外の者の出資割合相当額 （ア）13,927,406円×（イ）（7,540円×14,214,100株）÷（ウ）152,832,389,165円×（エ）92.74% により算定される9,057,589円となる。	
4	27.3.6	【違反行為】相場操縦（金商法第174の２条第１項） 【銘柄名】日本海洋掘削（東証１部）ほか44銘柄 【課徴金納付命令対象者】Select Vantage Inc. 【違反行為の態様】 Select Vantage Inc.（以下「セレクト・バンテイジ」という。）は、英領アンギラに登記住所を置き、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社であるが、同社の株式売買業務に従事していたトレーダーらにおいて、同社の業務に関し、日本海洋掘削株式会社の株式等、いずれも金融商品取引所が上場する合計45銘柄の株式につき、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「ＰＴＳ」という。）を利用した上記各株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年４月９日から同年５月23日までの間、合計28取引日にわたり、金融商品取引所の午前立会時間終了後から午後立会時間開始前までの注文受付時間に、取引所金融商品市場で成行又は直前の寄前気配値段よりも上値の価格帯に約定させる意思のない大量の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、ＰＴＳで売り注文を発注し、その売り注文の一部に自己の買い注文を対当させて株価を引き上げて残りの売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、上記各株式合計25万2,600株を買い付け、及び合計27万6,800株を売り付けるとともに、上記各株式合計153万8,200株の買い注文及び合計17万1,200株の売り注文を発注	審判手続開始決定日 平成27年４月７日 審判手続中 （平成27年４月30日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		し、もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　2,213 万 2,935 円 (注) 課徴金額は、 1．(1)当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額、 (2)当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合は、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての金商法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額 及び (3)当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての同法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額 の合計額として算定。 ２．また、同法第 174 条の２第８項及び金商法施行令第 33 条の 13 第１号の規定により、違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記１．に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。 ３．さらに、同法第 185 条の７第 15 項の規定により、違反者が、違反行為を開始した日から遡り５年以内に同法第 185 条の７第１項の決定を受けたことがあるときは、上記１．及び２．により算定した額に代えて、当該額の 1.5 倍に相当する額を課徴金の額とする。 本件では、課徴金納付命令対象者は平成 26 年４月９日に違反行為を開始したところ、同者は同日から遡り５年以内に同法第 185 条の７第１項の決定を受けた。 よって、上記「違反行為の態様」に掲げる事実につき、課徴金の額は、上記１．ないし３．により算定される 2,213 万 2,935 円となる。 (注)算定の詳細は、 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150306-2/02.pdf を参照願いたい。	

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 26 年４月～平成 27 年３月）

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>1</td><td>26.4.22</td><td>【違反行為】
有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第 172 条の４第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】
㈱太陽商会（名証セントレックス）

【違反行為の態様】
売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位 ：百万円）
（平成 25 年３月期） 虚偽記載額 認定金額
連結経常損益 43 5
連結当期純損益 50 11
連結純資産額 7 ▲30
（平成 25 年６月第１四半期）
連結純資産額 24 ▲21
（平成 25 年９月第２四半期）
連結純資産額 858 千円 ▲44
（平成 25 年 12 月第３四半期）
連結純資産額 ▲32 ▲78

【課徴金額】 1,200 万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成 25 年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（16,732 円）が 600 万円を超えないことから、600 万円となる。

② 平成 25 年６月第１四半期四半期報告書、平成 25 年９月第２四半期四半期報告書及び平成 25 年 12 月第３四半期四半期報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額
（平成 25 年６月第１四半期四半期報告書 21,280 円
平成 25 年９月第２四半期四半期報告書 17,913 円
平成 25 年 12 月第３四半期四半期報告書 28,619 円）
が 600 万円を超えないことから、
イ 平成 25 年６月第１四半期四半期報告書については、300 万円
ロ 平成 25 年９月第２四半期四半期報告書については、300 万円
ハ 平成 25 年 12 月第３四半期四半期報告書については、300 万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。
ⅰ 平成 25 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200 万円
ⅱ 平成 25 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額</td><td>審判手続開始決定日
平成 26 年４月 22 日
課徴金納付命令決定日
平成 26 年５月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		は、200万円 ⅲ　平成25年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円	
2	26.6.5	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項、第172条の２第１項第１号） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱三栄建築設計（東証１部、名証１部） 【違反行為の態様】 「虚偽記載の内容」欄に記載のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 平成23年８月期有価証券報告書 ・第４【提出会社の状況】１【株式等の状況】（７）【大株主の状況】に掲記された大量保有者の所有株式数が6,840,200株であるところを6,554,000株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が72.32％であるところを69.29％と記載 ・第４【提出会社の状況】５【役員の状況】に掲記された大量保有者の所有株式数が6,840,200株であるところを6,554,000株と記載 ○発行開示 平成24年７月13日提出有価証券届出書（一般募集） （組込情報）平成23年８月期有価証券報告書 平成24年７月13日提出有価証券届出書 （その他の者に対する割当） （組込情報）平成23年８月期有価証券報告書 【課徴金額】　7,896万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成23年８月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額（693,331円）が600万円を超えないことから、600万円となる。 ②　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成24年７月13日提出の有価証券届出書（一般募集）に係る課徴金の額は、 1,410,200,000円×4.5／100＝63,459,000円 について、１万円未満を切り捨てて、6,345万円となる。 ロ　平成24年７月13日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る課徴金の額は、 211,530,000円×4.5／100＝9,518,850円 について、１万円未満を切り捨てて、951万円となる。	審判手続開始決定日 平成26年６月５日 課徴金納付命令決定日 平成26年７月１日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	26.6.5	【違反行為】 変更報告書の虚偽記載 （金商法第172条の８） 【課徴金納付命令対象者】 三栄建築設計株式に係る大量保有者 【違反行為の態様】 「虚偽記載の内容」欄に記載のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。 【虚偽記載の内容】 変更報告書No. ３（平成21年11月16日提出）：保有株券等の数が18,329株であるところを17,900株と記載し、株券等保有割合が 77.94％であるところを75.70％と記載 変更報告書No. ４（平成22年５月19日提出）：保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が74.04％であるところを70.83％と記載 変更報告書No. ５（平成22年８月13日提出）：保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72％であるところを69.29％と記載 変更報告書No. ６（平成24年７月27日提出）：保有株券等の数が13,540,200株であるところを12,946,800株と記載し、株券等保有割合が72.00％であるところを68.44％と記載 【課徴金額】 41万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における金商法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の１を乗じて得た額となることから、 イ 平成21年11月16日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、311,000円×23,647株×１／100,000＝73,542円について、１万円未満を切り捨てて、７万円となる。 ロ 平成22年５月19日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、2,185円×4,729,400株×１／100,000＝103,337円について、１万円未満を切り捨てて、10万円となる。 ハ 平成22年８月13日提出の変更報告書に係る課徴金の額は2,250円×4,729,400株×１／100,000＝106,411円について、１万円未満を切り捨てて、10万円となる。 ニ 平成24年７月27日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、767円×18,917,600株×１／100,000＝145,097円について、１万円未満を切り捨てて、14万円となる。	審判手続開始決定日 平成26年６月５日 課徴金納付命令決定日 平成26年７月１日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
4	26.6.19	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項・第２項） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱アイレックス（東証ジャスダック）	審判手続開始決定日 平成26年６月19日 課徴金納付命令決定日 平成26年７月18日 なお、課徴金納付命

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		【違反行為の態様】 システム開発に係る派遣業務について、実際には作業に従事していない人員の勤務表を改ざんして実態を上回る作業時間を計上することにより、これに対応する架空の売上を計上するなどし、また、システムの開発及び制作を受注して行う取引について、顧客の検収後に発生した労務費等を費用として処理すべきであったにもかかわらず、仕掛品として計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 （単位 ：百万円 ） （平成24年3月期） 虚偽記載額 認定金額 連結経常損益 335 211 連結当期純損益 248 124 （平成24年6月第1四半期） 連結純資産額 806 596 （平成24年9月第2四半期） 連結四半期経常損益 190 ▲14 連結四半期純損益 135 ▲68 連結純資産額 899 545 （平成24年12月第3四半期） 連結四半期経常損益 129 ▲16 連結四半期純損益 69 ▲75 連結純資産額 846 551 （平成24年9月第2四半期（訂正）） 連結四半期経常損益 68 ▲14 連結四半期純損益 13 ▲68 連結純資産額 715 545 【課徴金額】 1,500万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成24年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の6を乗じて得た額（206,903円）が600万円を超えないことから、600万円となる。 ② 平成24年6月第1四半期四半期報告書、平成24年9月第2四半期四半期報告書及び平成24年12月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 （平成24年6月第1四半期四半期報告書 203,455円 平成24年9月第2四半期四半期報告書 192,050円 平成24年12月第3四半期四半期報告書 191,479円） が600万円を超えないことから、 イ 平成24年6月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成24年9月第2四半期四半期報告書については、300万円 ハ 平成24年12月第3四半期四半期報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別	令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 24 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ⅱ　平成 24 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ⅲ　平成 24 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ③　平成 24 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（192,050 円）が 600 万円を超えないことから、300 万円となる。	
5	26.6.19	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法 172 条の４第１項、第 172 条の２第１項第１号） 【課徴金納付命令対象者】 日本アセットマーケティング㈱（東証マザーズ） 【違反行為の態様】 ソフトウエアの販売に当たり、実体のない販売代理業務に係る契約を締結し、当該契約に基づき仲介手数料を支払うことにより資金を販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウエアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 （単位：　百万円） （平成 24 年３月期）　虚偽記載額　認定金額 売上高　103　83 ○発行開示 平成 24 年９月７日提出有価証券届出書 （新株予約権証券） （組込情報）平成 24 年３月期有価証券報告書 平成 24 年９月７日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 24 年３月期有価証券報告書 平成 25 年３月１日提出有価証券届出書 （組込情報）平成 24 年３月期有価証券報告書 【課徴金額】　１億 915 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成 24 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（85,250 円）が 600 万円を超えないことから、600 万円となる。 ②　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成 24 年９月７日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、	審判手続開始決定日 平成 26 年６月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年７月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>5
つづき</td><td></td><td>302,642,640円×4.5／100＝13,618,918円
について、１万円未満を切り捨てて、1,361万円となる。
ロ　平成24年９月７日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、
299,999,340円×4.5／100＝13,499,970円
について、１万円未満を切り捨てて、1,349万円となる。
ハ　平成25年３月１日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
1,690,000,000×4.5／100＝7,605万円となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>26.9.2</td><td>【違反行為】
有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第172条の４第１項・第２項、第172条の２第１項第１号）

【課徴金納付命令対象者】
インスパイアー㈱（東証ジャスダック）

【違反行為の態様】
実際は、カード事業に係るソフトウエアの開発を行っていなかったにもかかわらず、同事業のためのソフトウエアを開発するなどとして、ソフトウェア仮勘定等の架空の資産計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○継続開示
（単位　：百万円　）
（平成21年９月第２四半期）　虚偽記載額　認定金額
四半期純損益　▲194　▲354
純資産額　376　216
（平成21年12月第３四半期）
四半期純損益　▲301　▲459
純資産額　351　192
（平成22年３月期）
当期純損益　▲535　▲698
純資産額　259　97
（平成22年６月第１四半期）
純資産額　180　17
（平成22年９月第２四半期）
純資産額　44　▲101
（平成22年12月第３四半期）
純資産額　▲46　▲192
（平成23年３月期）
純資産額　▲158　▲276
（平成23年６月第１四半期）
純資産額　▲228　▲343
（平成23年９月第２四半期）
純資産額　▲275　▲383
（平成23年12月第３四半期）
純資産額　▲337　▲439
（平成24年３月期）
純資産額　10　▲85</td><td>審判手続開始決定日
平成26年９月２日
課徴金納付命令決定日
平成26年10月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		（平成24年６月第１四半期） 純資産額　▲9　▲99 （平成24年９月第２四半期） 純資産額　▲31　▲116 ○発行開示 平成24年２月20日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成23年３月期有価証券報告書 平成23年12月第３四半期四半期報告書 平成24年２月20日提出有価証券届出書 （新株予約権証券） （組込情報）平成23年３月期有価証券報告書 平成23年12月第３四半期四半期報告書 【課徴金額】　4,336万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成21年９月第２四半期四半期報告書、平成21年12月第３四半期四半期報告書及び平成22年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成21年９月第２四半期四半期報告書　31,748円 平成21年12月第３四半期四半期報告書　20,844円 平成22年３月期有価証券報告書　30,455円） が600万円を超えないことから、 イ　平成21年９月第２四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成21年12月第３四半期四半期報告書については、 300万円 ハ　平成22年３月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i　平成21年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円 ii　平成21年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円 iii　平成22年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、300万円 ②　平成22年６月第１四半期四半期報告書、平成22年９月第２四半期四半期報告書、平成22年12月第３四半期四半期報告書及び平成23年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成22年６月第１四半期四半期報告書　23,697円 平成22年９月第２四半期四半期報告書　19,544円 平成22年12月第３四半期四半期報告書　13,289円 平成23年３月期有価証券報告書　17,019円） が600万円を超えないことから、 イ　平成22年６月第１四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成22年９月第２四半期四半期報告書については、 300万円 ハ　平成22年12月第３四半期四半期報告書については、	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		300 万円 ニ　平成 23 年３月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅳ　平成 23 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円 ③　平成 23 年６月第１四半期四半期報告書、平成 23 年９月第２四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書及び平成 24 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 23 年６月第１四半期四半期報告書　6,846 円 平成 23 年９月第２四半期四半期報告書　8,219 円 平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書　7,537 円 平成 24 年３月期有価証券報告書　7,788 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 23 年６月第１四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ　平成 23 年９月第２四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ　平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ　平成 24 年３月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 23 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 23 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅳ　平成 24 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円 ④　平成 24 年６月第１四半期四半期報告書及び平成 24 年９月第２四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 24 年６月第１四半期四半期報告書　24,208 円 平成 24 年９月第２四半期四半期報告書　21,836 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 24 年６月第１四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ　平成 24 年９月第２四半期四半期報告書については、 300 万円 ⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成 24 年２月 20 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>6
つづき</td><td></td><td>322,759,896円×4.5／100＝14,524,195円
について、１万円未満を切り捨てて、1,452万円となる。
ロ　平成24年２月20日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、
107,562,500円×4.5／100＝4,840,312円
について、１万円未満を切り捨てて、484万円となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>26.11.21</td><td>【違反行為】
有価証券報告書等の虚偽記載
(金商法第172条の４第１項・第２項、第172条の２第１項第１号)

【課徴金納付命令対象者】
ＪＡＬＣＯホールディングス㈱（東証ジャスダック）

【違反行為の態様】
連結子会社において、売買取引の実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
○継続開示
（単位：百万円）
(平成24年６月第１四半期)　虚偽記載額　認定金額
連結四半期純損益　▲108　▲138
(平成24年９月第２四半期)
売上高　914　537
連結四半期純損益　▲178　▲259
連結純資産額　81　▲5
(平成24年12月第３四半期)
売上高　1,860　718
連結四半期純損益　▲219　▲342
連結純資産額　33　▲96
(平成25年３月期)
売上高　3,351　904
連結当期純損益　▲219　▲421
(平成25年６月第１四半期)
売上高　1,421　266
連結四半期純損益　229　168
(平成25年９月第２四半期)
売上高　3,111　646
連結四半期純損益　267　131
(平成25年12月第３四半期)
売上高　4,801　980
連結四半期純損益　363　150

○発行開示
平成24年12月26日提出有価証券届出書（株式）
（組込情報）平成24年９月第２四半期四半期報告書
平成25年11月１日提出有価証券届出書（株式）
（組込情報）平成25年３月期有価証券報告書
平成25年６月第１四半期四半期報告書</td><td>審判手続開始決定日
平成26年11月21日
課徴金納付命令決定日
平成26年12月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		【課徴金額】　1億5,150万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成24年6月第1四半期四半期報告書、平成24年9月第2四半期四半期報告書、平成24年12月第3四半期四半期報告書及び平成25年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (平成24年6月第1四半期四半期報告書　39,922円 平成24年9月第2四半期四半期報告書　32,514円 平成24年12月第3四半期四半期報告書　33,974円 平成25年3月期有価証券報告書　46,810円) が600万円を超えないことから、 イ 平成24年6月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成24年9月第2四半期四半期報告書については、300万円 ハ 平成24年12月第3四半期四半期報告書については、300万円 ニ 平成25年3月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成24年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ii 平成24年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 iii 平成24年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 iv 平成25年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円 ② 平成25年6月第1四半期四半期報告書、平成25年9月第2四半期四半期報告書及び平成25年12月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (平成25年6月第1四半期四半期報告書　238,289円 平成25年9月第2四半期四半期報告書　406,673円 平成25年12月第3四半期四半期報告書　642,868円) が600万円を超えないことから、 イ 平成25年6月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成25年9月第2四半期四半期報告書については、300万円 ハ 平成25年12月第3四半期四半期報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成25年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ii 平成25年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 iii 平成25年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成24年12月26日提出の有価証券届出書(株式)に係る課	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		徴金の額は、 1,300,000,000円×4.5／100＝5,850万円となる。 ロ　平成25年11月1日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 1,800,000,438円×4.5／100＝81,000,019円 について、1万円未満を切り捨てて、8,100万円となる。	
8	27.3.27	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項・第2項、第172条の2第1項第1号） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱ＳＪＩ（東証ジャスダック） 【違反行為の態様】 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、同流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、同役員の知人が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 （単位：百万円） （平成22年12月第3四半期）　虚偽記載額　認定金額 連結四半期純損益　▲363　▲865 （平成23年3月期） 連結当期純損益　8　▲950 （平成23年6月第1四半期） 連結四半期純損益　▲266　▲1,785 連結純資産額　11,796　9,318 （平成23年9月第2四半期） 連結四半期純損益　930　▲788 （平成23年12月第3四半期） 連結四半期純損益　697　▲998 （平成24年3月期） 連結当期純損益　795　▲582 （平成25年12月第3四半期） 連結四半期純損益　▲526　▲1,351 （平成26年3月期） 連結当期純損益　▲6,149　▲6,714 ○発行開示 平成23年9月22日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成23年3月期報告書 平成23年6月第1四半期報告書 平成24年11月27日提出有価証券届出書 （新株予約権付社債） （重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結損益計算書を掲載） （単位：百万円）	審判手続開始決定日 平成27年3月27日 課徴金納付命令決定日 平成27年4月23日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		（平成24年3 月期）　虚偽記載額　認定金額 連結当期純損益　795　▲582 【課徴金額】　1億9,426万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成22年12月第3四半期四半期報告書及び平成23年3月第期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 （平成22年12月第3四半期四半期報告書　672,555円 平成23年3月期有価証券報告書　761,980円） が600万円を超えないことから、 イ 平成22年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成23年3月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ii 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、400万円 ② 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 （平成23年6月第1四半期四半期報告書　598,686円 平成23年9月第2四半期四半期報告書　542,303円 平成23年12月第3四半期四半期報告書　533,111円 平成24年3月期有価証券報告書　566,724円） が600万円を超えないことから、 イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円 ハ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円 ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ii 平成23年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円 ③ 平成25年12月第3四半期四半期報告書及び平成26年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 （平成25年12月第3四半期四半期報告書　445,489円 平成26年3月期有価証券報告書　418,193円） が600万円を超えないことから、	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		イ　平成25年12月第３四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成26年３月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成25年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ⅱ　平成26年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、400万円 ④　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成23年９月22日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 1,417,000,000円×4.5／100＝63,765,000万円 について、１万円未満を切り捨てて、6,376万円となる。 ロ　平成24年11月27日提出の有価証券届出書（新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、 2,500,000,000円×4.5／100＝11,250万円となる。	

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

３－４－４　課徴金納付命令までの流れ

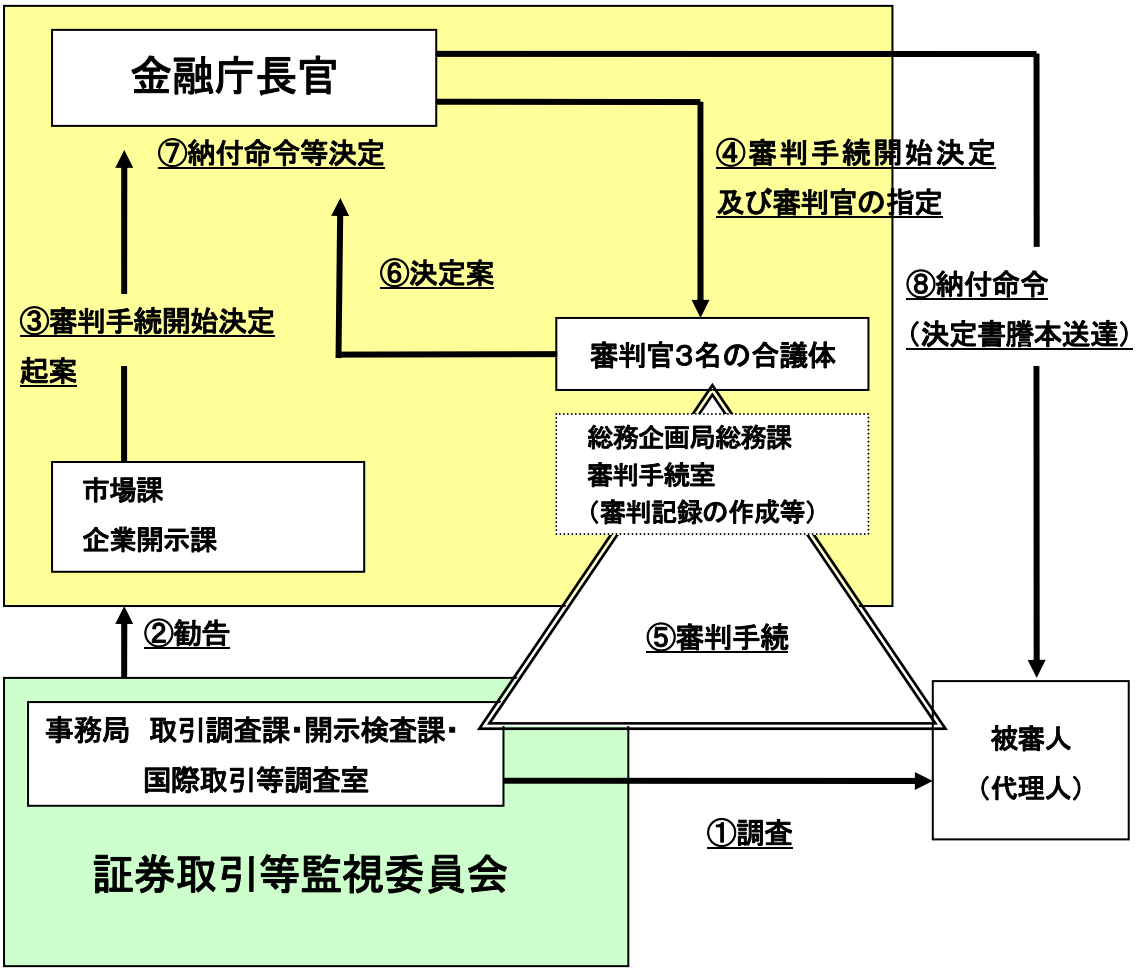

①　証券取引等監視委員会が調査

②　その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

③・④　勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

⑤　審判官による審判手続

⑥　審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

⑦・⑧　金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定

３－４－５　課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

（内部者取引、相場操縦及び偽計）

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
合計	252	5,615,252,935	203	392,700,000	48	1,126,502,935	1	4,096,050,000

（開示規制違反等）

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
合計	88	8,149,399,979	87	8,141,899,979	1	7,500,000

（注）
1　年度とは当年4月～翌年3月をいう。
2　課徴金額は勧告時点のもの。
3　内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件（課徴金額550,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
4　開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件（課徴金額120,730,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
5　その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

３－５　申立て実施状況

１　申立て実施件数一覧表

年度	22	23	24	25	26	合計
合計	2	3	1	2	6	14
無登録業者等	1	3	1	2	6	13
無届募集	1	0	0	0	0	1

２　無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日（申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
1	㈱大経 他２名 （東京都中央区）	平成 22 年 11 月 17 日 （東京地裁）	○　無登録金融商品取引業（株式等の募集の取扱い等）の禁止等 ㈱大経（以下「当社」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成 22 年２月ころから６月ころまでの間、業として、㈱生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を１億円弱で取得していたほか、同年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成 15 年７月の設立以来、別の株式会社４社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第 29 条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるＡ及びＢは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 22 年 11 月 26 日 （東京地裁）
2	㈱生物化学 研究所 （山梨県中央市）	平成 22 年 11 月 26 日 （甲府地裁）	○　無届募集（株式等）の禁止等 ㈱生物化学研究所（以下「当社」という。）は、平成 22 年２月ころから同年６月ころまでの間、７回にわたって自社の株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない㈱大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約 100 名の投資家に株式等を取得させていた（株式の払込金額約１億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約２億 2,000 万円）。また、当社は、平成 22 年 11 月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記７回のうち６回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第４条第１項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。 このような当社の行為は、金商法第４条第１項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。	平成 22 年 12 月 15 日 （甲府地裁）

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
3	ジャパン リアライズ㈱ 他２名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 4 月 28 日 (札幌地裁)	○　無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 ジャパンリアライズ㈱他２名（以下「当社ら」という。）は、平成 20 年 11 月ころから平成 23 年４月までの間、合計 20 本の組合契約（以下「ＪＲファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、ＪＲファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 そうすると、ＪＲファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、６か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、遅くとも、平成 22 年４月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、ＪＲファンドは、特例業務の運用の要件として、ＪＲファンド全体で、適格機関投資家１名以上及び一般投資家 49 名以下からの出資でなければならないところ、運用中のＪＲファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成 21 年８月末以降、49 名を超え、平成 23 年３月末現在約 100 名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。 また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成 23 年５月２日を募集開始日とする新たなＪＲファンドの勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 23 年 5 月 13 日 (札幌地裁)
4	㈱ベネフィット アロー 他３名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 6 月 24 日 (東京地裁)	○　無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 ㈱ベネフィットアロー（以下「当社」という。）は、平成 22 年 11 月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるＡ及び当社代表取締役Ｂは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。 Ｃ（以下、当社、Ａ、Ｂ及びＣを併せて「当社ら」という。）は、平成 22 年６月ころ以降、当社、㈱コンサルティングファーム（東京都中央区）、Ｒリサーチ㈱（東京都中央区）、㈱セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネージメント㈱（東京都台東区）、フロンティアターゲット㈱（東京都台東区）及び㈱ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得	・平成 23 年 7 月 5 日 (東京地裁) (被申立人１名) ・平成 23 年 7 月 15 日 (東京地裁) (上記１名以外の被申立人ら)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			させた。 当社らの上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社に対しては、平成 23 年４月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Ｃは、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	㈱Ｅファクトリー 及び ㈱エクセレント 他１名 (東京都新宿区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○　適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 ㈱Ｅファクトリー社及び㈱エクセレント社(以下「両社」という。)は、Ａ社長（以下、両社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 23 年１月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率３％から８％（なお、年率は各ファンドごとに異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第 63 条第４項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第１号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月にＥファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 24 年 ２月３日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
6	Ｆ－ＳＥＥＤ㈱ 他１名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 25 年 3 月 22 日 (名古屋地裁)	○　適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 Ｆ－ＳＥＥＤ㈱（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するＡ（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 22 年 11 月ころから平成 25 年３月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 当社らは、平成 23 年３月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の８割を営業者報酬として出資金から収受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 (2) 当社らは、平成 23 年５月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の２割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 上記行為は、金商法第 63 条第４項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第１号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の収受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 25 年 4 月 11 日 (名古屋地裁)
7	㈱ライフステージ 他２名 (東京都新宿区)	平成 25 年 11 月 12 日 (東京地裁)	○　無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 ㈱ライフステージ（以下「当社」という。）は、遅くとも平成 23 年８月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のＬＩＦＥＳＴＡＧＥ　ＬＩＭＩＴＥＤ（以下「リミテッド社」という。）が出資された資金を外国為替証拠金取引（以下「ＦＸ取引」という。）で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成 25 年９月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をＦＸ取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のＧＬＯＢＡＬ	平成 25 年 11 月 26 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
7 つづき			ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ　ＬＴＤ.がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 当社の100パーセント株主で「会長」であるＡ及び代表取締役であるＢ（以下、当社、Ａ及びＢを併せて「当社ら」という。）は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。 以上の結果、平成23年８月頃から平成25年10月頃までの間に、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第２項第２号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年９月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。 以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
8	アイエムビジョン㈱ 他１名 （名古屋市中区）、 （適格機関投資家等特例業務届出者）	平成26年 １月10日 （名古屋地裁）	○　無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 アイエムビジョン㈱（以下「当社」という。）他１名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成23年１月頃から平成25年10月頃までの間、合計12本の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。）に基づく権利の私募を行い、延べ389名から約15億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、６か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年７月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は49名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年７月末以降、49名を超え、平成25年10月末時点で少なくとも139名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。 また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。 そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわらず、平成23年１月頃から平成25年10月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに出資された出資金を充当していた。 以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約４割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させ	平成26年１月24日の名古屋地裁から当社に対する破産手続開始決定の発令を受け、同月31日に申立てを取下げ

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
8 つづき			ている。 　このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 　さらに、当社らは、平成26年１月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。 　以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
9	㈱ＵＡＧ他２名 （大阪市福島区）、 （適格機関投資家等特例業務届出者）	平成26年 ６月６日 （大阪地裁）	○　無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 ㈱ＵＡＧ（以下「当社」という。）代表取締役Ａ及び従業員Ｂ（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、遅くとも平成24年７月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のＵＰＤＡＴＥ　ＡＳＩＡ　ＧＲＯＵＰ　ＬＩＭＩＴＥＤが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする２本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年７月頃から平成26年５月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。 　なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 　当社らの上記行為は、金商法第28条第２項第２号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 　そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成26年２月頃から同年３月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。 　以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成26年 ６月23日 （大阪地裁）
10	㈱Ｇｒａｎｔ他３名 （大阪市北区）	平成26年 ７月３日 （大阪地裁）	○　無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 ㈱Ｇｒａｎｔ（以下「当社」という。）代表取締役Ａ、当社関係者Ｂ及び同Ｃ（以下、Ａ及びＢと併せて「Ａら」という。また、当社及びＡらを併せて「当社ら」という。）は、平成23年12月頃以降、Ｂが「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 　その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成23年12月頃から平成26年５月頃までの間で、延べ約1,600名に及び、同月までの積立額の合計は約16億円に上る。 　なお、当社らは、Ａらが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。 　当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第28条第２項第２	平成26年 ７月28日 （大阪地裁）

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
10 つづき			号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社らは、平成 26 年５月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。 なお、以上に加え、Ａらは、平成 19 年８月頃から平成 21 年 12 月頃までの間、Ｂが代表者を務める株式会社アビオン 35（金融商品取引業の登録等はない。）において、また平成 22 年１月頃から平成 23 年 11 月頃までの間、Ｃが代表者を務めるジースリー株式会社（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成 19 年８月頃から平成 23 年 11 月頃までの間で、延べ約 2,400 名に及び、本年５月までの積立額の合計は約 73 億円に上る。 さらに、Ａらは、平成 19 年３月頃から平成 24 年５月頃までの間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分（主に匿名組合契約に基づく権利）の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約 1,600 名に及び、その出資額は約 56 億円に上る。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
11	㈱グランター他２名 （東京都港区）	平成 26 年 ８月６日 （東京地裁）	○　無登録金商業（投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い）の禁止等 ㈱グランター(以下「当社」という。)、当社代表取締役Ａ及び当社職員Ｂ(以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のＰＢ　ＥＤＧＥ　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ（以下「ＰＢ社」という。）が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家とＰＢ社との間で、投資一任契約を締結させた。 また、当社らは、平成 26 年１月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社であるＳＴパートナーズ株式会社が発行する社債の取得を行うことを事業内容とするＳＴＰ合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。 さらに、当社らは、平成 24 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 その結果、平成 25 年 10 月頃から平成 26 年６月頃までの間に、延べ 1,826 名の一般投資家がＰＢ社との間で投資一任契約を締結し、約６億円を出資した。また、同年１月頃から同年６月頃までの間に、延べ 1,129 名の一般投資家がＳＴＰ合同会社の社員権を取得し、約７億円を出資した。さらに、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年６月頃までの間に、延べ 251 名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約 4,500 万円を出資した。 なお、当社らは、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記各行為は、金商法第 28 条第３項第２号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第２項	平成 26 年 ９月５日 （東京地裁）

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
11 つづき			第２号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第 29 条に違反するものである。 　そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。 　以上に加え、当社らは、平成 23 年 10 月頃から平成 25 年９月頃までの間、当社の関連会社である外国法人のＳｔｅｐ　１　Ｕｐ　（Ａｓｉａ）　Ｌｉｍｉｔｅｄが運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、延べ 4,553 名の一般投資家と同社との間で投資一任契約を締結させ、約 27 億円を出資させた。また、当社は、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年３月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の株式会社エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ 2,224 名の一般投資家に約 40 億円を出資させた。そして、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記ＰＢ社が運用を行うとするラップ口座及びＳＴＰ合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。 　以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
12	㈱ＥＳＰＬＵＳ 他１名 （大阪市淀川区）	平成 26 年 ９月 12 日 （名古屋地裁）	○　無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 ㈱ＥＳＰＬＵＳ（以下「当社」という。）は、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のＣａｎｎｉｐ　Ｌｉｍｉｔｅｄ（以下「カニップ社」という。）において出資金を集め、当社代表取締役Ａ（以下「Ａ」といい、当社と併せて「当社ら」という。）が役員会会長を務める外国法人のＮｉｐｐｏｎ　Ｄｒａｇｏｎ　Ｒｅｓｏｕｒｃｅｓ　Ｉｎｃ．の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナルリソースファンド」という名称のファンド（以下「カニップファンド」という。）に係る権利の取得勧誘を行っている。 　また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利（投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。）の取得勧誘を行っている。 　当社の代表清算人Ａは、当社の名古屋事務所（名古屋市中村区）を主要な拠点とし、当社の大阪事務所（大阪市北区）の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。 　以上の結果、平成 25 年 10 月頃から同 26 年６月頃までの間に、延べ 75 名の一般投資家に約２億 4,000 万円を出資させた。 　当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第２項第２号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 　当社は平成 25 年９月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社らは、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧誘行為を継続していることに加え、平成 24 年１月頃から同 26 年６月頃までの間、多数の一般投資家に対し、Ａが大韓民国に設立した金融投資貸付株式会社が組成する「ＫＴ」という名称のファンドに係る権利の取得勧	平成 26 年 10 月 22 日 （名古屋地裁）

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
12 つづき			誘を行い、延べ 243 名の一般投資家に約５億 8,000 万円を出資させた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
13	ＭＡＳＴＥＲＳ ＤＰＢ ＬＩＭＩＴＥＤ 他１名 （本店　ニュージーランド・オークランド市、日本支店　東京都港区）	平成 27 年 １月 14 日 （東京地裁）	○　無登録金商業（投資一任契約に基づく運用）の禁止等 ＭＡＳＴＥＲＳ ＤＰＢ ＬＩＭＩＴＥＤ（以下「当社」という。）及び当社の代表取締役兼日本における代表者Ａ（以下「当社ら」という。）は、平成 25 年３月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品（以下「ビジネスパック」という。）を販売しており、その内容は、（１）資産形成に関するメールマガジンの配信等、（２）アフィリエイト・プログラム（顧客紹介と報酬支払）への参加権、（３）資産運用を行うための口座の提供などである。 さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座（以下「ＳＭＡ口座」という。）において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。 また、当社らは、平成 26 年 10 月以降、「ＭＡＳＴＥＲＳ ＤＰＢ ＬＩＭＩＴＥＤ ＡＤＶＡＮＣＥ」という新たな名称のサービス（以下「アドバンス」という。）の取扱いを開始し、顧客からＳＭＡ口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。 そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくともＳＭＡ口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。 以上の結果、当社らは、平成 25 年３月頃から平成 26 年 12 月頃までの間、少なくとも延べ 940 名の一般投資家から約７億円の資金の預託を受けている。 当社らの上記行為は、金商法第 28 条第４項第１号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社らは、上記のとおり、平成 26 年 10 月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成 25 年３月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。 また、当社らは、本来運用のみに用いられるべきＳＭＡ口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。 以上に加え、Ａは、平成 24 年９月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である株式会社マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 27 年 ２月 23 日 （東京地裁）

一連番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
14	㈱日本ヴェリータ 及び ㈱ギフタージャパン 他１名 （東京都中央区） （適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 27 年 ３月 20 日 （東京地裁）	○　無登録金商業（ファンドの私募等）の禁止等及び適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 ㈱日本ヴェリータ社及び代表取締役Ａ（以下「ヴェリータ社ら」という。）は、平成 23 年 12 月頃から同 27 年２月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする３つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。）に基づく権利の私募を行い、延べ 392 名から約 12 億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、６か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成 26 年６月頃以降、延べ 107 名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第 29 条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 ㈱ギフタージャパン及び同社の業務の実質的管理者であるＡ（以下「ギフター社ら」という。）は、平成 26 年１月頃から同 27 年２月頃までの間、２つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ 84 名から約２億 5,000 万円の出資を受けた。 ギフター社らは、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額（出資金額の１％相当額）を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフター社らは上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。 ギフター社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第 63 条第４項・第 38 条第１号）。 そして、ヴェリータ社、ギフター社及びＡは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。 また、Ａは、ヴェリータ社及びギフター社で一般投資家から集めた出資金を、㈱ＪＢＳホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いやＡへの個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフター社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。 以上からすれば、ヴェリータ社、ギフター社及びＡは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 27 年 ５月 22 日 （東京地裁）

3-5-3　金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て

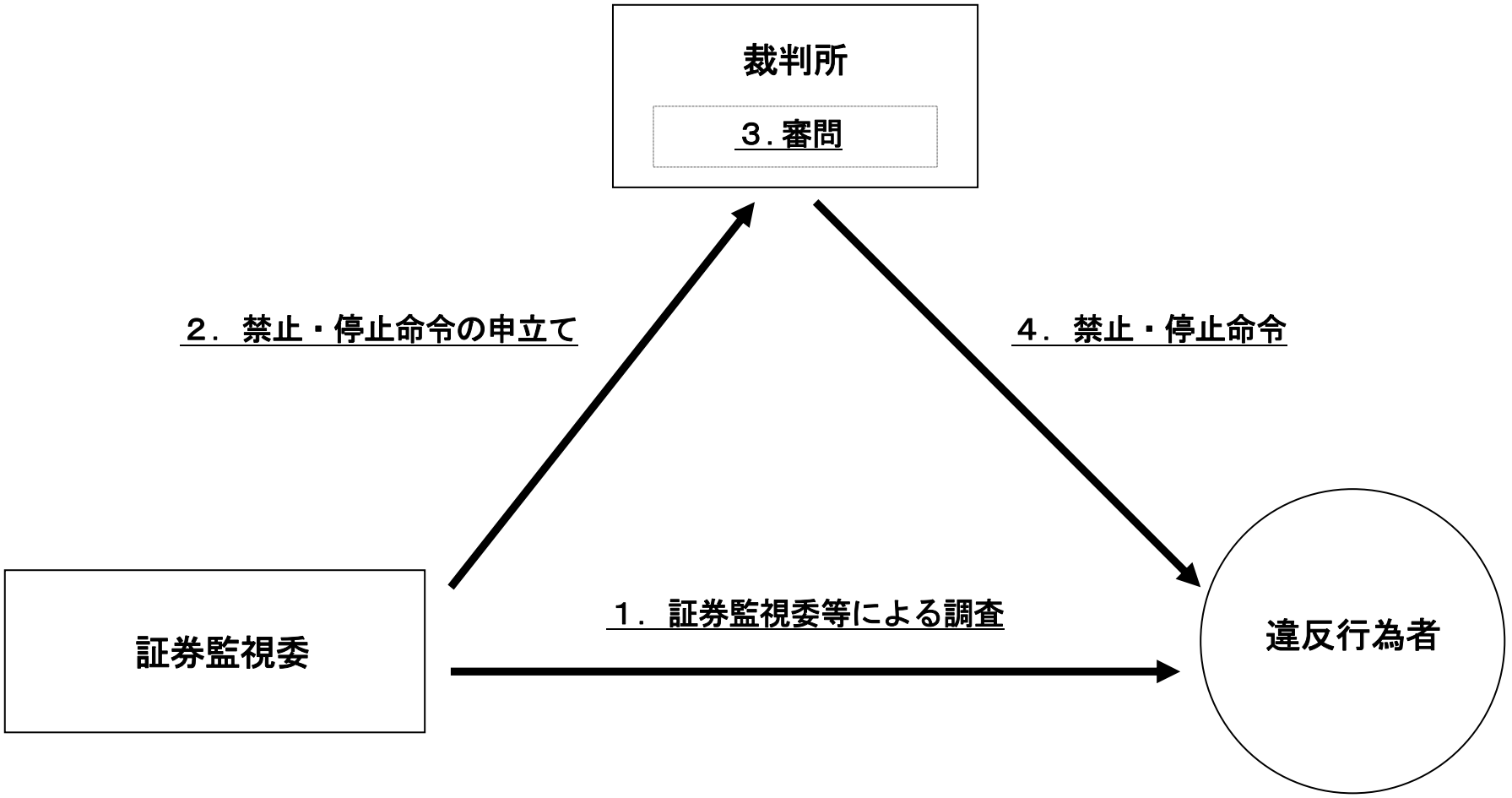

＜金商法第１９２条＞
裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

３－６　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
告発件数	134	8	15	7	3	6	173
告発人数	397	15	46	26	3	12	499

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	5.5.21	証取法第 125 条第１項、第２項等 （相場操縦）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月（執行猶予４年） 金融業者役員　懲役２年（執行猶予３年） （いずれも確定）
		証取法第 27 条の 23 第１項等 （大量保有報告書の不提出）	②　上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第１号の２ 同法第 207 条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長　懲役１年８月 同社役員　懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 同社役員　懲役１年２月（執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長　懲役１年８月（執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師　罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師　原判決破棄　地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師　原判決破棄　高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師　控訴棄却 16.1.13（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同行役職員2名　罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役6月（執行猶予2年） （いずれも確定）
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本繊物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月（執行猶予3年） 追徴金約2,621万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄　地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄　高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円（略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長　懲役6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社　罰金1億円 同社社長、同社役員Ａ 懲役1年（執行猶予3年） 同社役員Ｂ　懲役8月（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,363万円 （いずれも確定） (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員Ａ　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員　懲役10月（執行猶予2年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月（執行猶予 3 年） 同社役員 2 名　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 （いずれも確定）
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金 8,000 万円 同社役員Ａ　懲役 10 月（執行猶予 2 年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員 2 名　懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役 10 月（執行猶予 3 年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ　懲役 10 月（執行猶予 3 年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役 3 年（執行猶予 5 年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金 4,000 万円 同社副社長　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 同社役職員 3 名 懲役 10 月（執行猶予 3 年） 同社役職員 2 名　懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役 9 月　追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 （いずれも確定）
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長　懲役2年6月　（執行猶予5年） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第167条第1項 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員　懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員　控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員　上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.15（東京簡裁） 部下職員　罰金50万円（略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員　懲役1年　罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員　懲役1年 罰金200万円 同業他社社長　懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 金融業者　罰金400万円 （いずれも確定）
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取　懲役3年（執行猶予4年） 同行副頭取2名　懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18（最高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長　懲役1年4月（執行猶予3年） 同行頭取　懲役1年（執行猶予3年） 同行副頭取　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 21.12.7（最高裁） いずれも原判決を破棄　東京高裁に差戻 23.8.30（東京高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長　懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社　罰金 1,000 万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） （確定）
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員 2 名　罰金 30 万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10（東京地裁） 同社会長　懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10（東京高裁） 控訴棄却 18.11.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役 8 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金 50 万円（略式命令） 追徴金約 158 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同法第 197 条第 1 項第 5 号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら 3 名　罰金 50 万円（略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 600 万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条第 5 号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 600 万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 （確定）
36	13.4.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 5 号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 追徴金約 2,818 万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 同社副社長　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 同社常務　懲役 10 月（執行猶予 3 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
38	14.3.20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 1 億 1,395 万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員Ｂ　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 1 億 2,080 万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役 8 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 （確定）
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士 2 名　罰金 50 万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士 1 名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役 2 年 6 月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役 3 年 6 月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師　懲役 10 月（執行猶予 3 年） 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師　懲役 10 月（執行猶予 3 年） 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定） （注）42 号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役 2 年 6 月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役 3 年 6 月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定） (注)41 号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 （略式命令） （確定）
47	14.12.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役 2 年 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定） (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人　懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟　懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務　懲役2年（執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務　懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務　控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長　懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長　控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等（相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長　無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長　上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第 167 条第 1 項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30(東京地裁) 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 （確定）
57	15.11.14	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役 10 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員Ａ　懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員Ｂ　懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金 3 億 1,082 万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役 10 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 （確定）
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員Ｃ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18.3.24（東京地裁） 公認会計士　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士　控訴棄却 22.5.31（最高裁） 公認会計士　上告棄却 （いずれも確定）
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員Ａ　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員Ｂ　懲役 2 年（執行猶予 5 年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員Ｃ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 5 年） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員Ｄ　懲役 6 年 20.1.15（大阪高裁） 同社役員Ｄ　控訴棄却 22.6.4（最高裁） 同社役員Ｄ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
63	16.6.24	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ　控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ　上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ　死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 （風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社　罰金 500 万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 （いずれも確定）
66	16.11.30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 （相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役 1 年 6 月　（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 (注)65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等（内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社　罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）
69	17.3.14	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）
70	17.3.22	証取法第166条第1項等（内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻　懲役1年（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社　罰金2億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第2項等（内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社　罰金1億5,000万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	19.12.21（東京地裁） 懲役 2 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 1,166 万円 21.3.26（東京高裁） 控訴棄却 22.12.13（最高裁） 上告棄却 （確定）
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 同社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） （いずれも確定）
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 公認会計士Ｂ　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 公認会計士Ｃ　懲役 1 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
78	18.2.10	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号（風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（2 名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役 2 年 6 月 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役 1 年 8 月 同社役員Ｂ　懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） (注)いずれも 82 号事件と一括審理 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社　罰金 4,000 万円 20.7.25（東京高裁） 同社代表取締役　控訴棄却 20.9.12（東京高裁） 同社役員Ａ　懲役 1 年 2 月 21.1.7（最高裁） 同社役員Ａ　上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 23.4.25（最高裁） 同社代表取締役　上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 （いずれも確定）
79	18.2.22	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 （確定）
80	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 （確定）
81	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役 10 月（執行猶予 3 年） 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（3 名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役 2 年 6 月 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役 1 年 8 月 同社役員Ｂ　懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員Ｃ　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括審理 20.7.25（東京高裁） 同社代表取締役　控訴棄却 20.9.12（東京高裁） 同社役員Ａ　懲役 1 年 2 月 21.1.7（最高裁） 同社役員Ａ　上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 23.4.25（最高裁） 同社代表取締役　上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 （いずれも確定）
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ　懲役 10 月 公認会計士Ｂ　懲役 1 年（執行猶予 4 年） 20.9.19（東京高裁） 公認会計士Ａ　懲役 1 年（執行猶予 4 年） 20.9.26（東京高裁） 公認会計士Ｂ　控訴棄却 23.5.18（最高裁） 公認会計士Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 （内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月（執行猶予 4 年） 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年（執行猶予 4 年） 追徴金約 435 万円 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 5 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子　懲役 1 年 2 月（執行猶予 4 年） 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子　控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 （嫌疑者）ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19（東京地裁） ファンド実質経営者　懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社　罰金 3 億円 21.2.3（東京高裁） ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社　罰金 2 億円 23.6.6（最高裁） 上告棄却 （いずれも確定）
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	19.12.18（横浜地裁） 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 （確定）
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問　懲役 2 年（執行猶予 3 年） 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 同社役員　懲役 1 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 （内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 （確定） (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 （内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 （相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（７名）	21.9.29（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役　3 年（執行猶予 5 年） 罰金　500 万円 追徴金　約 9 億 7,843 万円 21.9.9（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 追徴金約 2 億 4,533 万円 22.8.4（大阪高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 24.5.29（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 20.11.13（大阪地裁） 会社役員Ｃ　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 2 億 4,533 万円 20.10.31（大阪地裁） 会社役員Ｄ　懲役 1 年（執行猶予 3 年） 追徴金約 2 億 4,533 万円 21.6.24（大阪高裁） 会社役員Ｄ　控訴棄却 23.9.16（最高裁） 会社役員Ｄ　上告棄却 （いずれも確定） （注）104 号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 （内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	20.1.16（札幌地裁） 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20.7.15（札幌高裁） 原判決破棄 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	19.9.10（札幌地裁） 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 （確定）
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23（秋田地裁） 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｂ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｃ　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 250 万円 親族Ｄ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 ＊追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Ａから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族Ａ、Ｂ、Ｃから約 1 億 3,463 万円 （いずれも確定）
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	20.6.30（さいたま地裁） 無職Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 無職Ｂ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 （連帯）
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	21.5.14（東京高裁） 無職Ａ　控訴棄却 無職Ｂ　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職Ａ　上告棄却 （いずれも確定） (注)102 号事件と一括審理（102 号事件では「無職Ｂ」は「会社役員」と記載）
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.7.25（大阪地裁） 会社役員　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金約 4 億 4,225 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
100	19.10.30	証取法第 158 条 （風説の流布）	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 （嫌疑者）会社役員	20.9.17（東京地裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億6,110万円 21.11.18（東京高裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億5,810万円 （確定）
101	19.11.1	証取法第 159 条第1項第1号等 （相場操縦）	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）株式投資アドバイザー等	20.3.21（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予5年） 追徴金約3億8,379万円 20.7.25（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金約4億4,225万円 （注）99号事件と一括審理 22.4（大阪地裁） 株式投資アドバイザー　公訴棄却 （いずれも確定）
102	19.11.29	証取法第 159 条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.6.30（さいたま地裁） 無職　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 会社役員　懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職　控訴棄却 会社役員　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職　上告棄却 （いずれも確定） （注）97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第3項等 （相場固定）	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 （嫌疑者）当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17（名古屋地裁） 当該証券会社　罰金2,500万円 証券会社役員Ｂ　懲役1年（執行猶予3年） 証券会社役員Ｃ 懲役10月（執行猶予3年） 20.9.9（名古屋地裁） 証券会社役員Ａ　懲役1年4月 21.3.30（名古屋高裁） 証券会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予4年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
104	20.3.5	証取法第158条 （偽計）	㈱アイ・シー・エフ（現：㈱オーベン）の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.10.10（大阪地裁） 当該会社　罰金500万円 追徴金7億3,315万円 （連帯） 22.2.3（大阪高裁） 当該会社　控訴棄却 24.7.5（最高裁） 当該会社　上告棄却 20.10.17（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 （連帯） 21.9.29（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役3年（執行猶予5年） 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 （いずれも確定） （注）93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	㈱ポッカコーポレーションほか4社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員	20.3.25（札幌簡裁） 印刷会社社員Ｂ　罰金50万円 20.5.23（札幌地裁） 印刷会社社員Ａ 懲役2年6月（執行猶予3年） 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 （いずれも確定）
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	証券会社社員等は、三光純薬㈱ほか3社が株式交換を行うことなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）証券会社社員等	20.12.25（東京地裁） 証券会社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社社員の知人 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金5,544万円 （内635万円は連帯） （いずれも確定）
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	20.11.28（神戸地裁） 当該会社　罰金500万円 当該会社役員Ｂ　懲役3年(執行猶予4年) 24.12.25（神戸地裁） 当該会社役員Ａ　懲役3年(執行猶予5年) 罰金1,500万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱アイ･エックス･アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	21.1.29（大阪地裁） 当該会社役員Ｃ 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 21.2.9（大阪地裁） 当該会社役員Ｂ 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員Ａ 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 800 万円 （いずれも確定）
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員	21.9.14（東京地裁） 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円（確定）
110	20.11.26	金商法第 158 条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役 6 年 （確定） (注)112 号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	21.4.15（東京地裁） 会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 （確定）
112	20.12.17	金商法第 158 条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役 6 年 （確定） (注)110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	オー・エイチ・ティー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（２名）	21.4.28（広島地裁） 当該会社　罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役２年（執行猶予４年） 当該会社役員Ａ 懲役１年６月（執行猶予３年） 当該会社役員Ｂ　懲役１年(執行猶予３年) （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）ＩＲコンサルティング業	21.5.25（大阪地裁） 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金 300 万円 追徴金約１億 2,092 万円 （確定）
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等（虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役３年 罰金 1,000 万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） （いずれも確定） （注）120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者） 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8（高松地裁） 上場企業代表取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金　３億 5,500 万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社元役員	21.5.27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 （確定）
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21.6.17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 （確定）
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21.12.10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 （確定）
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役　3 年 罰金　1,000 万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役　2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定） （注）115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）公認会計士	24.1.30（さいたま地裁） 懲役 3 年 6 月 25.1.11（東京高裁） 控訴棄却 26.9.17（最高裁） 上告棄却 （確定）
122	21.7.14	証取法第 158 条等 （偽計）	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は，同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し，あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 （嫌疑者）会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22.11.30（東京高裁） 控訴棄却 23.3.23（最高裁） 上告棄却 （確定）
123	21.7.31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 （内部者取引）	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社従業員 会社員	21.12.24（さいたま地裁） 当該会社従業員 懲役 2 年（執行猶予 3 年） 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年（執行猶予 3 年） 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円 22.6.10（東京高裁） 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、日立造船㈱ほか1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 会社役員	22.4.28（東京地裁） 無職A 懲役2年2月（執行猶予4年） 罰金250万円 追徴金約2億2,661万円 会社役員B 懲役2年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億2,661万円 無職C 懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約2億2,661万円 （連帯） （いずれも確定）
125	21.10.20	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	22.2.4（東京地裁） 懲役2年6月 罰金500万円 追徴金15億3,180万円 （確定）
126	21.11.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）当該会社代表取締役 会社役員（4名） 会社員 不詳　（3名）	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 （注）129号事件と一括審理 22.8.25（大阪地裁） 会社員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約2億5,529万円 22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円 （注）132号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
127	21.12.15	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	㈱テレウェイヴ（現：㈱ＳＢＲ）の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員（2 名） 会社員	22.4.5（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 8,462 万円 会社役員Ｂ 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 200 万円 会社員 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7,218 万円 （いずれも確定）
128	21.12.15	金商法第 167 条第 3 項等（内部者取引）	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	
129	21.12.24	金商法第 158 条等（偽計）	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、ＩＡＢｊａｐａｎ株式会社は，第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 （注）126 号事件と一括審理 被告会社　罰金 3,000 万円 （いずれも確定）
130	22.2.9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）会社経営者	24.6.6（大阪地裁） 会社経営者　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25（大阪高裁） 会社経営者　控訴棄却 27.4.8（最高裁） 会社経営者　上告棄却 （確定） （注）132 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
131	22.3.2	証取法第 197 条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金 300 万円 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役３年 罰金 800 万円 24.12.13（東京高裁） 当該会社代表取締役会長　控訴棄却 25.1.17（東京高裁） 当該会社代表取締役副会長　控訴棄却 25.6.4（最高裁） 当該会社代表取締役副会長　上告棄却 （いずれも確定） （注）133 号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第 166 条第１項第１号等 （内部者取引）	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び第三者割当増資の約９割は失権すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 （嫌疑者）当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役３年（執行猶予４年） 罰金 300 万円 追徴金約２億 6,477 万円 （注）126 号事件と一括審理 （確定） 24.6.6（大阪地裁） 当該会社実質的経営者 懲役３年（執行猶予５年） 罰金 400 万円 追徴金約３億 7,637 万円 25.10.25（大阪高裁） 当該会社実質的経営者　控訴棄却 27.4.8（最高裁） 当該会社実質的経営者　上告棄却 （確定） （注）130 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
133	22.3.19	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13（東京高裁） 当該会社代表取締役会長　控訴棄却 25.1.17（東京高裁） 当該会社代表取締役副会長　控訴棄却 25.6.4（最高裁） 当該会社代表取締役副会長　上告棄却 （いずれも確定） （注）131 号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第 158 条等 （偽計）	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 会社役員（2 名） 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24（東京地裁） 元当該会社顧問 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定）
135	22.5.11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 （内部者取引）	㈱ＧＤＨほか 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売買した。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 （確定） （注）136 号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第 166 条第 3 項等 （内部者取引）	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 （確定） （注）135 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役社長 懲役3年 24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役専務 懲役3年 （いずれも確定）
138	22.10.26	金商法第158条等 （偽計）	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	23.3.10（大分地裁） 懲役2年4月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26（福岡高裁） 控訴棄却 24.11.19（最高裁） 上告棄却 （確定）
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 （内部者取引）	ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者） 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7（東京地裁） 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約3,725万円（うち2,766万円は被告会社と連帯） 同人の主宰法人 罰金400万円 追徴金2,766万円（被告人と連帯） （いずれも確定）
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 （無届社債券募集）	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3（福岡地裁） 当該会社代表取締役会長　懲役6年 罰金300万円 26.2.27（福岡高裁） 当該会社代表取締役会長　控訴棄却 27.4.1（最高裁） 当該会社代表取締役会長　上告棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	24.3.7（東京地裁立川支部） 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19（東京高裁） 控訴棄却 24.10.30（最高裁） 上告棄却 （確定）
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月（執行猶予3年） 当該会社嘱託社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金400万円 会社役員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 24.9.20（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定）
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において，同委託先法人が反社会的勢力であるとし，当該交渉業務について，同社役員らも捜査対象となっていたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中（横浜地裁）
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び業務提携を行うこと（重要事実）についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	23.9.16（東京地裁） 懲役3年（執行猶予3年） 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
146	23.8.2	金商法第 158 条等 （偽計）	㈱ＮＥＳＴＡＧＥは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物３物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員（2 名） 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23.10.11（大阪地裁） 会社役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 会社員 懲役１年６月（執行猶予３年） （いずれも確定） 25.5.10（大阪地裁） 当該会社　罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役１年４月（執行猶予３年） 当該会社取締役 懲役１年２月（執行猶予３年） 当該会社執行役員 懲役１年（執行猶予３年） （確定）
147	23.8.5	金商法第 159 条第２項第１号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱ＧＡＢＡほか２銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	24.5.14（福岡地裁） 懲役３年 罰金 300 万円 追徴金約１億 8,695 万円 25.1.25（福岡高裁） 控訴棄却 （確定）
148	23.12.12	金商法第 158 条等 （偽計）	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社社員（2 名） 会社員 証券ブローカー	24.2.14（東京地裁） 会社員　　懲役２年６月（執行猶予３年） 24.3.7（東京地裁） 当該会社社員Ｂ 懲役１年６月（執行猶予３年） 24.3.12（東京地裁） 当該会社社員Ａ 懲役２年（執行猶予３年） 証券ブローカー 懲役２年６月（執行猶予４年） （いずれも確定）
149	23.12.21	金商法第 158 条等 （風説の流布及び偽計）	エスプールほか３銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 （嫌疑者）無職	23.12.22（神戸簡裁） 罰金 30 万円 追徴金４万 8,330 円 （略式命令） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
150	24.1.31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 （内部者取引）	ＮＥＣエレクトロニクス㈱が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと（重要事実）及びエルピーダメモリ㈱が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと（重要事実）を知り、それぞれの事実の公表前にＮＥＣエレクトロニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	25.6.28（東京地裁） 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26.12.15（東京高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
151	24.3.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2 期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員（3 名）	25.7.3（東京地裁） 当該会社　罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 当該会社監査役 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） （確定） 26.12.8（東京地裁） 会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 700 万円 公判係属中（東京高裁） （注）155 号事件と一括審理 公判係属中（東京地裁） 会社役員（2 名） （注）156 号事件と一括審理
152	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	24.9.26（福岡地裁） 当該会社社員　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20（福岡高裁） 会社役員　控訴棄却 （いずれも確定） （注）153 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
153	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	24.9.26（福岡地裁） 当該会社社員　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20（福岡高裁） 会社役員　控訴棄却 （いずれも確定） （注）152 号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第 158 条等 （偽計）	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12（東京地裁） 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 400 万円 （確定） 当該会社　罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 400 万円 26.1.17（東京高裁） 当該会社　控訴棄却 当該会社代表取締役　控訴棄却 26.10.16（最高裁） 当該会社　上告棄却 当該会社代表取締役　上告棄却 （確定）
155	24.3.28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（3 期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25.7.3（東京地裁） 当該会社　罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 当該会社監査役 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） （確定） 26.12.8（東京地裁） 会社役員　懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 700 万円 公判係属中（東京高裁） （注）151 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
156	24.3.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（東京地裁） 会社役員 （注）151号事件と一括審理
157	24.3.28	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること（重要事実）についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）無職	24.5.18（神戸地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約8,637万円 （確定）
158	24.7.9	金商法第38条の2第1号等 （投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18（東京地裁） 当該会社代表取締役　懲役15年 当該会社取締役　懲役7年 証券会社代表取締役　懲役7年 没収金約5億6,884万円 上記被告人3名から連帯して追徴金約156億9,809万円 27.3.13（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 証券会社代表取締役　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）160、162、163号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第167条第1項第4号等 （内部者取引）	㈱日立物流が㈱ﾊﾞﾝﾃｯｸ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務委託契約を締結していた証券会社社員（元執行役員）、会社役員Ａ、会社役員Ｂ、無職	25.2.28（横浜地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約1億43万円 （確定） 25.9.30（横浜地裁） 証券会社社員（元執行役員） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金150万円 公判係属中（東京高裁） （注）161号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等（投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18（東京地裁） 当該会社代表取締役　懲役 15 年 当該会社取締役　懲役 7 年 証券会社代表取締役　懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 証券会社代表取締役　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）158、162、163 号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等（内部者取引）	㈱TM ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝがﾊﾞﾙｽ㈱株券の公開買付けを行うこと（ほか 1 件）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務委託契約を締結していた証券会社社員（元執行役員）、会社役員Ａ、会社役員Ｂ、無職	25.2.28（横浜地裁） 会社役員Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 （確定） 25.9.30（横浜地裁） 証券会社社員（元執行役員） 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 150 万円 公判係属中（東京高裁） （注）159 号事件と一括審理
162	24.9.19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等（投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18（東京地裁） 当該会社代表取締役　懲役 15 年 当該会社取締役　懲役 7 年 証券会社代表取締役　懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 証券会社代表取締役　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）158、160、163 号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等（投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18（東京地裁） 当該会社代表取締役　懲役 15 年 当該会社取締役　懲役 7 年 証券会社代表取締役　懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 証券会社代表取締役　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）158、160、162 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
164	24.12.18	金商法第 158 条等 （偽計）	㈱ｾｲｸﾚｽﾄは、合同会社ｶﾅﾔﾏを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社ｶﾅﾔﾏは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 （嫌疑者）当該会社元代表取締役、会社役員	25.9.12（大阪地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約6億2,926万円 26.3.25（大阪高裁） 会社役員　控訴棄却 公判係属中（最高裁） 25.9.26（大阪地裁） 当該会社元代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 （確定）
165	25.4.30	金商法第 166 条第1項第1号等 （内部者取引）	イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする（重要事実）とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと（重要事実）についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	25.11.22（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約4,473万円 （確定）
166	25.7.12	金商法第 159 条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	26.7.4（東京地裁） 懲役3年（執行猶予4年） 罰金2,000万円 追徴金約8,286万円 公判係属中（東京高裁）
167	26.3.19	金商法第 158 条等 （風説の流布）	カネヨウ㈱ほか2銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 （嫌疑者）会社役員	26.3.20（名古屋簡裁） 罰金80万円 追徴金275万円 （略式命令） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判　　決
168	26.6.16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	公判係属中（東京地裁）
169	26.8.8	金商法第 158 条等 （偽計）	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）会社員	26.10.21（東京地裁） 懲役 2 年（執行猶予 3 年） （確定）
170	26.10.7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエントコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職、会社員	公判係属中（東京地裁）
171	26.12.19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱ｆｏｎｆｕｎの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職	27.4.14（神戸地裁） 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3,291 万円 公判係属中（大阪高裁）
172	27.2.2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱太陽商会（当時：㈱ＮｏｗＬｏａｄｉｎｇ）は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	公判係属中（東京地裁）
173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 （内部者取引）	豊田通商㈱が㈱トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員（2 名）	公判係属中（東京地裁）

３－７　建議実施状況等

１　建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	４～21	22	23	24	25	26	合計
件　　数	19	2	1	1	0	1	24

２　建議案件の概要一覧表

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第２項第１号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月30日から施行された。）。
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月１日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年１月４日施行)。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年６月 20 日成立した（平成 20 年４月１日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行）。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
	に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19.2.16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第１項ほか）、不公正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が５年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行）。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年８月１日施行）。
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年８月１日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21．4．24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、１日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成 22 年８月１日施行）。
21．4．24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成 21 年８月１日発出）。
22．10．19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年４月１日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 　したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23．2．8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ①　投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ②　無登録業者に対する名義貸し等 ③　顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④　基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 　これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 　こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 　なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年５月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年４月１日から施行された。）。
23．12．20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 　現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 　したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成24年９月12日に公布された（同法の該当部分は平成 25 年９月６日から施行された。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
25．3．29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融･資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は､｢金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成 25 年９月２日施行)。
26．4．18	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（１名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	平成 26 年９月､金融担当大臣から、金融審議会に対して､｢投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること」について諮問が行われた。この諮問を受けて､金融審議会は｢投資運用等に関するワーキング・グループ」を設置し、同年 10 月から６回にわたり検討･審議が行われ、平成 27 年 1 月 28 日に同ワーキング・グループにおいてとりまとめられた「報告書」が公表された。この報告書を踏まえ、金融庁は、平成 27 年３月 24 日、適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直しを含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出し、同法は同年６月３日に公布された。

3－8　市場のグローバル化への対応状況

1　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局の処分発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙMAS	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ	内部者取引
H18.8.1	英国FSA	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ	内部者取引
H18.12.13	香港SFC	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港SFC	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高経営責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦不正行為

（注）上記は証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加

・証券監視委の幹部が国際シンポジウムに参加、講演を実施

・当局間の協力関係の維持・強化や当面の証券市場を巡る諸問題について、海外証券規制当局と意見交換を実施

意見交換・人材交流等

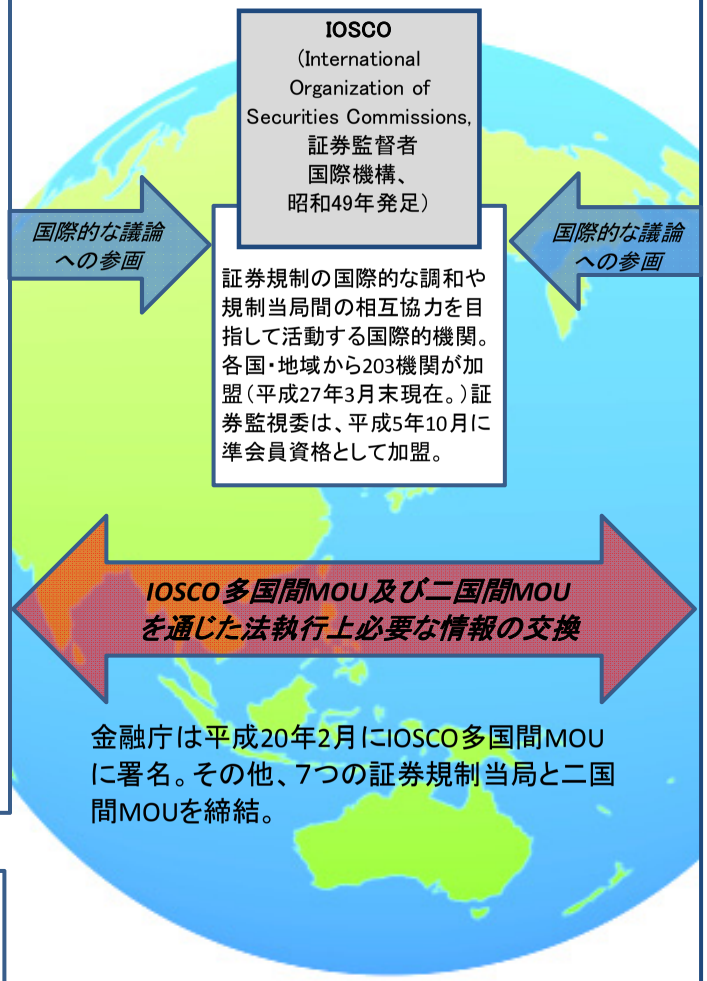

証券取引等監視委員会

第8期活動方針

「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」

○クロスボーダー事案の摘発事例（平成26年度）

告発日	嫌疑者	違反行為
H26.6.16	㈱インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出
H27.3.24	会社役員等	内部者取引

勧告日	勧告対象者	違反行為
H26.9.5	【課徴金勧告】個人	相場操縦
H26.12.5	【課徴金勧告】Areion Asset Management Company Limited	相場操縦
H27.3.6	【課徴金勧告】Select Vantage Inc.	相場操縦

申立日及び公表日	対象者	違反行為及びその対応
H26.6.6	【禁止・停止命令の申立て】株式会社UAG及びその役員等2名	・株式会社UAG（適格機関投資家等特例業務届出者）による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H26.7.3	【禁止・停止命令の申立て】株式会社Grant及びその役員等3名	・株式会社Grant及びその役員等3名（金融商品取引業の登録はない）による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H26.9.12	【禁止・停止命令の申立て】株式会社ESPLUS及びその役員1名	・株式会社ＥＳＰＬＵＳ（金融商品取引業の登録等はない）及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H27.1.30	【調査結果の公表】株式会社Money Management Strength	・株式会社Money Management Strength（適格機関投資家等特例業務届出者）による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表

○市場のグローバル化への体制整備

・国際・情報総括官（次長級）の設置

・国際専門審査官、国際専門調査官等の国際担当職員の配置

・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室の設置

○海外規制当局への事務局職員派遣及び海外規制当局からの職員受入れ・短期研修への参加

・海外規制当局への中・長期派遣

・海外規制当局等が主催する短期研修への参加

○アジアの証券市場整備に向けた技術支援

・事務局職員がアジアの海外当局に対し、調査手法のアドバイスを実施

・事務局職員が研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況や、市場監視・検査手法等を紹介

グローバルに活動する金融機関
海外自主規制機関
国際的な業界団体

意見交換

（注）IOSCO多国間MOU：Multilateral Memorandum of Understanding（平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み）

３－８－２　市場のグローバル化への対応（一覧表）

１．証券監視委による主な摘発等の事例

＜告発＞

告発日 （事件番号※）	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H21.4.27 （119 号事件）	ジェイ・ブリッジ㈱取締役会長	内部者取引	シンガポール通貨監督庁（MAS）
H24.3.6、H24.3.28 （151、155、156 号事件）	オリンパス㈱、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	－
H24.3.26 （154 号事件）	㈱セラーテムテクノロジー及び同社役員	偽計（架空増資）	－
H24.7.9、H24.7.30、H24.9.19、H24.10.5 （158、160、162、163 号事件）	AIJ 投資顧問㈱及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	－
H26.6.16 （168 号事件）	㈱インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	－
H27.3.24 （173 号事件）	会社役員等	内部者取引	－

（※）事件の概要及び公判の状況については、「附属資料３－６－２　告発事件の概要一覧表」参照

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日 （課徴金納付命令決定日）	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H25.7.31 （H26.8.1）	ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティイー・リミテッド	相場操縦	㈱RISE	シンガポール通貨監督庁（MAS）
H25.11.1 （未定）	個人	偽計取引	㈱ウェッジホールディングス	タイ証券取引委員会（SECT）
H25.12.2 （H26.12.26）	ＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．	内部者取引	日本板硝子㈱	シンガポール通貨監督庁（MAS）
H26.2.18 （H26.3.24）	Select Vantage Inc.	相場操縦	㈱酉島製作所、ホシザキ電機㈱	オンタリオ証券委員会（OSC）
H26.9.5 （H26.11.6）	個人	相場操縦	長期国債先物	シンガポール通貨監督庁（MAS）
H26.12.5 （未定）	Areion Asset Management Company Limited	相場操縦	日東電工㈱	香港証券先物取引委員会（SFC）
H27.3.6 （未定）	Select Vantage Inc.	相場操縦	日本海洋掘削㈱等合計４５銘柄	英国金融行為規制機構（FCA）

＜行政処分勧告＞

勧告日 （行政処分日）	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 （H25.4.26）	MRI INTERNATIONAL, INC	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会（SEC）

＜裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表＞

申立日 及び公表日 （発令日）	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2 名 （禁止･停止命令の申立て）	・株式会社 UAG（適格機関投資家等特例業務届出者）による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.7.3 （H26.7.28）	株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 （禁止･停止命令の申立て）	・株式会社 Grant 及びその役員等 3 名（金融商品取引業の登録はない）による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.9.12 (H26.10.22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1 名 （禁止･停止命令の申立て）	・株式会社ＥＳＰＬＵＳ（金融商品取引業の登録等はない）及びその役員１名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H27.1.30	株式会社 Money Management Strength （調査結果の公表）	・株式会社 Money Management Strength（適格機関投資家等特例業務届出者）による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会 (SEC)

２．海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

※　平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

３－９　平成26年度　主な講演会等の開催状況
－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象：市場参加者（32件）】			
平成26年	5月14日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	5月21日	資本市場研究会（大阪）	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月26日	資本市場研究会（東京）	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月28日	資本市場研究会（名古屋）	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月4日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	6月10日	日本証券業協会（大阪）	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	日本投資顧問業協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月19日	日本投資顧問業協会	運用を考える――経済と制度の日米比較
	7月2日	日本証券業協会（東京）	内部管理における検証手法
	7月11日	日本証券業協会（東京）	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～営業員向け～
	7月17日	日本証券業協会（東京）	システムリスク（情報セキュリティ）管理態勢について～検査官の視点で～
	9月11日	国際銀行協会	The SESC's Inspection Policy and Program for 2014-2015
	10月10日	日本証券業協会（東京）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月15日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	10月21日	日本証券業協会（東京）	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～リテール業務向け～
	10月29日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	10月29日	全国信用組合中央協会	証券検査をめぐる最近の動向～登録金融機関業務における内部管理態勢～
	11月7日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	11月11日	日本証券業協会（名古屋）	内部管理態勢整備の留意点
平成27年	1月14日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	1月16日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向－健全で活力ある市場を目指して－ （上場会社コンプライアンスフォーラム（名古屋））
	1月27日	日本証券業協会（東京）	証券会社のリスク管理態勢について ～財務の健全性等に必要なリスク管理態勢～
	2月5日	日本証券業協会（名古屋）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月5日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月6日	日本証券業協会（大阪）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月10日	日本証券業協会（東京）	内部管理態勢整備の留意点
	2月16日	日本証券業協会（東京）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月20日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向－健全で活力ある市場を目指して－ （上場会社コンプライアンスフォーラム（大阪））
	3月2日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向－健全で活力ある市場を目指して－ （上場会社コンプライアンスフォーラム（東京））
	3月13日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向－健全で活力ある市場を目指して－ （上場会社コンプライアンスフォーラム（札幌））
	3月25日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向－健全で活力ある市場を目指して－ （上場会社コンプライアンスフォーラム（福岡））
	3月31日	日本証券業協会	最近の検査指摘事例

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象：自主規制機関等（21件）】			
（取引所）			
平成26年	4月8日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	5月29日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月3日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月5日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月10日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月19日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月27日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月26日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成27年	2月4日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
（取引業協会等）			
平成26年	4月15日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月21日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月17日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月23日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月7日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月12日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月16日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
平成27年	1月28日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象：公認会計士（3件）】			
平成26年	11月21日	仰星監査法人等	インサイダー取引について
平成27年	1月7日	三優監査法人	インサイダー取引について
	2月10日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
【対象：弁護士等（2件）】			
平成26年	5月19日	第二東京弁護士会金融商品等取引法研究会	不公正ファイナンスへの証券監視委の対応
	10月22日	第一東京弁護士会金商法研究部会	証券監視委の業務説明
【対象：大学・大学院（5件）】			
平成26年	5月12日	慶應義塾大学	証券市場と日本経済
	6月19日	慶應義塾大学	証券取引等監視委員会の活動状況～いくつかの事例を題材にした、今後、日本市場を支えていかれる皆様へのメッセージ～
	10月28日	福岡大学	"不公正ファイナンス"と証券取引等監視委員会の取組み
	11月11日	福岡大学	有価証券報告書等虚偽記載
	12月10日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明

3－10 平成26年度 各種広報媒体への寄稿
－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒 体	テーマ
平成26年	4月25日	日本証券業協会HP 証券業報	平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	10月27日	日本証券業協会HP 証券業報	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成26年	4月2日	東京証券取引所 メールマガジン	平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	4月16日		HFT などの金融市場における新たな動きに関する研究のご紹介
	4月30日		「証券検査」のあり方と最近の取組みについて
	5月14日		平成25年7月以降に勧告した内部者取引に関する課徴金納付命令勧告事案の特色について
	5月28日		事実を事実として
	6月11日		ネット掲示板を悪用した風説の流布事件の告発について
	6月25日		平成25年度の証券監視委活動状況について
	7月9日		デリバティブ取引に係る相場操縦事案について
	7月30日		金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立ての活用について
	8月13日		公開買付関係者によるインサイダー取引について
	8月27日		開示検査の結果行われた自発的訂正について
	9月10日		“性悪説”
	9月24日		証券監視委の更なる機能強化を目指して － 基盤・体制の整備 －
	10月8日		証券取引等監視委員会のポスター刷新及びナビダイヤルの導入について
	10月22日		金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て事例等について
	11月5日		本年7月以降の課徴金納付命令勧告の概要について
	11月19日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
	12月3日		リスクを愛することについて
	12月17日		海外の市場監視執行当局との連携・協力強化について
平成27年	1月7日		国際取引等調査室における勧告事案について
	1月21日		朝日に↘ほふ山ざくら花
	2月4日		最近の課徴金納付命令勧告の概要について（26年11～12月分）
	2月18日		有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について
	3月4日		平成26年度の証券取引等監視委員会による告発状況について
	3月18日		IOSCO APRC法執行当局課長級会合について

掲載日		媒　体	テーマ
平成27年	1月12日	週刊経営財務	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	2月16日	週刊金融財政事情	金融商品取引法における課徴金納付命令勧告事案の傾向
平成26年	12月25日 （1月号）	月刊日本行政	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成26年	12月1日 （12月号）	月刊監査研究	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成27年	1月1日 （1月号）		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	1月1日 （1月号）	会計・監査ジャーナル	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	2月1日 （2月号）		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	2月25日 （2月号）	月刊監査役	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	3月25日 （3月号）		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒　体	テーマ
平成26年	4月1日	証券監視委メールマガジン	電子掲示板を悪用した風説の流布事件の告発について
	5月1日		適格機関投資家等特例業務に関する特例についての建議
	6月2日		情報提供窓口（ウェブサイト）の改修等について「SESC Latest Topics」の新設について
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	8月1日		最近の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について
	9月1日		最近の不公正取引事案（国際取引等調査）に係る課徴金納付命令勧告について
	10月1日		開示規制違反に関する課徴金事例集の公表について
	11月4日		告発事案から見た相場操縦行為に対する犯則調査について
	12月1日		第2回アジア太平洋市場監視当局者対話を東京で開催しました
平成27年	1月5日		証券取引等監視委員会のポスター刷新及びナビダイヤルの導入について
	2月2日		証券検査における最近の主な指摘事項について
	3月2日		最近の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

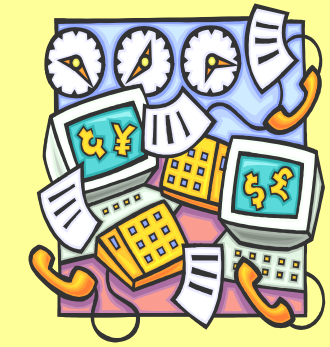

・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
・風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
・疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先 など）
・上場会社の内部統制の問題 ・・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

・証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題 など）
・経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、自己資本規制比率の算定 など）・・・・など

その他の情報

・疑わしい金融商品やファンド（投資詐欺的な資金集め など）、無登録業者
・市場の公正性を害する市場参加者（いわゆる仕手グループ など）・・・・ など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会　情報提供窓口
〒100－8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館
電話　：　0570－00－3581（ナビダイヤル）　※一部のIP電話等は03－3581－9909（情報提供窓口直通）
FAX　：　03－5251－2136
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

４ － ２

年金運用ホットラインでの情報受付について
～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕
・投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
・年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
・年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
・契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕
・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報提供窓口で受け付けております。）。
・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

〇直通電話：03－3506－6627

〇電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介しております。

（参考１）匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　情報提供窓口

〇直通電話：0570－00－3581（ナビダイヤル）
※一部の IP 電話等は 03－3581－9909

〇ＦＡＸ：03－5251－2136

〇インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

（参考２）公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　公益通報窓口

〇直通電話：03－3581－9854

〇ＦＡＸ：03－5251－2198

〇インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

４ － ３

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会（以下「当委員会」という。）では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等）の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

≪公益通報窓口で受け付ける通報について≫

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

(1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。
（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）

(2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。

(3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。

(4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。

(5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報提供窓口に情報提供をお願いいたします。

（証券取引等監視委員会情報提供窓口）

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報提供窓口

電話番号：0570－00－3581（ナビダイヤル）

※一部のIP電話等は03－3581－9909

FAX：03－5251－2136

≪公益通報にあたってのご注意≫

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

(1) 氏名（匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております）

(2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

(3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）

(4) 通報者と被通報者の関係

(5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。

5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

≪通報及び相談窓口について≫
通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。
通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

（通報先）

郵送	〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　公益通報窓口
FAX番号	03－5251－2198
電子メール	koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

（相談先）

直通電話	03－3581－9854
相談受付日	月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）
受付時間	午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分まで

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！
～ 未公開株に関するご注意 ～

平成２１年６月１９日
金　　融　　庁
証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例
・日本証券監視委員会　　・証券取引管理委員会
・証券取引等監察委員会　　・金融監視委員会　　など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口
○金融庁金融サービス利用者相談室
電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１
※IP 電話・PHS からは０３－５２５１－６８１１におかけください。
ＦＡＸ：０３－３５０６－６６９９
○証券取引等監視委員会　情報提供窓口
証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係
直　通（ナビダイヤル）：０５７０－００－３５８１
※一部のＩＰ電話等は０３－３５８１－９９０９
ＦＡＸ：０３－５２５１－２１３６
代　表：０３－３５０６－６０００　（内線３０９１、３０９３）

http://www.fsa.go.jp/sesc/